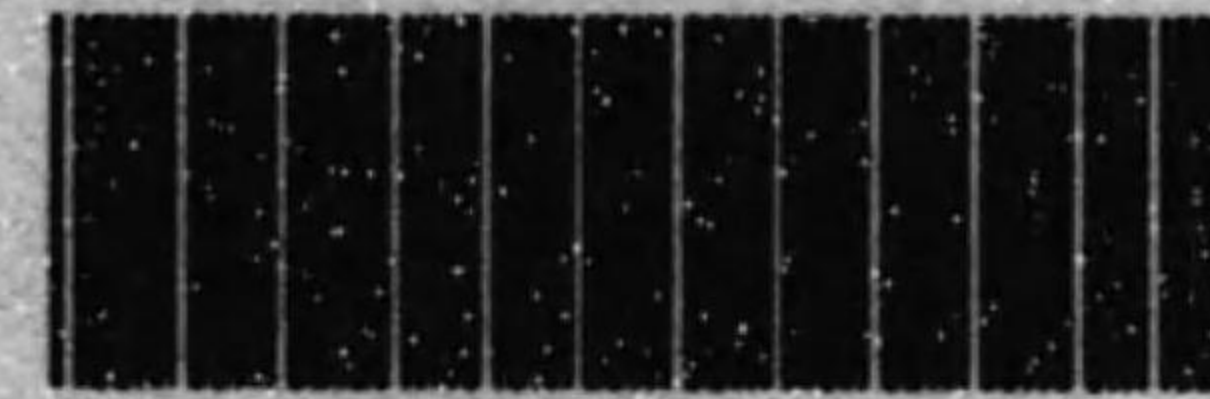


14.4

739



0039004006

0039004-006

14.4-739

融和事業年鑑

中央融和事業協会・編

中央融和事業協会

昭和2至10年版

昭和2-10

AGH

14.4

739

融和事業年鑑

(昭和七年版)

1111



融和事業年鑑

(昭和七年版)



發行所寄贈本

財團中央融和事業協會
法人



144-739

緒言——昭和六年度融和運動概観

昭和六年度中融和運動の上に最も大なる影響を與へたものは謂ふまでもなく、一般社會を風靡する經濟的恐慌のそれであつた。さなきだに部落の産業状態は現下一般の産業經濟機構に遅れ所謂封建的産業形態を持続するもの尠からぬため、その經濟生活は遙かに一般的標準よりも低下してゐる。随つて最近の深刻なる經濟的不況により最も悲惨なる痛苦を嘗めざるを得ない。顧みるに從來融和問題の主なる對象とされてゐた部落民の精神的差別苦の、本問題上最も根本なることに於て今尙變る所なきも、今日に於ては寧ろ斯かる精神的痛苦の上に、更に深刻なる經濟的痛苦を二重に負荷するを免れざるを得ない。換言せば部落民に執つて過去に於ける觀念的、部分的痛苦は更に經濟的全體的痛苦に置き換へられむとしてゐるのである。

斯かる融和問題の對象乃至はその客觀的形態が變化せる以上、その解決策たる融和運動の上にも亦これに伴ふ運動形態の變化せざるを得ないことは當然である。即ち從來に於ける精神的痛苦に對する一方策たる一般側の反省運動乃至は更に進んで積極的に差別觀念の打破の如き精神的、觀念的運動は、今や科學的に具體的差別事實に基き、特に經濟問題を中心とし、亦部落の部分的對策は部落の全面的對策に次第に移り更にそれを通して部落自身の社會的經濟的地位の向上を以て問題の解決を期せむとする方面に轉向しつゝあることは最近に於ける顯著なる傾向と謂ふことが出来る。

緒言

其他に於ける社會的影響としては、昨六年秋勃發せる滿洲事變に伴ひ我國思想界に國家主義的思想が愈々鮮明に現はれたが、元々國家主義の上に立てる融和運動の上にはさしたる變化をも與へなかつた。たゞ一部地方に於て講演會又は映畫會に同問題を引用したるに過ぎぬ程度であつた。

以上の如き主なる傾向は同年度に於て惹起せる事件に多少の影響さるゝ所有りと云へ、其の主要なる傾向は既に昭和五年度末東京に開催せし第二回全國融和團體聯合大會の協議決定事項を忠實に實踐したるものと謂ふことが出来る。即ち同大會に於ける議事の主力を傾注せるものは、内部の産業及經濟對策並内部の自覺方策を中心とし、差別事件の解決の如きは既に第一回大會の決議に基きてその大部分を免除し終りたるものとして、第二回大會に於ける主問題とはならなかつたのである。

次に昭和六年度中に於ける主要なる各種の融和運動に就て述べれば、先づ本運動の最も中心とする内部自覺運動は、現在各融和團體の主眼とする所であると同時に、又最も困難なる方策なるが故に地方融和團體中明確に該施設として之を實施せるものは約半數に過ぎなかつた。然しながら前年度に比し遙かに同方面に進出してゐることは統計の上に明確に現れてゐる事實である。

昭和五年度に於て漸く其の展開期に入りたる青年及婦人融和運動は、六年度に於ては更に一段の發展を齎すに至つた。即ちこの兩種の運動とも新たに夫々五府縣下に組織を結成し、又郡其他の組織が新鋭なる力の下に結成せらるゝに至つた。更に又より鮮明にして純眞なる生命を基礎とする兒童融和教育方策に對しても、各府縣の教育其他の關係者の熱心なる努力が相當傾けられてゐるが

此の問題の性質上一段の科學的研究の必要が期待されてゐる。

内部産業經濟の對策には其の聲の大なると共に、各府縣とも可成りの力を傾注されたことは否めない事實である。之は勿論最近經濟界の影響に依る部落の極端なる經濟的窮迫にも依ることは明かであるが、又必ずしも斯かる一時的影響のみより考慮せられたるものと斷言することは出来ない。即ち單なる非常時の救濟策の外に内部の經濟的社會的地位を向上すべき産業經濟組織に對して、堅實なる運動の爲されつゝある幾多の施設を見通すことは出来ない。融和運動が部落問題の全面的解決を決定すべき使命を負荷する以上は、現下部落の生産並に消費の全方面に着目すべきことは當然である。この點に於て二三の融和團體が該縣下の内部産業の運営に付き主力を注ぎ經濟問題を以て主要なる融和方策となしつゝある傾向は、本問題の將來に力強い解決の契機を約束するものと謂はるであらう。

平差別言動取締に關する法令制定問題に對しては、疾くから岡山其他の地方で運動が續けられて來六年度に於ては徳島高知等に於て夫々熱誠なる努力が盡されたが未だ全國的には其の輿論と實行運動が徹底するまでには至らない。

融和團體の新しく組織せられたものには、六年度末東京府社會事業協會に融和部が設けられたこと、古き歴史を有する廣島縣共鳴會が六年度始めに從來の組織を變更して官民合同の組織となつた二件である。

出衆救國體、教化團體其他一般的機關に於ける融和施設には從來の施設の外特に顯著なるものを見

出すことは出来ない。更に融和行政方面に於ては、政府の融和事業経費は昭和五年度以降漸減してゐるが、之は一般的緊縮政策に伴ふ現象と見るべきであらう。

一方部落の自主的運動を表榜せる水平社運動に就ては、其の一般的運動の上に別に顯著なるものを見出すことは出来ない。然しながら六年末奈良縣下に於て開催せる第十回大會に於て九州聯合會の提出せる「水平社解消の動議」は、現下の水平運動に對して最も重大なる波紋を投ずるに至つた。一年階級闘争の分野に接近し、其の運動に變改せむとする現下の水平社運動に執つては、從來の組織形態の之が障害たることは亦否めないことでもあらう。が現下の部落現情に對して該運動の將來は相當困難を免れぬであらう。之を要するに昭和六年度中に於ける融和運動は、現下の緊急時對策を講究すると同時に、運動の目標を誤らざる様根本的解決策に向つて、努力しつゝあると謂ふことが出来るであらう。本年鑑は斯かる状態の下にある昭和六年度に於ける融和問題の各方面に亘る運動と、これに對する施設對策に關する事實を記録したものである。終りに臨んで、本年鑑を編纂するに當り資料と便宜とを與へられた各府縣並に各融和團體、その他の各位に對して、深厚なる謝意を表する次第である。

昭和七年八月

財団法人 中央融和事業協會

凡 例

- 一、本書掲載の記事は昭和六年四月より同七年三月迄の融和事業全班に亘り、皇室と融和事業、政府並に各府縣の施設、融和團體の組織並にその活動状況、水平運動の状況、其他参考資料等を類聚したものである。
- 一、掲載事項は各府縣並に各融和團體の調査報告と、本會が直接各種の資料に就き調査した所に據るものから成る。
- 一、總目次は巻頭に掲げ、各編の細目は夫々各編の扉に掲げた。
- 一、現下の融和運動中主要なる内部自覺運動、産業經濟施設、差別事件對策、青年、婦人並に兒童融和教育に關する施設に就ては、第三編融和運動中に「主要なる融和運動」として別に一章を設け成るべく詳細に亘つて記述することとした。
- 一、各融和團體の總會又は大會等に於ける決議事項は、夫々の箇所とその全文を掲載し参考にするものとした。
- 一、第二編融和事業行政、第三編融和運動に關する諸統計は、夫々各編の末尾に掲げた。

一 昭和六年度融和事業の概況
 二 融和事業の目的
 三 融和事業の組織
 四 融和事業の執行
 五 融和事業の成績
 六 融和事業の将来
 七 融和事業の附則

融和事業年鑑(昭和七年版)目次

緒言—昭和六年度融和運動概観

凡例

第一編 皇室と融和事業

概説

第一章 昭和六年度中に於ける事項

第二章 その他の事項

附 昭和三年以降觀櫻並觀菊御會に御召を蒙りたる融和事業功勞者

第二編 融和事業行政

概説

第一章 融和事業行政一般

第一節 訓令

第二節 規程及通牒

第三節 融和行政諸會議……………(一六)

第二章 政府の施設事業……………(一七)

第一節 昭和七年度豫算及施設計劃……………(一八)

第二節 昭和六年度施設事業……………(一九)

第三章 府縣の施設事業……………(二五)

融和事業行政統計表……………(二六)

(一) 政府の施設——第一表乃至第七表 (二) 府縣の施設——第一表乃至第五表

第三編 融和運動……………(九七)

概説……………(九七)

第一章 融和團體要覽……………(九八)

第二章 融和團體の綜合的活動……………(一〇四)

第一節 協議會……………(一〇四)

第二節 國民融和日運動……………(一一九)

第三章 融和團體の組織と個別的活動……………(一二三)

第一節 全國的融和團體……………(一二三)

第二節 地方的融和團體……………(一二六)

第三節 聯盟機關……………(一二五)

第四章 主要なる融和運動……………(一二九)

第一節 内部自覺運動……………(一二九)

第二節 差別事業及事件の對策……………(一三〇)

第三節 産業經濟施設……………(一三三)

第四節 青年融和運動……………(一三五)

第五節 婦人融和運動……………(一七〇)

第六節 兒童融和教育運動……………(一七八)

第五章 其他の關係と融和問題……………(一八二)

第一節 教化事業團體……………(一八二)

第二節 宗教團體……………(一八五)

第三節 社會事業團體……………(一八九)

第四節 婦人團體……………(一九〇)

第五節 差別言動取締令制定運動……………(一九〇)

第六節 融和問題に關する政治運動……………(三九五)

融和運動統計表——第一表乃至第四表……………(三九〇)

第四編 水平運動……………(四〇五)

概説……………(四〇五)

第一章 全國水平社の組織……………(四〇七)

第二章 昭和六年度中に於ける水平社の活動……………(四一三)

參考編……………(四五五)

第一 融和問題關係出版物……………(四五五)

第二 融和問題關係論文其他……………(四五五)

第三 昭和六年度融和運動主要日誌……………(四五九)

第四 融和運動略年表……………(四六五)

第五 府縣並融和團體職員其他關係者住所録……………(四七三)

第一編 皇室と融和事業

概説……………(一)

第一章 昭和五年度中に於ける

事項……………(二)

一、觀櫻御會に融和事業功勞者
御召……………(二)

二、觀菊御會に融和事業功勞者
御召……………(三)

三、中央融和事業協會に奨勵金
御下賜……………(三)

第二章 其他の事項……………(三)

一、東久邇宮殿下奈良縣下に於
て融和事業を御下問……………(三)

二、木下宮内事務官部落の現状
を視察……………(四)

三、融和事業會議に於ける關係
事項……………(五)

附 昭和三年以降觀櫻並觀菊御會に
御召を蒙りたる融和事業功勞者……………(六)

概 説

皇室と融和事業との關係に就ては洵に意義深きものがある。今これを最近の事實より觀るに、我が國史の上に變態的現象を呈したる七百年に亘る封建制度崩壊して、輝ける新日本の建設を遂げたる明治新政の劈頭慶應四年三月十四日 明治大帝には天地神明に誓はせて五箇條の御誓文を御渙發あらせられ、その第四條に

舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

と宣へさせ給ひ、更に明治元年八月二十七日御即位の宸翰には

「今般朝政一新ノ時ニ膺リ、天下億兆一人モ其所ヲ得サル時ハ皆朕カ御ナレハ、今日ノ事自ラ身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立チ、古ノ列聖ノ德ヲサセ給ヒシ程ヲ履ミ治政ヲ勤メテコソ始テ天職ヲ奉リテ億兆ノ君タル所ニ背カサルヘシ」

と宣はせられて、茲に封建社會の暗雲を一掃され、眞に一視同仁、萬民平等の輝ける大方針が確立されたのであつた。

この御誓文に基いて、明治政府は凡ゆる封建的諸制度を改革し、遂に四年八月二十八日

「多事人ノ稱號廢候條自今身分職業共平民同僚タルヘキ事

との太政官布告が發せらるゝに至つたのである。斯くして長

き封建制度の下に培はれたる國民の一部に對する抑壓は除かれ、眞に四海同胞の實を示すことゝなつた。

明治大帝のこの御教慮は爾後惠まれざる一部國民の上に注がせられた。例へば、明治十四年には東京府下連光寺に行幸あり、兎狩を催され御野立所を設くるに當り、同獵區には永く差別待遇を受けた所謂部落があつたので、側近者等は其處に御野立所を設くることを憚りて御遠慮申さんかと協議したが決しないので、遂に聖斷を仰ぎたるに、天皇には何等の御躊躇もなく、言下に

朕は兎の居る所ならば何處へでも行く、又其の村民も他の村民と同一に夫々奉仕せしめよ。

と仰せられ、同村民と共に兎狩の勢子を奉仕した部落の人々を稿はせ給ふた、この一視同仁の尊き御言動は、如何に大帝が同胞諸和親善の上に大御心を注がせられて在らせられたかを拜察するに餘りあるものである。

其後大正の御代に至りても、上 天皇に於かせられては常に國民の諧和協調に御心を注がせ給ひ、御即位並朝見の儀にあたりては、

「義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトク」

「臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ」

と宣はせられ、更に 今上陛下御即位朝見の儀に於て賜りたる勅語にも

「人心推し同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ教クセント是レ朕カ終念最モ切ナル所」
と宣べさせ給ひ、一視同仁の御聖旨は常に國民諧和の上にならばせ給ふ、又今上陛下には、地方長官の會議等のため上京することあれば召されて其の地方の部落の現状につき御下問あらせられ、或は地方御巡幸又は大演習等にて行幸の際には其の地方在住の融和事業家を召されて賜賜賜候又は御陪食を仰せつけられて親しく其の地方の融和状態を御下問あり、又屢々親櫻御會又は親菊御會等にも、常に事業従事者を召された。特に昭和五年十二月には深く融和問題の上に御診念あらせられ、中央融和事業協會に於ける事業の成績を聞召され、御獎勵の思召を以て特に金壹萬圓を下賜あらせられた。斯くの如く列聖の本問題の爲めに優渥なる御心を注がせ給ふことは、融和事業に携はる者として感激に堪へぬ所である。

第一章 昭和六年度中に於ける事項

一、親櫻御會に融和事業功勞者御召
長き邊りに於ては毎春御催し遊ばさるゝ親櫻御會に、融和

事業の功勞者に對して御召の御沙汰を賜つてゐる。昭和六年四月二十日には左の二名が御召の光榮に浴した。

御召を蒙りたる融和事業家

山口縣厚狹郡小野田町
福岡縣鞍手郡中村

坂井伊介
安永市郎

兩氏の事蹟概要

右兩氏が多年融和事業に盡瘁せられた事蹟の概要は左の通りである。

坂井伊介氏

- 一、大正十三年三月山口縣一心會の前身たる融和促進會の設立に努め一心會創立後其の職員として盡瘁した。
- 一、大正十一年より山口市下羽坂の密集地區内に居を構へ、昭和二年より人事相談所を開始し、昭和四年以降同區有志と相謀り、婦人會、青年會、公民講座等を開設して内部同胞の教養、風紀の改善、人事問題の解決に努めた。
- 一、個人雜誌「勞道」當他廣く新聞雜誌等に依り世人の啓蒙に努め差別問題の解決に努めつゝあり。

安永市郎氏

- 一、日露戰爭當時より部落内に出入し、飲食を共にし、且つ部落有志を自宅に招きて應待を爲す等率先交際した。
- 一、小學兒童の就學及出席歩合の不良なるを見て、屢々其戸に就き勸誘に努めし結果、一般部落と遜色なきまでに進歩した。
- 一、税金滞納者に對しては、人に知られざるやう徴収をなし常に

納稅義務の必要を説き今日では滞納するものなきに至つた。
一、部落の小作田少かりしが地主の了解を求め、漸次之を増し、目下自作小作合せて一戸平均一町歩以上の耕作を爲すに至つた。

一、地方政務事業として同氏奔走により下水溝の改善、公會堂兼託兒所の建設を見るに至つた。

一、人材登用に努め現に僅々四十戸より村會議員二名、産米検査員一名、青年團練所長兼書記一名を出すに至つた。

二、親菊御會に融和事業功勞者御召

長き邊りに昭和六年十一月二十六日、新宿御苑に催された親菊御會に社會事業功勞者を召されたが、そのうち融和事業關係者より左の通り一名御召の光榮に浴した。

御召を蒙りたる融和事業家

岡山市船着町

河本乙五郎

事蹟概要

氏が多年融和事業に盡瘁せられた事蹟の概要は左の通りである。

一、初め日曜學校の事業に盡瘁し、岡山市内外に教養所の施設をなすと共に更に岡山縣下及全國日曜學校聯盟の組織に盡した。

二、大正六年岡山縣済生顧問を囑託せられ、又同十一年岡山縣済生協會理事に選任せられ、部落住民の生活の保護指導に専念した。

第二章 其他の事項

一、大正七年米騒動に際しては、岡山市南部々落の精神的指導に盡くし、爾來引續き今日に及んでゐる。
一、融和團體岡山市昭和會副會長、岡山縣協和會幹事として、廣く一般民衆の理解促進に努力した。

三、中央融和事業協會に獎勵金御下賜

長き邊りに融和事業御獎勵の思召を以て、昭和七年二月十一日紀元節の佳辰を以て中央融和事業協會に對し、左の通り金五百圓御下賜の御沙汰があつた。

中央融和事業協會

今般其事業御獎勵ノ思召ヲ以テ金一封下賜候事

昭和七年二月十一日

宮内省

第二章 其他の事項

一、東久通宮殿下奈良縣下に於て融和事業を御下問

イ、奈良縣官に御下問

陸軍旅團幹部演習の爲め奈良ホテルに御滞泊中であつた歩兵第五旅團長東久通宮裕彦王殿下には昭和六年五月八日午前

十時、奈良縣の早川内務、二見警察兩部長、右田特高、甲斐社會兩課長をホテルに召され、殿下に於ける融和事業の施設並に現在の状況などについて親しく御下問あそばされたので、兩部長は夫々詳細にお答へ申上げたが殿下は約二時間に亘りいとも御熱心に御聴取あそばされた。當日召された人々は民情に深き御注意をあそばさるゝ殿下の御心遣ひにひたすら感激した。

ロ、大和同志會中川理事に御下問

殿下には又奈良縣隊區司令官山口大佐を通じ、大和同志會理事南葛城郡在郷軍人聯合分會長陸軍歩兵中尉中川義雄氏に拜謁を仰せつけられた。

奈良歩兵第三十八聯隊の渡瀧兵觀迎會並に軍旗祭を盛大に行はれた五月五日正午殿下に於かせられては、午前中演習の御疲勞もお厭ひなく生駒郡片桐小學校洋館内にて、いとも御にこやかに極めて御寛ぎのまゝ拜謁を御許し遊ばされ、御聰明にわたらせ給ふ殿下は中川理事の申上げる事を克く御聴き召され、融和事業に對し御下問を遊ばされた。其の概要は次の如くである。

先づ、殿下より「何なりと話すがよからう」と御言葉があり、中川理事は我が國の融和問題について約三十分間にわたり、大和同志會創立以來今日迄の施行事業と主義方針につき申上げ、更に差別行爲は國家的不祥事であることを例證を擧げて申上げ、社會的

罪惡について大正十二年同縣田原本町に起りし國粹會と水本社の争闘事件と群馬縣世良田の焼打ち事件、軍事に關しては福岡聯隊の襲撃事件、軍隊内に於ける差別待遇と其の苦痛並に其の悩みについては岐阜聯隊に於ける北原泰作の直訴事件の心情と被差別者の深刻なる悩みの現状、及び産業方面に於ける經濟的壓迫の事實と失業状態、地方に於ける環境の關係等を申上げたるに、殿下に於かせられては御顔曇らせられ、いと御憂慮遊ばさるゝ御體を拜し、おそば近くに侍べりし山口司令官もいたく感動を與へられた。

尙も殿下に於ける差別撤廢融和促進に關する施設事業並に地方改善施設事業等につき申上げたる所、殿下は東京府下多摩村蓮光寺の宮地騎兵大佐のことを御話し遊ばされた。しかして奈良縣當局は如何なる施設をして居るかと御下問あり、民情に深き御心遣ひを遊ばされ、殊に言上中經濟的方面の事情については特に御熱心に御聴取あそばされ、融和事業について御激勵の御言葉があつた。

二、木下宮内事務官部落の現状を視察

宮内省總務課長木下事務官は、川西書記官と共に岡山縣下の社會事業視察の爲め昭和六年十一月二十九日岡山縣下に赴かれ、岡山、倉敷兩市其他の施設を視察し、十二月一日同事務官が嘗て和氣郡長たりし時代に、特に融和問題に盡瘁せられた伊里村積波田中幾太郎氏を訪問せられて懇談あり、引

續いて同村狭間部落の現状を親しく視察せられ同地公會堂にて住民の爲め激勵の意味をこめて一場の娯楽があつて歸途につかれた。

三、融和事業會議に於ける關係事項

昭和六年四月二十七日兵庫縣會議事堂に於て、近畿府縣融和事業協議會が開かれ、左記の協議及決議をなした。

協議事項

一、中央融和事業協議會總裁に皇族殿下を拜戴する様同會へ建議の件

決議

總旨には大賛成であるが、皇室に關係あること故慎重に研究すべきものであつて、協會に對し此の意味を傳達するに止め、萬事は協會に一任すること。

四、御下賜金に依る特別選奨

中央融和事業協會に於ては昭和六年二月十一日紀元節の佳辰に當り、長き邊りより融和事業御獎勵の優渥なる恩召を以て御下賜金を拜受したので、この御聖旨を記念するため同御下賜金を以て、融和事業に二十年以上盡瘁し特に功勞顯著なる左記四名に對し、昭和七年二月十一日選奨狀並に記念品(大置時計と平沼會長揮毫軸物)を贈呈した。

選奨者事績概要

- | | |
|-----|-------|
| 佐賀縣 | 諸岡豐治 |
| 岡山縣 | 岡崎熊吉 |
| 兵庫縣 | 古倉仙之助 |
| 靜岡縣 | 北村電三郎 |

諸岡豐治氏

氏の居住する佐賀縣唐津市内に在る部落に對する一般民の差別の甚しきを慨し、關係當局と諮り直接間接一般民の啓蒙に努むると共に、他面内部同胞の自覺向上に盡し、或は自宅に同居せしめて精神的方面の指導をなし、或は私財を投じて生業に就かしむる等凡ゆる方策を講じ、遂に其の熱誠は酬ひられて今や面目一新し、顯現的差別は勿論日常の社交に於ても何等隔意なきに至つた。

岡崎熊吉氏

明治二十四年より村政に携はると共に常に部落改善向上に盡し、明治三十五年自主的解放運動の必要を感じ、同志と共に備作平民會を組織し、又大正六年岡山縣青年同志會を組織し、大正九年岡山縣協和會の組織に力を致し創立後副會長に推され、後同會顧問として引續き本運動に盡瘁した。

古倉仙之助氏

明治四十五年居村水上郡柏原町部落改善のため同町小學校長等と協力し、改善講習會を開催して舊來の陋習を打破し、大正六年頃より更に産業を獎勵し、以て生活程度の向上に努め農業に専心從事せしむるに至つた。大正八年婦人會の活動を盛んにし、又優良地方を視察して大に自覺發奮せしめた。大正十二年兵庫縣濟和會設立せ

第一編 皇室と融和事業

らるゝや委員に推薦され、水上郡支部を設立し、更に町村単位の融和團體の設立に努めた。

北村 電三郎氏

夙に自村濱名郡吉野村の向上發展に志し、同村長として消防組の改善、道路の完備等を圖り、或は貯金、農事改良、共同作業等各般の施設に盡しその面目を一新した。又大正七年東京に開催せる同情融和大會に出席し、閉會後同志と共に各省大臣に融和問題に關する陳情をなし、更に第四十一議會に請願書を提出して本問題を國家的に重大視せしめた。尙同縣地方改善事務囑託として縣下に於ける本運動に盡瘁した。

附、昭和三年以降觀櫻並觀菊御會に御召を

蒙りたる融和事業功勞者

昭和三年四月 奈良縣 松井庄五郎
佐賀縣 諸岡豐治
昭和四年四月 京都府 藤岡圓治郎
奈良縣 吉川吉次郎
廣島縣 河野龜市
昭和四年十一月 兵庫縣 古倉仙之助
岡山縣 岡崎熊吉
山口縣 河野諦圓
兵庫縣 今出茂吉
昭和五年四月

昭和五年十一月 奈良縣 東清吉
長野縣 成澤伍一郎
香川縣 酒見忠勢
京都府 伊東茂光
靜岡縣 北村電三郎
山口縣 姫井伊介
福岡縣 安永市郎
岡山縣 阿本乙五郎
昭和六年四月
昭和六年十一月
(備考 各年とも四月は觀櫻御會、十一月は觀菊御會)

第二編 融和事業行政

概説……………(七)

第一章 融和事業行政

第一節 一般……………(九)

一、第一回内務大臣訓令……………(九)

二、第二回内務大臣訓令……………(九)

第二節 規程及通牒……………(一〇)

一、地方改善獎勵補助申請に關する件……………(一〇)

二、融和促進に關する施設要綱……………(一〇)

三、融和促進に關する生業資金融通に關する件……………(一三)

第三節 融和行政諸會

一、地方長官會議……………(一六)

二、社會團長會議……………(一七)

三、特高團長會議……………(一七)

第二章 政府の施設事業……………(一七)

第一節 昭和七年度豫算……………(一七)

及施設計劃……………(一八)

一、昭和七年度豫算……………(一八)

二、昭和七年度施設計劃……………(一八)

第二節 昭和六年度施設事業……………(一九)

一、地區整理……………(一九)

二、育英獎勵……………(二二)

三、地方改善融和機關獎勵……………(二三)

四、地方改善施設費補助……………(二三)

五、地方事務職員……………(二三)

第三章 府縣の施設事業……………(二三)

一、東京府……………(二三)

二、京都府……………(二四)

三、大阪府……………(二五)

四、神奈川縣……………(二五)

五、兵庫縣……………(二六)

六、埼玉縣……………(二六)

七、群馬縣……………(二六)

八、千葉縣……………(二六)

九、茨城縣……………(二六)

一〇、栃木縣……………(二六)

一、奈良縣……………(二七)

二、三重縣……………(二七)

三、愛知縣……………(二七)

四、靜岡縣……………(二七)

五、山梨縣……………(二七)

六、滋賀縣……………(二七)

七、岐阜縣……………(二七)

八、長野縣……………(二七)

九、福井縣……………(二七)

一〇、富山縣……………(二七)

一一、鳥取縣……………(二七)

一二、島根縣……………(二七)

一三、岡山縣……………(二七)

一四、廣島縣……………(二七)

一五、山口縣……………(二七)

一六、和歌山縣……………(二七)

一七、徳島縣……………(二七)

一八、香川縣……………(二七)

一九、愛媛縣……………(二七)

二〇、高知縣……………(二七)

二一、福岡縣……………(二七)

二二、大分縣……………(二七)

二三、佐賀縣……………(二七)

第二編 融和事業行政

三四、熊本縣……………(七)	大正十二年度至昭和六年(七)
三五、鹿兒島縣……………(七)	各年度別新規育英獎勵狀況……………(七)
融和事業行政統計表……………(六)	各年度別卒業者調……………(七)
其一 政府の施設統計……………(六)	2 各年度別卒業者調……………(七)
第一表 地方改善費支出額調(自大正九年度至昭和六年度)……………(六)	第七表 低利資金貸付事業中融和生業資金貸付狀況……………(六)
第二表 地方改善施設費補助交付額調(自大正九年度至昭和六年度)……………(六)	其二 府縣の施設統計……………(六)
第三表 昭和六年度地方改善施設費補助交付額……………(六)	第一表 昭和七年度府縣融和事業預算一覽……………(六)
第四表 地方改善事業(施設費)補助中經濟施設に關する調……………(六)	第二表 昭和六年度府縣融和事業預算及施行事業統計……………(六)
第五表 昭和六年度地方改善事業中經濟施設補助狀況……………(六)	第三表 府縣融和委員制度一覽……………(六)
第六表 育英獎勵統計(自育英獎勵統計(自)	第四表 昭和六年度府縣取扱差別事業及事件一覽……………(六)
	第五表 昭和六年度府縣產業經濟施設統計……………(六)

概説

現代我國の社會問題中、最も重大なる問題として所謂融和問題がある。此は同胞間に親和輯睦すべき筈の同胞が歴史的傳統に基づく差別の感情の爲に、相互間に疎隔を生じてゐるといふ悲しい可き事實あるに對して、その疎隔の撤廢を徹底的に要求する爲めに起れる問題である。

近時本問題を解決するためには、政府を始め、公共團體の施設(以上)又は融和團體の活動によつて、同胞疎隔の社會的障礙を撤廢し、以て同胞無差別の實を擧ぐることに努力するべきことである。一面に喜ぶべきことであるが、今尙同胞疎隔の事實の存することは眞に悲むべきことといはざるを得ない。

政府がこの不合理なる同胞間の差別撤廢の要を認め、速く明治維新の際に萌芽を發し、五箇條の御誓文の換發となり、次いで明治四年八月二十八日の太政官布告第六十一號の發布となつて法制上の差別を撤廢したのであつた。

社會進化の趨勢は制度の上の平等と相俟つて、從來長く疎隔したる國民相互をして實際社會生活上の協同諧和を實現せしめねばならぬ。然るに因襲の力は意外に根強く、自然の推移に任せては到底融和の實を擧げることの困難なるを認め、

概説

内務省も明治四十年頃より各種の調査と改善施設とに着手するに至り、一面に於ては地方廳に通牒して實狀の調査及改善に着手すべきことを促し、或は主務大臣より地方長官に訓示し、或は官吏を派遣して視察指導を爲さしめ、或は成績顯著なる改善團體及篤志者を選奨し獎勵金助成金を交付して益々其成績を擧げることによつて、或は本事務に關係ある各地方の官吏、吏員及篤志者を主務省に集めて實況を聞き意見を交換し、協議を遂げ或は社會事業調査會に諮問して其答申を求め、或は關係省及各地方廳に通牒を發する等直接間接に事業促進の歩を進め、一方地方廳に於ては郡市役所、町村役場、各警察官署等を督勵して或は改善機關を設置せしめ、或は講話會を開きて郡市役所、警察署、町村役場、小學校、巡査駐在所等より交々臨席して改善指導に盡し、貯金の獎勵、就學出席の督勵、風紀の改善職業の獎勵衛生の普及等に力を用ひ、一面に於ては一般民衆との接觸融和の方法を講じ、尙地方によりては特にこの事業專任の職員を置き、巡回講話、事業相談、移住獎勵其他の方法によりて事業の達成を圖りつゝあつたのである。

七

を用ゆることとなり、改善費補助として十七府縣に對して四萬三千圓を配布した。

翌十年度に於ては此事業に最も關係深き二府十縣に國費による事務職員を置き、事に當らしめることとなつた。

十年度に於ては豫算二十一萬圓の内國庫より關係地方に配布したる事業補助額は十四萬五千七百六十圓であつた。これに地方費(補助)並に事業經營主體の支出等を併算するとき、は總額六十五萬二千七百圓に上つた。

大正十一年度に於ける政府の豫算は前年度同様二十一萬圓にして、此中支出額は十九萬五千八百八十七圓であつて、これに府縣費及事業經營主體の支出額を併算するとき、は其額八十九萬六千三百圓であつた。

十二年度に於ては更に積極的施設を爲し、事業名をも地方改善事業と改稱した。此從來部落改善事業と稱せし事業名を地方改善と改稱せし所以のものは、唯單なる名義の改稱にあらずして、事業の方針、事業の實質の上に一大進展をなした爲めである。

これまでは主として所謂部落の改善をなすことによつて目的の達成を期したのであるが、世態の推移と社會の現状とに鑑み、所謂部落の改善以外更に所謂部落民に對する一般民の差別的偏見を排除する方法を講ずることの必要且つ適切なを認め、其方面の施設をも併せ講ずるに至りたるを以て、

從來の部落改善の名はこれまでの施設には適當であつたのであらうが、大正十二年以降の施設に對しては妥當を缺くを以て茲に地方改善事業と改稱した所以である。即ち地方改善とは地方に於ける傳統的偏見、不合理なる因襲に起因する同胞間の親和を妨ぐる惡風弊習を改善する一切の事業といふ意味であつて、決して部落改善の代用熟字ではなかつたのである。

更に大正十四年頃から此の事業に對して一般的意味から融和事業の名稱を用ひるやうになつた。

大正十二年度に於ては事業名の改稱に伴ふ積極的施設を爲すため國費四十九萬一千圓を計上して前年度の事業を繼續するの外更に同胞相愛觀念の普及宣傳、融和機關の設置獎勵、育英事業、地區整理事業等をも併せ行ふこととなつた。

十三年度の國費豫算は五十二萬二千五百圓、十四年度は五十五萬四千圓、十五年度は五十八萬五千五百圓、昭和二年及昭和三年度は六十一萬七千圓、昭和四年度は六十四萬八千六百圓に逐年増加したが、昭和五年度に於ては五十八萬八千七百八圓となり、昭和六年度に於ては更に五十一萬九千四百十圓となつた。

第一章 融和事業行政一般

第一節 訓令

一、第一回内務大臣の訓令

内務省訓令第二十二號

北海道廳 府縣

國家の健全なる發達は國民をして各其志を遂げしめ國內諸方面に亘りて相互に克く協調融和の實を擧ぐるにあり予の内務の局に當る常に此の心を以て事に從ひ其の實行を期せんことを念とせり願るに明治維新の初め先帝長くも五箇條の御誓文を發せられたる舊來の陋習を破り天地の公道に基くべき旨を宣し給ひ尋て明治四年八月太政官布告を以て一部國民に對する從來の稱呼を廢し身分職業共に何等差別を設けざる旨布告せられたり爾來茲に五十有餘年此の間中央地方共に力を合せて地方改善の事業に勉め其の成績漸次見るべきものあるを致せりと雖も今尙國民の間には因襲的偏見を脱却する能はず依然として融和を缺く憾なしとせず今や世界の各國は人類相愛の大義に依りて社會の平和幸福の増進に鋭意其の力を致しつゝあるの秋徒らに差別的偏見に促はるゝが如きことあらむか實に社會の圓滿なる發達を期するの途にあらず各位は地方改善の基調先づ差別的偏見を絶つるにあるを念ひ克く此の趣旨の普及徹底に勉むると共に最も適切有效なる計畫を立て國

民相愛の實績を擧ぐるに於て遺算なきを期せらるべし

大正十二年八月二十八日

内務大臣 水野鍊太郎

二、第二回内務大臣の訓令

内務省訓令第六號

廳、府縣

融和事業の基調は差別的偏見を絶つに在り其の要旨は茲に訓令を發して之を明にし各位一層の奮勵を期待する所ありたり爾來公私の施設年と共に進み實績漸く見るべきものあるを致せりと雖も年の因襲容易に除き難く不合理なる差別事業尙其の跡を絶たざるは尙に聖代の恨事と謂はざるべからず。

今や昭和の盛世を迎へ近く即位の禮及大嘗祭を行はせられむとす是正に舉國一致更始一新を策すべきの秋なり乃ち維新の洪謨に邁ひ拮据盡瘁各自其の最善の力を致し以て建國の大義を恢弘する所なかるべからず地方當局者亦能く此の機運に際し國民融和の實現に一段の努力を加へ益國體の精華を發揚せむことを期すべし之が大成の方途素より多岐なりと雖左の各項の如きは特に留意を要する所なり。

- 一、建國の大義を闡明し一親同仁の報旨を宣揚すること
- 一、國民の自覺を促し融和觀念の徹底を圖ること
- 一、融和の障礙たるべき事業は速に之を除去すること
- 一、差別的言動は嚴に之を爲さしめざるを期すること
- 一、社會生活に於て機會均等の實を擧ぐることを

念ふに差別の事たる條理に悖り人道に反するや言を俟たず之を
芟除して弊害を絶つは我國民共同の責務にして又國運進展の要諦
たり各位克く此の意を體し更に有効適切な施設を講じ共存共榮
の成果を收むるに於て萬遺憾なからむことを望む。
昭和三年四月二十九日

内務大臣 鈴木喜三郎

第二節 規程及通牒

一、地方改善獎勵費補助申請に関する件

(大正十二年六月四日社發二部第一四九號)

地方改善に関する施設事項に就ては大正十年六月六日發社會第
六三號を以て社會事業調査會に於て審議決定したる要綱に基き地
方の實情に應じ施設計畫せらるゝ様通牒致置候事に有之爾來右に
期り夫々計畫實行相成候事と存候處此際時勢の進歩に伴ひ新業を
して愈々現下の情態に適切ならしむるの要可有之と存候此邊特に
御留意の上一層の實績を擧げられ候様可然御配慮相成度
追て補助すべき事業の選定に當りては從來の經驗に鑑み時勢の
進歩に察し左記事項に就き相當御配慮相成候様致度爲念申添候
記

- 一、差別觀念の除去方法に一層重きを置くこと
- 二、公會堂等を建設するに當りては單に一地方の者の専有と爲し他地方の者との共同利用を好まざるが如きあらば其之ある

が爲め却て一般相互の融和を妨ぐるの虞あるに付此邊十分な
考慮を以て計畫すること。

- 三、改善の效果著しと認むる施設にして多額の經費を要し繼續
的計畫に依らんとするものに對しては當局に於ても豫算の範
圍内に於て數年に涉り補助する方法を取るべきに付右御含
みの上事業遂行に遺憾なからしむること
- 四、市町村費を以て當然支辨すべき他の一般事業を地方改善費
の補助に俟つが如きことなからしむること
- 五、事業施設に就ては戸口の多寡に拘らず其の急を要するもの
に重きを置くこと
- 六、補助を與ふる地方改善の事業は個人又は關係部落の經營た
らしめず可成市町村の經營たらしむること

二、融和促進に関する施設要綱

融和促進に関する件

昭和三年三月十七日

社會局長官

融和問題に關しては政府は夙に之に留意し各級の施設を講じ國
民融和の實を擧げむことに鋭意努力中に有之候處最近時代の趨勢
は益々融和促進の急務なるを痛感せしむるものあり依て一層適切
なる施設を講じ以て國民融和の目的達成上遺憾なきを期するの要
あるを認め昭和二年六月之が方策に關し内務大臣より社會事業調
査會に對し諮問相成候處同年十二月別紙の通り融和促進に関する

施設要綱の答申有之候條貴會に於ても爾今該要綱に基き夫々地方
の實情に應じて施設宜しきを制し以て本事業の目的達成上遺憾な
き様特に御配慮相成度

融和促進に関する施設要綱

社會事業調査會

現下の社會事情に鑑み融和促進上最も適切と認めらるゝ施設に
關し其の會の意見を求む

昭和二年六月十八日

内務大臣 鈴木喜三郎

説明

所謂部落問題の解決に關しては政府は夙に其の必要を認め各級
の施設を講じて國民融和の實を擧げんことを期し鋭意努力中に
ありと雖も最近時代の趨勢は益々融和促進の急務なるを痛感せ
しむるものあるを以て今後一層適切な施設を講じ國民融和の
目的達成上遺憾なきを期するの要ありと認む、仍て現下の社會
事情に鑑み融和促進上最も適切と認めらるゝ施設に關し各位の
意見を求む。

融和促進に關する施設要綱

(昭和二年十二月十六日答申)

融和問題の解決に資すべき方途固より多岐なるべしと雖もは因襲
に基き差別的偏見を芟除し國民相互の覺醒を促すと共に地方の實
情に應じ生活の向上安定を圖るの方策を樹て以て共存共榮の實を
擧げしむるに在り而して左記各項の施設を講じ之が徹底を期する

第一章 融和事業行政一般

は現下の社會事情に鑑み最も緊要なりと認む。

- 一、融和事業に關する各級の計畫調査並に獎勵の爲め中央地方に
機關を特設し融和事業の擴張充實を圖ること
- イ、融和事業の現狀に鑑み主務省に一課を設くること
- ロ、融和事業に従事する爲め地方廳に社會事業主事又は社會事
業主事補を置かしむること
- ハ、融和事業に従事する爲め主要市町村に主務職員並に委員其
の他の機關の設置を促すこと
- 二、中央地方の行政各局部は融和事業に關し其の連絡を一層緊密
ならしむること
- 三、融和團體の設置並に活動を促進すること
- イ、中央地方に於ける融和團體相互の連絡提携を一層緊密なら
しむること
- ロ、主要府縣にして未だ融和團體の設置なき向に對し之が設置
を獎勵し其の實現を期すること
- ハ、既設團體の活動を促進し地方の實情に應じ一層適切な施
設を講ぜしむること
- 四、融和觀念の徹底に關し一層適切な施設を行ふこと
- イ、講習會、講演會、協議會、懇談會、活動寫眞會等の開催印
刷物の配布等に依り融和觀念を強調すること
- ロ、官公署、學校、青年訓練所、軍隊、寺院、教會等に於て教
育教化等に際し融和觀念の徹底に努めしむること
- ハ、融和に關する美談、美蹟を蒐集調査し選擧其の方法に

第二編 融和事業行政

- 依り融和促進に資すること
- ニ、宗教團體、教化團體、月主會、婦人會、男女青年團體、社會事業團體其他各種の團體に於て協力して融和觀念を高唱せしむること。
- ホ、會社、工場等多数の従業員を有する向に對し融和觀念の普及を圖らしむること
- 五、融和の障礙となるべき事象の除去に努むること
- イ、官公署、軍隊、學校、銀行、會社等の職員を採用、待遇等に關し取扱ひを異にせざるの趣旨を徹底せしむること
- ロ、祭禮、婚儀、葬禮、社交又は借家、借地、小作、金融團體の組織等に於て社會生活上の機會均等を妨ぐるが如き弊風の打破に努むること
- ハ、差別的言動は絕對に之を爲さざるの風を徹底せしむること
- 六、各種程度の教育の普及向上を圖ること
- イ、中等教育、専門教育に關する奨励の施設を講ずること
- ロ、小學校教育、補習教育、社會教育、徒弟教育等に關する普及奨励の施設を講ずること
- 七、經濟並に文化の向上、環境の整理に關する施設を完備して融和の促進に資すること
- イ、生業資金の貸付、職業の轉換、移住の奨励、共同作業場、授産場の設置、副業の奨励、産業組合、漁業組合の奨励等の施設を講ずること
- ロ、同保館、集會所、圖書館等の設置並に趣味の向上に關する

- 施設を講ずること
 - ハ、地區の整理、住宅の改良、道路の改修、給水排水の設備、浴場、診療所の設置を講ずること
 - 八、融和事業従事員の養成に關する施設を講ずること
 - 以上諸施設に對し政府は其の指導奨励に萬遺憾なきを期すると共に左の各項に依り相當の經費を支出し其の實施並に助成に努むるの要ありと認む
 - 一、主務省に於て職員を増置其他融和事業の調査奨励の爲め相當經費を支出すること
 - 二、地方廳に於て融和事業の爲め特設する職員に關する經費を補助すること
 - 三、融和團體奨励に關する經費を増額すること
 - 四、生業資金貸付に關する經費を支出すること
 - 五、育英奨励に關する經費を増額すること
 - 六、主要なる地區整理に關する經費を増額すること
 - 七、地方廳の融和事業費に對する補助を増額すること
- 同 附 帶 決 議
- 【第一】 以上各項に付ては政府、公共團體、融和團體等相協力提携して夫々必要と認むる施設を講じ之が實効を擧ぐるに努むべきは勿論なるも、現下の實情に鑑み大體左に依り之を實施し以て速に融和促進の實績を収むるに努め、社會福祉の増進を圖るに於て萬遺憾なきを期せられむことを望む
- (二)、主として政府、公共團體に於て施設すべき事項

- イ、融和問題に關する調査研究に努むること
- ロ、融和事業に關する機關の充實擴張を圖ること
- ハ、融和事業に關し官公署に於て連絡上遺漏なきを期するため適當なる方法を講ずること
- ニ、教育上學生々徒に對し融和觀念の普及涵養に努むると共に教科書の編纂檢定に際し一層共存共榮の徳目を加へ之が徹底を期すること
- ホ、官公吏、軍人等に對し融和觀念の普及徹底を圖ること
- ヘ、職員を採用待遇に關し差別を設けざると共に一般に對し其の趣旨を徹底せしむること
- ト、軍隊、學校、會社、工場其他適當なる機關を通じ差別的言動は絕對に之を爲さざるの風を徹底せしむること
- チ、教育、經濟並に文化の向上に關する施設を完備すると共に融和團體其他の各種施設を一層奨励助成すること
- リ、地區整理其他の環境改善に關する施設を完備すると共に一層之が奨励助成に努むること
- ヌ、宗教團體、教化團體其他社會事業團體をして融和觀念の普及徹底に努めしむること
- ル、融和團體の運動を促進する爲め適當なる奨励助成の方法を講ずること
- (二)、主として融和團體に於て施設すべき事項
- イ、一般民衆に對する融和觀念の普及徹底に努むると共に特に婦人の自覺を促進せしむる施設を講ずること
- ロ、宗教家、教育家、教化事業關係者の理解を進めて融和促進

- に關し一層協力を求むること
 - ハ、融和問題に關する調査研究を爲すこと
 - ニ、融和事業従事者の養成に關する施設を講ずること
 - ホ、差別事件の調停斡旋に盡力すること
 - ヘ、祭祀、氏子關係、團體の組織其他社會的差別事象の排除に努むること
 - ト、教育、文化並に經濟的向上に關する施設を講ずること
 - チ、融和團體相互の連絡を緊密にし其の協力活動を促進すること
- 【第二】 内鮮融和問題に關しても國民融和の精神に則り相當調査攻究を遂げ之が解決に關し適切なる施設を講ぜられむことを望む
- 三、融和事業促進に關する生業資金融通に關する件
- 發社第一九號
- 昭和四年三月二十八日
- 地方長官殿
- 融和促進に關する生業資金融通の件
- 要改善地區居住者にして融和促進の爲め標記資金の貸付を必要とする場合は當該市町村に對し社會事業資金中より所要資金融通可相成見込に付本年二月二十二日付社發第六號社會部長通牒並客年十一月七日付社發第一八六號預金部長社會部長通牒預金
- 社會局社會部長

第二編 融和事業行政

部資金貸付規程（昭和三年十一月九日官報登載）に依り融通方
申込相成候様致度

追而本年度資金に限り五月末日迄に御申込相成度申添候
發社第一九號ノ二

昭和四年三月二十八日

社會局社會部長

地方長官殿

融和促進に關する生業資金融通の件

標記の件に關し三月二十八日發社第一九號を以て別途及通牒置
候右は大體左記に依り御取扱相成候様致度
追而別紙生業資金貸付規程例（附生業資金貸借契約書、同申
込書様式參考の爲添付致置候）

記

- 一、貸付金の限度は一人に付最高二百圓一世帯に付最高三百圓
を超えざること尙最低額に付ては地方の實情に依り一定し難
きも要は貸付の効果を擧げ得ざるが如き少額資金は之を融通
せざる様留意せられ度きこと
- 二、貸付の利率は年四分八厘を超えざること
- 三、貸付期限は据置期間を合して可成最長期十ヶ年を超えざら
ること
- 四、貸付決定に關し市町村に審査委員會等を設くる場合は要改
善地區内外及市町村名譽職たる者等各方面より夫々適當なる
委員を選出すること

一四

五、貸付金の償還を容易ならしむる爲め可成月掛貯金等の施設
を併せ行ふこと

何れ市、町、村、生業資金貸付規程例

第一條 本市、町、村民中要改善地區ニ居住スル者ニシテ融和
促進ノ爲メ生業資金ノ供給ヲ必要トスル者ニ對シテハ毎年度豫
算ノ範圍内ニ於テ本規程ニ依リ資金ヲ貸付ス

第二條 生業資金ハ左ノ各號ニ該當スル者ニ對シテ貸付スルモノト
ス

- 一、身心共ニ健全ニシテ業務ニ服スル意志及能力ヲ有スルニモ
拘ラズ現ニ生活ノ不安ヲ感シ自己ノ爲メニ本資金ヲ使用シテ
新ニ業務ヲ開始シ若ハ其ノ改善ヲナサムトスル者
- 二、本市、町、村内ニ二年以上居住シ年齢二十五歳ヲ超ユル者
ニシテ將來永住ノ見込確實ナル者
- 三、確實ナル擔保ヲ提供シ又ハ本市、町、村内ニ二名以上確實
ナル保證人アル者
- 第三條 本資金ヲ借入レムトスル者ハ第二號様式ニ依ル資金借入
申込書ヲ提出スヘシ
- 第四條 生業資金ノ貸付及返済ノ方法ハ左ノ各號ニ依ル
一、生業資金ノ貸付ハ市、町、村長審査委員會ノ議決ヲ經テ 借受人ヲ決定シ第一
號様式ニ依ル借借證書ヲ發シ現金ヲ交付ス
二、貸付金額ハ一人ニ付最高二百圓一世帯ニ付最高三百圓
超ユルコトヲ得ス
三、貸付金ノ利率ハ年四分八厘トス

四、貸付金ノ据置期間ヲ一年トシ最長期十ヶ年間ニ於テ元利金
賦均等償還ノ貸借契約ニ依リ之ヲ返還スルモノトス

第五條 本資金ヲ借入レタル後ニ於テ使途若ハ返済ノ方法ヲ變更
セムトスルモノハ該市、町、村長ニ申請シテ其ノ承諾ヲ受ク
ルコトヲ要ス

（前項ノ申請アリタルトキハ市、町、村長ハ審査委員會ニ諮問
シ其ノ可否ヲ決定ス）

第六條 本規程又ハ貸借契約ノ條項ニ違背シ若ハ不都合ナル行爲
アリト認ムルトキハ市、町、村長ハ何時ニテモ貸付金ノ全部又
ハ一部ノ返還ヲ命スルコトヲ得

附 則

本規程ハ昭和 年 月 日ヨリ施行ス

第一號様式

生業資金貸借契約書例

印紙
貼用

生業資金貸借契約書例

一、金 圓也 但利息年四分八厘ノコト

右金額生業資金トシテ借用仕候事確實ナリ就テハ貸付規則ヲ遵
守スルハ勿論左記各項ヲ遵守可仕 別紙目録ノ通り擔保ヲ提
供シ 本債務ノ履行ヲ確保致候

第一條 借入金ハ必ス生業資金トシテ運用シ目的以外ニ使用セザ
ルコト

第二條 資金運用ニ關シテハ何時ニテモ御調査ニ應スルコト

第三條 本債務ノ返済期ハ 年 月 日限トシ 拂トス

第二章 融和事業行政一般

但利息ハ 毎月 日限リ其ノ月分ヲ 各前六ヶ月ニ屬スル分ヲ持參
納付ノコト 六月 十二月末日限リ

第四條 左ノ場合ニ於テハ當然期限ノ利益ヲ失ヒ債務全部ヲ一時
ニ完済スルコト

- 一、利息ヲ期日迄ニ納付セザルトキ
- 二、他ノ債務ニ因リ假差押假處分若ハ強制執行ヲ受ケタルトキ
- 三、資金ノ目的以外ニ使用シタルトキ
- 四、其ノ他市町村長ニ於テ不適當ト認メタルトキ

前記各條ヲ約諾シ其ノ確證トシテ本證書差入候也

昭和 年 月 日

住所 借主

住所 保證人

住所 保證人

市町村長殿

生業資金借入申込書例

私儀今同貴市町村貸出ニ係ル生業資金借用仕り度候ニ付御承認
相成度生業資金貸付規程第 條ニ依リ此段及申請候也

昭和 年 月 日

市町村長殿

市町村長殿

市町村長殿

市町村長殿

市町村長殿

市町村長殿

本籍	職業	氏名
現住所	年月日生(歳)	
希望額	十五歳以下男名	
用途	十五歳以下女名	
擔保物件	六十歳以上男名	
表示	六十歳以上女名	
保人	家族名	
本籍	借主トノ關係	
現住所氏名年齢		
擔保物件		
表示		

注意 一、擔保物件ノ表示欄ニハ擔保ノ方法、擔保物ノ種類

員數、所在見積、時價等ヲ記載スヘシ

一、借入申込者は各事項ヲ記載シ年月日下ニ記名捺印

物件目録

- 府縣 郡市町村 香地所在
- 一、木造 葺 家建 壹棟
- 此建坪 坪 合 勺
- 一、土地(宅地、田、畑、山林)坪
- 見積價格 圓也
- 右ノ通ニ候也

昭和 年 月 日

住所

氏名

第三節 融和行政諸會議

一、地方長官會議

昭和六年四月二十七日より五月二日まで若槻内閣最初の地方長官會議が開催されたが、其の第二日二十八日内務省關係の會議の節安達内務大臣より融和問題に就て左の訓示並に指示があつた。

訓示要旨

融和問題に付ましては從來屢々各位の留意を促す所がありました。融和促進に關する各般の施設は各位の努力と相俟つて相當の効果を收めつゝありますが、社會事情の推移に伴ひ各種施設の運用と對策樹立とは尙一段の工夫考究を要するものがあります。各位は深く意を注ぎ用ひ能く地方の實情を査察して計畫施設其の宜しきを制し、以て國民親和の實績を擧ぐるに於て遺憾なきを期せられんことを希望致します。

指示——地方改善施設中育英獎勵に關する件

從來國費給與に係る育英獎勵の實績を見るに技術教育職業教育等の方面に於ける獎勵者は比較的少き状況に在り學校の選擇は一に被獎勵者の志望に依るものなるも本施設の要とする所は學校卒

業後に於ける生活の安定向上を期し融和の促進を圖るにあるを以て現下學校卒業者の就職状況に被獎勵者の適性等に付一層注意を拂ひ今後新規獎勵者の決定に當りては可成實業教育技術教育等の方面に於ける學校を選擇する様指導誘掖を加へ以て融和促進の實績を擧げるに於て遺憾なきを期せられたし。

二、社會課長會議

昭和六年五月十一、十二の兩日社會局に開かれた道府縣社會課長會議に於て融和問題に關し左記二項が指示された。

一、地方改善施設中補助事業に關する件

地方改善補助事業中所謂經濟施設に關しては夫々地方の實情に應じて之が施設の實現に努められつゝあるを信ずるも從來の實績に徴するに補助事業の種類は極めて多岐に亘るも此の種施設の比較的僅少なるは甚だ遺憾とする所なり各位は克く經濟界の推移と社會の實情とを察し地方に於て最も有効適切とする經濟施設の實現を期する様指導助成に一段の努力を用ひ以て融和促進の實績を擧ぐるに於て遺憾なきを期せられたし。

二、地方改善施設中育英獎勵に關する件

地方改善施設中育英獎勵に關しては成る可く技術教育、實業教育等の方面に於ける學校を選擇せしむる様指導誘掖を加ふべきこととは曩に地方長官會議の際指示せられたる所にして各位に於ても夫々留意のことと信ずるも右は本施設の趣旨に現下學校卒業者の就職状況等に鑑み最も緊要なる事項と認めらるるを以て今後新

第二章 政府の施設事業

三、特高課長會議

昭和六年六月五日、社會局に於て開催された全國特高課長會議に内務大臣より左記事項の諮問があつたが、之に對して福岡、香川、奈良、茨城、愛知等の特高課長より、それぞれ意見の開陳があつた。

諮問事項

融和問題に關する件

融和問題ニ關スル各地ノ情勢並ニ之ガ對策考究上特ニ留意ヲ要スト認メラル、事項ニ付意見開陳セラレタシ

第二章 政府の施設事業

融和事業は國民の不合理なる差別觀念を除去すると共に、部落の實情に應じ其の改善向上を期する上に於て必要なる施設を講ずるものである。之が方法としては地區の整理に依り環境の改善を圖り、或は育英獎勵に依りて有爲の人物を養成し、或は講演講習文書宣傳等に依り融和の促進を圖り、各府縣を單位とする融和促進機關の組織を獎勵して地方の實情に適切なる各種の施設を講じ、又は授産所、診療所、共同浴場

公會堂の設置、道路下水の新設改修、住宅改良、副業奨励其の他経済的施設等を奨励助成し以て精神物質兩方面より逐次融和の促進を圖るの要あり。政府は大正九年度以降以上各種の施設を講じ年と共に漸次其の成績の見るべきものがある。

第一節 昭和七年度豫算及施設計劃

一、昭和七年度豫算

地方改善費總額 四七四、四八四圓

(内) 譯

- 1、地區整理費 七二、五七六圓
- 2、育英奨励費 一六二、五八五圓
- 3、地方改善融和機關奨励費 一〇三、二七五圓
- 4、地方改善施設費補助 一三六、〇四八圓

二、昭和七年度施設計劃

1、地區整理

部落は從來概ね限定せる地區内に年々増加せる人々を包容し、道路狹隘、上下水の設置なきものが少なくない。斯る地區内の居住者に對し民心の一新を期するは地區の整理改善を行ふを急務とする。而して部落戸數の比較的多き地區の整理に付ては相當多額の經費を要するものあるを以て之等の集團部

落に對しては特に國費を交付して之が改善の十全を期せんとするものである。

施設内容—既定計畫に基き大正十二年度より十ヶ年計畫を以て二十府縣二十ヶ所一府縣一ヶ所に付き目下夫々實施中に屬する地區整理國庫交付總額一、一二〇、〇〇〇圓此の一ヶ年分七二、五七六圓。

2 育英奨励

向學の志を有し、而かも資力薄弱なる爲中等並高等專門教育を受くること能はざる者を奨励して受學の機會を得せしめ部落中に人物を養成し其の指導啓發に當らしむるは、從來の實績に徴し融和促進上相當の効果ありと認めらるゝのみならず、亦一般民衆をして差別觀念を芟除せしむる所以にして融和促進上極めて緊要なる施設である。

施設内容—中等學校三〇〇人、一人二八三圓餘、八五、一六四圓。專門學校一五〇人、一人五一六圓餘、七七、四二一圓。合計一六二、五八五圓。

3 地方改善融和機關奨励

融和觀念の徹底普及は先づ一般民衆の自覺を促すを以て其の根本要件とする。従つて之が實績を收むるには官公の施設のみを以てしては到底其の目的を達し得るものではない。寧ろ民間に於ける融和團體の活動に俟つもの多しと謂はねばならない。故に從來存在せる之等機關の奨励助成を圖り其の活動を促すと共に更に團體の設置を奨励して融和促進に盡せし

めることが本問題の解決に最も有効である。

施設内容—中央及地方融和機關に對する奨励費 一〇三、二七五圓

4 地方改善施設費補助

融和事業專任職員、診療所、共同浴場、住宅改善、公會堂隣保館、給水設備、託兒所等の設置、副業奨励其の他の經濟施設、道路下水の新設改修、其他融和促進に關する各種の施設に對する各府縣の支出額と同額迄の補助を爲し、前記各項の施設と相俟て改善の實を擧ぐるを目的とする。

施設内容—府縣の施設其の他に對する補助一三六、〇四八圓

第二節 昭和六年度施設事業

昭和六年度の地方改善事業豫算(實行豫算)は五十一萬九千四百四十圓である。而して其の施設内容は地區整理費七萬二千五百七十六圓、育英奨励費十八萬六千五百五十圓、融和機關奨励費十一萬四千七百五十圓、地方改善施設費補助十五萬一千六百四十四圓である。その施設内容を擧ぐれば次の如くである。

一、地區整理

政府は大正九年以來府縣の地方改善施設に對して補助金を交付し來つたが、要改善地區に對しての府縣の施設のみにては充分なる効果を收め難きを以て、大正十二年以來、其の中國施設の最も急を認められ、且つ相當多額の經費を要するもの二十府縣二十ヶ所を選び、之に國費を交付し、十ヶ年計畫を以て整理改善を期し、左表に基き實施中に屬し。既に十六箇所は完成し未完了のものは四箇所である。

地區整理十ヶ年計畫一覽表

府縣名	施行市町村	主なる事業	事業繼續期間	成
京 都	京 都 市	道路擴張、排水工事	自大正十一年度 至昭和七年度	十ヶ年 市債二十萬圓ニ依リテ昭和三年度ヲ以テ完成
大 阪	大 阪 市	宅地擴張、家屋新築 移轉	自大正十一年度 至昭和七年度	十ヶ年 豫定計畫通り進捗シ目下本年度分實施中
神奈川	中郡桑野町	宅地擴張、建物移轉	自大正十一年度 至昭和十二年度	五ヶ年 昭和三年度ヲ以テ完成

兵庫	飾磨郡花田村	道路新設、宅地擴張 墓地移轉、家屋移轉	自大正七年度 至昭和十三年度	十ヶ年	豫定計畫通り進捗シ目下本年度分貸施中
埼玉	大里郡秦村	家屋移轉、道路改修	自大正十三年度 至昭和十二年度	二ヶ年	大正十四年度ヲ以テ完成
群馬	桐生市	道路延長、家屋移轉	自大正十二年度 至昭和二年度	五ヶ年	起債一萬四千圓ニ依リテ昭和二年年度ヲ以テ完成
奈良	宇智郡野原村	宅地擴張、家屋移轉	自大正十二年度 至同十三年度	二ヶ年	大正十四年度ヲ以テ完成
三重	飯南郡松阪町	水路幹線工事、道路 下水工事	自大正七年度 至昭和十二年度	十ヶ年	起債五萬四千三百圓ニ依リテ昭和六年年度ヲ以テ完成
静岡	小笠郡掛川町	道路新設、家屋移轉 上水道設置	自大正十二年度 至昭和二年度	五ヶ年	起債一萬圓ニ依リテ昭和二年年度ヲ以テ完成
滋賀	滋賀郡坂本村	道路改修、簡易水道 改修、下水改良	自大正十二年度 至昭和五年年度	八ヶ年	昭和五年年度ヲ以テ完成
鳥取	鳥取市	道路延長、下水道延 長	自大正十二年度 至昭和五年年度	八ヶ年	昭和四年年度ヲ以テ完成
岡山	苫田郡高野村	道路排水路新設、擴張、 地域ノ擴張、家 屋移轉	自大正十二年度 至昭和五年年度	八ヶ年	昭和五年年度ヲ以テ完成
廣島	佐伯郡大柿町	地域擴張、道路新設 改修、上下水道改修	自大正十二年度 至昭和五年年度	八ヶ年	起債三萬五千圓ニ依リテ昭和元年度ヲ以テ完成
和歌山	海草郡岡町	道路擴張及改修、下 水道設置、家屋移轉	自大正十二年度 至昭和七年年度	十ヶ年	起債六萬一千圓ニ依リテ目下本年度分貸 施中
徳島	名東郡新居村	道路新設及改修、家 屋移轉	自大正十二年度 至昭和三年年度	六ヶ年	大正十五年年度ヲ以テ完成
香川	小豆郡草壁町	道路擴張及新設、下 水道新設	自大正十二年度 至昭和三年年度	六ヶ年	昭和三年年度ヲ以テ完成
愛媛	今治市	道路擴張、新設溝渠 改修	自大正十二年度 至昭和三年年度	六ヶ年	起債一萬七千圓ヲ以テ昭和元年度ヲ以テ完成
高知	安藝郡奈半里町	防波堤新設、道路改 修、墓地移轉	自大正十二年度 至昭和三年年度	六ヶ年	昭和四年年度ヲ以テ完成

二、青英獎勵

政府は大正十二年度以降學業成績優良にして修學の資力乏

しきものに對しては國庫より學費を給與して中等學校以上に修學せしむるの方途を講じてゐる。昭和六年度の施行狀況は左の如くである。

昭和六年度青英獎勵狀況（昭和七年三月末現在）

府縣名	昭和六年四月一日既獎勵者		昭和六年度新規獎勵者		昭和六年度卒業並退學者		昭和七年三月末現在獎勵者		配付豫算額
	專門中等計	專門中等計	專門中等計	專門中等計	專門中等計	專門中等計	專門中等計		
東京	三	一	一	一	二	一	一	一	一、三〇〇
京都	三	一	一	一	二	一	一	一	一、三〇〇
大阪	三	一	一	一	二	一	一	一	一、三〇〇
神戶	七	三	三	三	二	二	二	二	七、八〇〇
兵庫	一	一	一	一	一	一	一	一	一、三〇〇
長崎	一	一	一	一	一	一	一	一	一、三〇〇
新潟	一	一	一	一	一	一	一	一	一、三〇〇
埼玉	一	一	一	一	一	一	一	一	一、三〇〇
群馬	一	一	一	一	一	一	一	一	一、三〇〇
千葉	一	一	一	一	一	一	一	一	一、三〇〇
茨城	一	一	一	一	一	一	一	一	一、三〇〇
府計	三	一	一	一	二	一	一	一	一、三〇〇

第二編 融和事業行政

四、地方改善施設費補助

政府は大正九年度以降、府縣の地方改善費に對し之に同額迄の國庫補助金を交付し、精神物質兩方面に亘りて中央地方相策應し融和の實を擧ぐるの方針を實施してゐる。昭和六年度の各府縣に對する國庫補助額は左の如くである。

府縣名	交付額	府縣名	交付額
京都府	八、五〇九	長野県	一、〇九九
大阪府	九、七三七	福井県	六八七
神奈川府	二、五四六	富山県	五三二
兵庫府	三、四三三	鳥取県	一、四九五
埼玉府	三、五六九	島根県	六八七
群馬府	一、五九八	岡山県	四、〇五〇
千葉府	二、七五	廣島県	八、三一七
茨城府	七三八	山口県	八五九
栃木府	三、四四	和歌山県	五、二四三
奈良府	七、八一五	徳島県	五、五〇
三重府	一〇、二六二	香川県	二、五〇五
愛知府	三、四三九	愛媛県	一、六九六
静岡府	五、六五五	高知県	一、八六九
滋賀府	六、四四五	福岡県	二、六三二
岐阜府	四、〇二四	大分県	一、六五

五、地方専務職員

政府は大正十年以降、融和事業の指導奨励の實を擧ぐる爲め、京都府外十一府縣に専務職員を設置し、之が經費は地方改善費以外社會事業調査奨励諸費中から支出して居る。

而して昭和四年度に於ては之が待遇改善をなすべく其の資格ある者に對しては地方待遇職員に依る社會事業主事又は主事補の待遇を爲すこととなつた。

府縣名	職名	氏名
京都府	社會事業主事	森 梁 香
大阪府	同	前田 宇治 郎
兵庫府	社會事業主事	軌 保 昌 純
奈良府	同	吉本 勝太 郎
三重府	社會事業主事	山下 嘉三 太
滋賀府	社會事業主事補	川崎 與 城
岡山府	同	守 屋 茂
廣島府	同	木村 徹 英
和歌山府	同	石清水 一 雄
愛媛府	社會事業主事	菅 誠 壽

佐賀	二七五	鹿兒島	二、六五一
熊本	一、六三四	計	一三六、二三七

二四

第三章 府縣の施設事業

【記載項目】

府縣の施設事業は左記項目に依り掲載した。尙各府縣に於て實施せざる事項に付ては別に該項目に關する見出しを擧げず之を缺如した。

高知	社會事業主事補	中村	惠
福岡	社會事業主事	眞鍋	博愛

項目

- 一、融和事業に關する規程並昭和六年度中に發せられたる通牒、諭告等
- 二、昭和七年度豫算並事業計劃
 1. 豫算
 - (内譯) 一、直營事業費 二、改善施設補助費(内經濟的保護施設補助費、文化的施設補助費) 三、融和團體補助費 四、其他
 2. 事業計劃
 - 一、直營事業
 - 二、補助事業
- 三、昭和六年度施行事業

第三章 府縣の施設事業

1. 直營事業

- 一、調査、研究、視察等
- 二、諸會議
- 三、普及宣傳に關する施設(講習會、講演會、映畫會、懇談會、文書宣傳、融和日宣傳等)
- 四、差別事象及事件対策
- 五、産業及經濟に關する施設
- 六、功勞者表彰
- 七、委員制度
- 八、其他

2. 補助事業

- 四、其他

一 東京府

- 二、昭和七年度豫算並事業計劃
 1. 豫算總額 二〇〇圓
- (内譯)(三)融和團體補助費 二〇〇圓
- 三、昭和六年度施行事業
 1. 直營事業
 - 四、差別事象及事件対策

第二編 融和事業行政

1. 直營事業

種別	回数	參會者	概況
融和事業研究会	二	三〇	「特に主力を注ぐべき點」
經濟問題研究会	一	二五	經濟産業問題
五、産業及經濟に關する施設			概況
共同作業場設置	三島郡高槻町		精米麥、藁打機備付
六、功勞者表彰			
河本吉之助	大阪市北區道本町一		大阪府知事表彰
八、其他			
託兒所設置	大阪市東淀川區 日之出町		經費四、五八〇圓 幼兒七〇名を收容

2. 補助事業

施行事業	施行市町村	事業費總額	補助費	事業概況
道路改修	三島郡岸部村 他二ヶ町村	一五、六八四・一	七、四〇〇	
公益浴場	泉北郡南王子村	一〇、一〇〇・〇〇	四、六六〇	村管浴場買収
託兒所	大阪市	四、五八〇・〇〇	一、五〇〇	四〇坪 託兒七〇名
下水改修	中河内郡西郡村	一、〇三三・三三	五〇六	
理髮所及共同作業所	三島郡豊川村	三、三六九・六	一、六四四	精米麥
共同作業場及器具施設	三島郡高槻村	三、六〇八・一	一、八四四	精米麥、藁打機

住宅建設	南河内郡新堂村	一〇、六〇〇・〇〇	五、四〇〇	十二月、二階建
共同井戸	三島郡烏飼村	一〇三・八〇	二五三	三ヶ所
計		四九、六三三・三三	二二、二六六	

四 神奈川縣

一、規程訓達

規程 地方改善獎勵規程(大正十一年五月二十三日)
 地方改善獎勵規程左ノ通定ム
 地方改善獎勵規程

- 第一條 地方ノ改善發達ヲ目的トスル事業ニ對シ知事ニ於テ必要ト認ムルトキハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
- 第二條 前條ニ依リ獎勵金ヲ交付スヘキ事業ノ種類左ノ如シ
 一、産業ノ改良發達ヲ目的トスル事業 二、教育上ノ特別施設ヲ目的トスル事業 三、衛生上ノ改善ヲ目的トスル事業 四、家屋、宅地、道路ノ整備ヲ目的トスル事業 五、精神ノ向上及慰安ニ資シ又ハ風俗ノ改良ヲ目的トスル事業 六、其他ノ改善上有效ト認ムル事業
- 第三條 獎勵金交付ノ歩合ハ事業豫算額ニ對スル百分ノ五十以内トス但シ特別ノ事由アルトキハ其ノ歩合ヲ増加スルコトアルヘシ
- 第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル市町村ハ事業ノ必要ナル事

由テ詳細シタル願書ニ左ノ書類ヲ添付シ前年度二月末日迄ニ知事ニ提出スヘシ

- 一、事業計畫書
- 二、事業ニシテ工事を要スルモノハ設計書並圖面、工事ノ着手及竣工ノ豫定期日ヲ記載シタル書類
- 三、收支豫算書
- 第五條 郡市長前條ノ書類ヲ受ケタルトキハ直ニ該事業ノ性質及豫算金額ノ當否ニ對スル意見ヲ副申スヘシ
- 第六條 獎勵金ヲ受ケ若ハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタルモノ其ノ計畫ヲ變更シ又ハ工事を延期セントスルトキハ其ノ理由ヲ具シ知事ノ許可ヲ受ケタヘシ
- 第七條 獎勵金ヲ受ケ若ハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタルモノ其ノ事業ニ着手シ並之ヲ完成シタルトキハ其ノ旨直ニ知事ニ報告スヘシ但シ完成シタル場合ノ報告ニハ精算書ヲ添付スヘシ
- 第八條 獎勵金ヲ受ケタル事業ハ之ヲ變更改廢若ハ處分スルコトヲ得ス但シ十ヶ年ヲ經過シ又ハ豫メ知事ノ認可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第九條 獎勵金ハ其ノ事業カ工事ヲ要セサルモノナルトキハ適當ノ時期ニ又工事ヲ要スルモノナルトキハ其ノ完成後ニ之ヲ交付ス但シ工事ヲ要スルモノト雖特別ノ事情アルモノニ對シテハ着手後其ノ一部ヲ交付スルコトアルヘシ
- 第十條 左ノ事項ノ一ニ該當スルトキハ獎勵金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命ジ若ハ許可ヲ取消シ或ハ減額スルコトアルヘシ
 一、本規程ニ違背シタルトキ

第三章 府縣の施設事業

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1. 豫算 總額 七、五八〇圓

- (内訳) (一)直營事業費二、九七〇圓、(二)改善施設補助費四、六一〇圓(經濟的保護施設補助費四〇〇圓、文化的施設補助費四、二一〇圓)、(三)融和團體補助費一、七〇〇圓(但シ融和團體補助費ハ豫算總額ニ計上セス)
- 事業計劃

- 一、直營事業 融和事務囑託設置一名、地方改善委員設置常務委員五名、委員一七名、地方改善事務打合せ二回、融和事業講習會一回、婦人方面
- 二、補助事業 下水工事三、家屋移轉三、井戸新設一、養豚事業一、養兔事業一、共同浴場修理一、家屋改築三、墓地整理一、道路改修一、家屋改築移轉一

三、昭和六年度施行事業

1. 直營事業

- 一、調査研究
 内部産業狀況調査 一回 二十部落 六年九月現在調査
 内部産業研究會 一回 三〇名 各産業技術者、部落代表者、關係町村長會同

二、監會議

地方改善事務打合せ一回、參會者四五名關係町村長、改善委員三、普及宣傳に關する施設

講習會 一回 四〇名 郡市青年團幹部青年融和聯盟

の結成を見る

四、委員制

主要なる七ヶ町村に二二名委嘱 内部生活向上に活動せしめ之を監督す

2. 補助事業

施行事業	施行市町村	事業費總額	補助費	事業概況
道路修理橋梁改築	橋樑郡宮前村	400円	100円	
便所改築	中郡桑野町他二ヶ村	2,350円	950円	二七戸
家屋改築	中郡伊勢原町	1,400円	550円	二戸
家屋改築移轉	中郡神田村他一ヶ村	3,000円	1,000円	四戸
道路改修	足柄下郡酒匂村	530円	250円	
共同作業場	足柄下郡吉濱村	4,850円	800円	一
家屋移轉	都筑郡柿生村	1,100円	500円	一戸
計	一〇件	13,630円	3,650円	

五 兵庫 縣

一、規程訓達

規程 社會改良事業獎勵規定(大正十年九月五日縣令第五十八號)

第一條 市町村又ハ市町村ノ一部ニ對シ社會改良ノ目的ヲ以テ左ノ事業ヲ施設スル者ニハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ其ノ經費ノ二分ノ一以下ノ補助金ヲ交付ス但シ知事ニ於テ特ニ必要ト認ムルトキハ二分ノ一以上ノ補助金ヲ交付スルコトアルヘレ

一、教育ニ關スル特別ノ施設 二、兒童保護ニ關スル施設 三、生業ノ改良及副業獎勵ニ關スル施設 四、購買組合、販賣組合及小資本融通ニ關スル施設 五、住宅ノ共同改修 六、道路、橋梁、溝渠ノ新設又ハ改修 七、共同浴場ノ新設増築又ハ改築 八、衛生上ノ改良ニ關スル施設 九、貧困者救護ニ關スル施設 十、其ノ他知事ニ於テ社會改良上必要ト認ムル施設

第二條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ施設ヲ要スル事由ヲ詳記シタル願書ニ左ノ書類ヲ添付シ毎年四月三十日迄ニ知事ニ出願シ許可ヲ受ケヘシ

一、事業計畫及其ノ實行方法ヲ詳記シタル事業計畫書 二、施設ノ事業カ工事ノ施行ニ關スルモノナルトキハ(イ)設計書(ロ)圖面(ハ)工事ノ着手及成功豫定期並ニ其ノ見積計算書 三、收支豫算書

第三條 補助ヲ受ケタル者其ノ事業ニ着手シタルトキハ着手後一週間以内ニ其旨知事ニ申出ツヘシ

第四條 左ノ場合ニ於テハ事由ヲ具シ知事ノ許可ヲ受ケヘシ 一、工事ノ着手及成功期限ノ延期ヲ要スルトキ

二、昭和七年豫算並事業計畫

(兵社會第九五三號昭和七年三月十二日)

1. 豫算總額 一〇一、七一九圓

(内譯) (一)直營事業費ナシ、(二)改善施設補助費九六、九六九圓、經濟的保護施設補助費一〇、〇〇〇圓、文化的施設補助費八六、九六九圓、(三)融和團體補助費四、七五〇圓

2. 事業計畫

一、補助事業 經濟的保護施設、文化的施設補助、融和團體補助

三、昭和六年度施行事業

1. 直營事業

六、功勞者表彰 増田庄市 神戸市湊東區中山手通八丁目 知事表彰

2. 補助事業

施行事業 施行市町村 事業費 補助費 事業概況

道路新設並改修

神崎郡鶴居村 2,900円 補助歩合 1,018・30乃至・三五

道路改修橋梁架設

多紀郡南河内村他二ヶ村 六、五五〇円 補助歩合 二、〇八九同

道路改修並新設

多可郡黒田庄村他二ヶ町村 四、六九七円 補助歩合 一、五、二五同

第三章 府縣の施設事業

第十條 本規程ニ依リ知事ニ差出ス願書及届書ハ所轄郡市役所及町村役場ヲ經由スヘシ 郡市長ハ第二條ノ補助願書及第五條ノ事業成績届書若クハ第四條第八條ノ許可申請書ヲ受理シタルトキハ事業ノ適否又ハ效果若クハ事由ヲ調査シ意見ヲ附シテ之レヲ進達スヘシ

第二編 融和事業行政

道路 改善	水上郡幸世村	三、八〇〇	七、五九〇
	他七ヶ村		八六〇
道路 新設	飾磨郡高岡村	一、〇〇〇	三三〇
橋梁 架換	宍粟郡安師村	一、〇〇〇	計一四戸、補助一〇〇圓乃至二〇〇圓
住宅 改修	宍粟郡神戶村	一三、八七九	七戸、補助一戸當九〇圓
	他二三ヶ村		四戸、補助一戸當二〇圓
住宅部分改修	多紀郡日置村	二、五七〇	
便所浴場炊事場			
炊事場改良	水上郡芦田村	二、八二〇	
	宍粟郡坂下村	六、六五九	補助歩合・三五
上下水設備	他三ヶ村		
火 葬 場	加古町別府町	一、三三三	
共同 浴場	印南郡志方村	五〇、五五六	同〇・一二乃至〇・二五
共同作業場並倉庫購入	有馬郡高平村	三、二五〇	補助歩合・四〇
臥室販賣購買組合事務所及作業場建設	印南郡平莊村	一、八二五	七六〇
陣置共同飼育場建設	神崎郡甘地村	五、七四〇・八七〇	二、三三六
	外一ヶ村		一、二六〇
延室 設備	養父郡高柳村	三、一三三	二、六九〇
公會堂建設	水上郡成松町	七、五五〇	同・三五
	外一ヶ村		五〇〇
青年夜學會場新設	宍粟郡神戶村	二、六六五	同・二〇

農繁託児所兼青年俱樂部	揖保郡揖西村	二、四三三	八六〇同・三五
青年文庫設置	水上郡黒井町	四九〇	一五〇同
教育基本財産設置	養父郡養父市	五、八〇〇	同・五二
地區整理事業	武庫郡芝村外一ヶ村	三〇、三五五	二、〇〇〇
計	七四件	三七、五九七	九〇、〇〇〇

六 埼玉縣

- 一、規程訓達
- 規程 改善事業獎勵規程 (埼玉縣告示第二百八十號) (大正十年八月十二日)
- 第一條 地方改善事業獎勵ノ爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス
- 第二條 補助金ハ改善事業ニ要スル費用ニ對シ事業經營主體ニ之ヲ交付ス
- 補助金ノ額ハ前項費用ノ五割以内トス但シ知事ニ於テ特ニ緊切ナリト認メタル場合ニハ此ノ制限ニ依ラサルコトアルヘシ
- 第三條 前條ノ補助金ハ左ノ各號ニ該當スル事業ノ中ニ就キテ其ノ緩急適否ヲ決定シ之ヲ交付ス
- 一、住宅ノ修理改善 二、屋外室ノ廢止ニ伴フ仕事場ノ設備 三、井戸下水及便所ノ改良 四、共同浴場ノ設備 五、生産用



二、昭和七年度豫算並事業計劃

- 器具ノ購入 六、トラホーム無料治療施設 七、其他知事ニ於テ緊急改善ヲ要スルト認ムル事業
- 第四條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ノ事項ヲ具シ前年度七月末日限リ提出スヘシ
- 一、經營計畫書
- 二、事業計畫書
- 事業經營主體カ公共團體ニアラサル團體又ハ組合ナル場合ニ於テハ其ノ代表者タルコトヲ證明スル書類ヲ添付スルコトヲ要ス
- 第五條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者又ハ交付ヲ受ケタル者前條添付書類ノ記載事項ニ變更アリタル時ハ遅滞ナク其ノ旨報告スヘシ
- 第六條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ經費決算並ニ其ノ事業ノ成績ヲ翌年五月末日迄ニ報告スヘシ
- 第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ補助ノ指令ヲ取消シ又既ニ交付シタル補助金ノ一部若ハ全部ノ還付ヲ命スルコトアルヘシ
- 一、事業ノ施行ヲ怠リ若ハ方法適當ナラサルトキ
- 二、第六條ノ經費決算額カ補助金交付當時ノ豫算額ニ達セザルトキ
- 三、本規程ニ依ル報告ヲ怠リタルトキ
- 附 規
- 本規程ハ發布ノ日ヨリ施行ス
- 通則 國民融和日ニ關スル件依命通則 (七社發第一、七二六號)

第三章 府縣の施設事業

- 昭和七年 月 十一日
- 一、豫算 總額 一一、八三五圓
- (内訳) (一) 直營事業費二、一四六圓 (二) 改善施設補助費七、二五九圓 (經濟的保護事業補助費七二九圓、文化的施設補助費六、五三〇圓) (三) 融和團體補助費二、四三〇圓
2. 事業計劃
- 一、直營事業 講習會講演會の開催、專務職員の設置
- 二、補助事業 改善事業補助
- 三、昭和六年度施行事業
1. 直營事業
- 三、普及宣傳に關する施設
- 種 別 回数 參會者 概 況
- 中堅青年講習會 一 五四〇 社事協會合同、縣青年同盟の結成を見る
- 講 演 會 九 約六七五〇 「國防充實、國民融和」
- (文書) リーフレ 一 一、〇〇〇枚
- (宣傳) ツット 一 一、〇〇〇枚
2. 補助事業
- 改善事業補助
- 施行事業 施行町村又ハ團體 總額 補助費 成 績
- 道路 橋梁 大里郡用土村 二、五三三 四 道路五八六圓改修(新設擴張を含む)
- 外九ヶ所 二、五三三 三五

第二編 融和事業行政

墓地整理	大里區藤澤村	二、三三	五、三三	改葬整備
公會堂	秩父郡秩父町	四、二五三	一、二六	四ヶ所新築
便所井戸仕事	南埼玉郡太田村外八ヶ所	一、六七	三、八	個人の井戸二ヶ所 便所八ヶ所 改善
共同井戸	秩父郡原谷村外二ヶ所	六、六	二、六	共同井戸三ヶ所 新設
産業施設	埼玉縣履物表商相互組合	九、九〇	三、五	原料共同購入販 路擴張他府縣視 察奈良、和歌山
講習會補助	職業輔導講習 外一ヶ所 兒玉郡兒玉町 外一ヶ所 北埼玉郡廣田村	二、九件 三、六三 五、六五	一、九〇名 八、五名	棕栢表加工講習會 家庭衛生、營養料理、融和問題

七 群馬縣

一、規定訓達

規程 都務改善補助規程（群馬縣令第十七號大正十一年三月十四日）
 第一條 都務ノ改善發達ヲ圖ルノ目的ヲ以テ左ノ事業ヲ施設シタル公共團體又ハ其ノ他ノ團體及個人ニ對シ毎年年度豫算ノ範圍内

ニ於テ其ノ經費ノ二分ノ一以内ヲ補助ス但シ知事ニ於テ必要ト認メタルトキハ三分ノ二迄増額スルコトアルヘシ
 一、教育ニ對スル特別施設 二、講習講話會ノ施設 三、生業ノ獎勵及其ノ改良ニ關スル施設 四、移住及出稼 五、集會場ノ新築又ハ改築 六、共同浴場ノ新設又ハ改良 七、井戸及上水道及下水道又ハ便所ノ新設改良八、「トラホーム」其ノ他疾病治療ニ關スル設備 九、居住地域ノ整理 一〇、道路ノ改良 一一、住宅ノ新築又ハ改築 一二、其他部落改善上必要ト認ムル施設
 第二條 補助ヲ受ケムトスルモノハ施設ヲ要スル事由ヲ詳記シタル申請書ニ左ノ書類ヲ添付シ前年六月三十日迄ニ知事ニ差出スヘシ
 一、事業計畫及其實行方法ヲ詳記シタル調査
 二、工事ノ執行ニ屬スルモノハ設計書圖面工事ノ着手及其竣工期
 三、收支豫算又ハ見積計算法
 第三條 補助ノ指令ヲ受ケタルモノハ事業ノ着手及完了後三日以内ニ其ノ旨知事ニ届出ツ可シ
 第四條 左ノ場合ニ於テハ知事ノ許可ヲ受ケヘシ
 一、事業計畫及其實行方法又ハ工事計畫書ノ變更ヲ要スルトキ
 二、事業ノ廢止ヲ要スルトキ
 第五條 事業ノ指令ヲ受ケタル事業ノ成績ハ完了後一月以内ニ經費ノ清算書ト共ニ知事ニ報告スヘシ
 第六條 補助金ハ前條報告前ニ於テ之ヲ交付ス

三、昭和六年度施行事業

第七條 施設事業ノ成績豫定ノ効果ヲ擧グル能ハサルカ又ハ工事ニシテ設計ニ違ヒ若ハ不完全ナリト認ムルトキハ再施行ヲ命ジ又ハ改修ヲ命スルコトアルヘシ
 第八條 補助ヲ受ケテ購入シタル土地建物又ハ新設若ハ改修ヲ加ヘタル工作物ノ使用ヲ廢止シ又ハ處分セムトスルトキハ事由ヲ具シテ知事ノ許可ヲ受ケヘシ
 第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ補助ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部又ハ一部ヲ返納セシムルコトアルヘシ
 一、第七條第八條ノ規程ニ違背シタルトキ
 二、豫定ノ事業ヲ遂行セザルトキ
 三、清算不當ナルトキ
 第十條 郡市長ニ於テ第二條ノ補助申請書及第五條ノ事業成績届出ヲ受理シタルトキハ事業ノ適否及效果ヲ調査シ意見ヲ附シテ之ヲ進達スヘシ

二、昭和七年度豫算並事業計畫

1. 豫算 總額六、五二〇圓
 (内譯)(一)直營事業費八五〇圓、(二)改善施設補助費三、〇七〇圓(文化的施設補助費)、(三)融和團體補助費二、六〇〇圓

2. 事業計畫

一、直營事業 協議會二、履物表編方講習會四、竹細工講習會二
 二、補助事業 道路橋梁新改修四、飲用水兼火防用井戸新設

第三章 府縣の施設事業

種別	施行市町村	期	間	備	考
履物表編方講習會	群馬縣總社町 外二町村	十二日乃至十四日		受講者婦人九九名	
竹細工講習會	佐波郡茂呂村 他一ヶ村	各十日		同男子四一名	
六、功勞者表彰	大島戸一 新田郡鳥之郷村			群馬縣知事表彰	
2. 補助事業	施行市町村	事業費	補助費	事業概況	
道路改修	三ヶ村	二、七七一	八、六〇	延長計一、〇四六間	
飲用水及火防	一ヶ村	五、三、八〇	一、八	貯水池一、及通水路	
飲用水及火防	一ヶ村	三、七、七〇	九、二		
飲用水及火防	一ヶ村	三、九、七〇	一、七	深二八尺、石積	
飲用水共同井戸新設	一ヶ村	三、九、七〇	一、七		
道路橋梁改修	四ヶ村	六、三、三、七	一、六		
橋梁道路新設	一ヶ村	一、一〇、〇〇〇	〇、〇〇		
計	一一件	二、四、八、二八	三、三、七〇		

八千葉縣

一、規程制定

規程 社會事業助成獎勵規程

(縣令第八七號大正十年四月一日)

第一條 公共團體、其ノ他ノ法人、組合若ハ個人ニシテ公益ノ爲
左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ヲ經營シ之カ助成獎勵ヲ必要トス
ルトキハ本令ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ助成
金若ハ獎勵金ヲ交付ス

一、部落改善 一、免因保護 一、感化教育 一、盲啞教育
一、貧民救助 一、徒弟教育 一、市場 一、職業紹介 一、
授産場 一、託兒所 一、幼兒保育 一、孤貧兒養育又ハ救
育 一、施藥救療 一、質屋 一、簡易食堂 一、共同浴場
一、共同娛樂場 一、簡易文庫 一、前各號ノ外知事ニ於テ必
要ト認ムルモノ

前項ノ外市町村ニ於テ社會事業資金ヲ蓄積シ又ハ社會事業ノ
助成獎勵ヲ爲ストキ亦同シ

第二條 助成金若ハ獎勵金ハ事業費、創業費、又ハ資金蓄積額若
ハ助成獎勵費ノ十分ノ五以内トス但シ市町村ニ在リテハ第一條
ノ經費又ハ資金蓄積額ニシテ從前ノ資金及其ノ利子ヨリ支出ス
ルモノアルトキハ之ヲ控除シタル殘額ニ付査定ス

第三條 助成金若ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスルトキハ設立者又
ハ其ノ代表者ヨリ毎年四月三十日限左ノ事項ヲ具シ知事ニ申請
ス

ス

一、第一條第一項ニ依ル場合ハ設立者氏名又ハ名稱、事務所所
在地、當該年度豫算、前年度決算、事業概要、維持經營方法
事業施行ニ關スル規則定款、寄附行爲若ハ組合規約書、資産
設備、圖書

二、同條第二項ニ依リ資金ヲ蓄積スルトキハ當該年度豫算並蓄
積内證書、助成獎勵ヲ爲ストキハ當該年度豫算並助成獎勵
ノ事業概要

第四條 助成金若ハ獎勵金ヲ交付スル場合ニ於テハ條件ヲ附スル
コトアルヘシ

第五條 助成金若ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ毎六箇月毎ニ事
業成績及收支清算ノ要領ヲ知事ニ報告スヘシ

第六條 第三條各號ニ異動ヲ生シタルトキハ設立者又ハ其ノ代表
者ハ事由ヲ具シ直ニ知事ニ届出ツヘシ

第七條 助成金若ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル市町村社會事業資金
ノ管理ニ付テハ市町村罹災救助基金補助方法施行細則第二條乃
至第四條又ハ第六條ヲ準用ス

第八條 知事ニ於テ必要アル場合ハ事業ニ關シ報告ヲ爲サシメ書
類帳簿ヲ徴シ及實地ニ就キ事業ヲ觀察シ又出納ヲ檢閲スルコト
アルヘシ

第九條 助成金若ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者本令若ハ本令ニ基
キテ發スル命令ニ違背シ又ハ事業ノ成績不良ナルトキ其ノ他必
要ト認ムルトキハ助成金若ハ獎勵金ノ一部又ハ全部ヲ返還セシ
ムルコトアルヘシ

第十條 本令ニ依リ知事ニ提出スヘキ文書ハ市ニ在リテハ市長其
ノ他ニ在リテハ町村長及部長ヲ經由スヘシ前項ノ文書ヲ收受シ
タルトキハ意見ヲ附シ之ヲ進達スヘシ

日)

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1. 豫算 總額 八〇〇圓

(内譯)(一)改善施設補助費八〇〇圓

2. 事業計劃

二、補助事業 井戸新設、道路改修、作業場改築、便所改善

三、昭和六年度施行事業

2. 補助事業

施行市町村 事業費 補助費 事業概況
又ハ團體 總額

家屋改善二ヶ町村 八八圓 三〇圓

井戸新設改造一ヶ町村 一〇〇 一〇〇

公會堂増築一ヶ町村 一三〇 一〇〇

計 四件 二、一六八圓

九茨城縣

一、規定制定

第三章 府縣の施設事業

規定 部落改善事業助成規程(茨城縣令第十六號)

第一條 部落ノ改善發達ヲ圖ルノ目的ヲ以テ施設スル事業ニ對シ
縣ハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ助成金ヲ交付ス

第二條 助成金ハ事業終了後其ノ清算額ニ對シ之ヲ交付スルモノ
トス

第三條 助成金ハ其ノ清算額ニ對スル百分ノ五十以内トス但シ特
別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 助成金ヲ受ケムトスル者ハ施設ヲ要スル事由ヲ詳記シタ
ル願書ニ左ノ書類ヲ添付シ毎年二月末日迄ニ知事ニ差出シ豫メ
其ノ承認ヲ受クヘシ但シ特別ノ事由アルモノハ本條ノ期日以後
ニ於テ其ノ申請ヲ爲スコト得

一、事業ノ種類及其ノ實行方法ヲ詳記シタル計畫書
一、施設ノ事業カ工事ノ施行ヲ要スルモノナルトキハ設計書圖
面及工事ノ着手並竣工豫定期日

一、收支豫算書

第五條 助成金ヲ受クル事業ニ着手シタルトキ又ハ事業終了シタ
ルトキハ直ニ其ノ旨知事ニ届出ツヘシ

第六條 助成金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ其ノ事業ノ屬スル年度
末日迄ニ清算書ヲ差出スヘシ

第七條 助成金交付ノ承認ヲ受ケタル事業ノ施設ヲ變更セムトス
ル場合ハ其ノ事由ヲ詳記シ豫メ知事ノ承認ヲ受クヘシ

第八條 知事ハ臨時吏員ヲシテ助成金交付ノ承認ヲ與ヘタルモノ
ニ付實地調査ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトアル
ヘシ

第二編 融和事業行政

第九條 本規程ニ依リ知事ニ差出す書類ハ所轄町村長及郡長ヲ經由スヘシ
町村長、郡長前項ノ書類ヲ受理シタルトキハ意見ヲ附シテ進達スヘシ

選購 部落經濟調査ニ關スル件通牒(六年六月)
地方改善事業補助申請ニ關スル件通牒(六年十二月)
地方改善育英獎勵ニ關スル件通牒(七年二月)
國民融和日ニ關スル通牒(七年三月)

二、昭和七年年度豫算並事業計畫

1. 豫算 總額 一、五〇〇圓

(內譯)(一)直營事業二八五圓、(二)改善施設補助費一、二一五圓
(內經濟的施設補助費九一五圓、文化的施設補助費三〇〇圓)

2. 事業計畫

一、直營事業 履物表講習會並講話會三、社會事業委員に對する通信料辨償

二、補助事業 作業場新設一五、井戸新設六

三、昭和六年年度施行事業

1. 直營事業

一、調査

種別 場所 概況
製履業に關する調査 要改善地區全部

要改善地區の副業として重要な履物業に關する調査を社會事業委員に委嘱す

七、委員制度

要改善地區に五十名の社會事業委員を設け融和思想の普及差別事件の處理、精神的並物質的指導に努めつゝあり

2. 補助事業

施行事業 施行市町村 事業費 補助費 事業概況
又ハ團體 總額
作業場新設 北相馬郡布川 三、五七〇 一、三三三 三件新設
町他七ヶ村
作業場新設 猿島郡古河町 四八〇 一、二二五 改築三
計 九件 四、〇五〇 一、五六四

一〇 栃木縣

一、規定訓達

規程 社會救濟事業獎勵規程

第一條 公共ノ團體若ハ組合又ハ個人等ニシテ公益ノ爲第二條ノ事業ヲ經營施設シ之カ獎勵助成金ヲ必要トスルモノニハ助成金ヲ交付ス

前項ノ助成金ハ事業費又ハ始業費ノ十分ノ五以内ニ於テ之ヲ定ム
第二條 本規程ニ依リ助成金ヲ交付セラルヘキ事業種目概テ次ノ如シ

一、免因保護 一、部落改善 一、公設市場 一、托兒所

一、感化教育 一、徒弟教育 一、職業紹介 一、授産事業
一、簡易食堂 一、共同娛樂場 一、簡易文庫 一、新聞閱覽
所開設 一、窮民救助 一、低廉宿泊所 一、施藥救療
一、孤貧兒養育 一、盲啞教育 一、共同浴場 一、其ノ他以上ニ類スルモノ

第三條 本規程ニ依リ助成金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ設立者又ハ其ノ代表者ヨリ左ノ事項ヲ具シ知事ニ申請スヘシ

一、設立者氏名又ハ名稱及事務所所在地
一、事業概要及事業區域
一、當該年度經費收支豫算(內譯共)

一、事業維持方法
一、事業施行ニ關スル規則又ハ定款寄附行爲若ハ組合規約書
一、資産及設備調査

第四條 助成金ヲ支付スルトキハ知事ニ於テ必要ナル條件ヲ附スルコトアルヘシ

第五條 助成金交付ノ指令ヲ受ケタルトキハ直ニ助成金請求書ヲ差出スヘシ

第六條 助成金ヲ受ケタル事業ニシテ第三條各號ニ異動ヲ生シタルトキハ設立者又ハ其ノ代表者ヨリ其ノ都度直ニ知事ニ届出ツヘシ

第七條 知事ニ於テ必要アリト認ムルトキハ隨時官吏又ハ事業所々在地市町村吏員ヲ派シ助成シタル事業ノ監査ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第八條 助成金ヲ受ケタル事業ニシテ始業後六ヶ月以内ニ廢止シ

第三章 府縣の施設事業

三、昭和七年年度豫算並事業計畫

1. 豫算 總額 一、八一〇圓

(內譯)(一)直營事業ナシ、(二)改善施設補助費一、〇〇〇圓(經濟的保護施設補助費二七五圓、文化的施設補助費七二五圓)、
(三)融和團體補助費八一〇圓

2. 事業計畫
二、補助事業 住宅改良、公會堂設置、地區改良、産業施設

三、昭和六年年度施行事業
2. 補助事業
施行事業 施行市町村 事業費 補助費 事業概況
又ハ團體 總額
井戸便所住宅 足利郡山前村 四、六九〇 一、五〇〇 一九件
改善 井戸便所住宅 又ハ團體 總額
住宅改善農具 下都賀郡中村 一、九六七 三三五 改善七件、農具購入 他一町
井戸新設 下都賀郡皆川 八三三五 二三元 井戸一五
村他一村

第二編 融和事業行政

道路改修	下都賀郡野木村	一、八〇〇	延長一一〇間
養魚施設	同	一〇〇・五〇	三養魚地五坪
計	七件	二、五六一・三	八四

一一 奈良縣

一、通 謀

國民融和日實施に關する件依命消際

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1. 豫算 總額 二七、三二七圓

(內譯)(一)直營事業費四、三一五圓、(二)改善施設補助費一一、〇二二圓(經濟施設補助費三、九三七圓、文化的施設補助費八〇八五圓)、(三)融和團體補助費三、五〇〇圓(四)其他虎眼豫防治療獎勵費七、四九〇圓

2. 事業計劃

- 一、直營事業 講演講話會、懇談會、男女青年指導、移植民獎勵
- 二、補助事業 常設託兒所建築三件、共同浴場改築又ハ修理四件、經濟保護四件、道路溝渠工事一件

三、昭和六年度施行事業

1. 直營事業

- 一、調査、研究、觀覽
- 種 別 回数 參會者

副業調査

- 種 別 回数 參會者

公益質屋調査

- 種 別 回数 參會者

經濟機構調査

- 種 別 回数 參會者

二、諸會議

- 種 別 回数 參會者

三、普及宣傳に關する施設

- 種 別 回数 參會者

六、功勞者表彰

- 氏 名 住 所 表彰者

2. 補助事業

- 氏 名 住 所 表彰者

計

- 二九 五、六〇

大阪府南河内郡長野町(竹篠材料製作工程)三重縣津市上野町(伊勢表製造組合)
 大阪府三島郡(産業組合利用狀況)

施行事業	施行市町村	事業費	補助費	事業概況
道路改修	宇陀郡宇村	一、八〇〇	九〇〇	交通産業上効果
溝渠改修	磯城郡川東村	五、〇〇七	二、〇〇〇	
住宅建築	南葛城郡秋津村	九、二五〇	四、五〇〇	
託兒所建築	生駒郡安堵村	四、〇〇〇	二、〇〇〇	
虎眼治療所建	南葛城郡被上村	四、五〇〇	三、〇〇〇	
無料診療所	生駒郡三郷村		三、五〇〇	臨時經費補助
飲料水改良水	他一ヶ村	六、七三三	三、三三〇	溜池、水道
共同浴場改築	高市郡萩原町	八、〇〇〇	三、八八〇	最新設備を施す
計	一三件	三三、三三三	一七、五八〇	

一二 三重縣

一、規定副連

規程 社會事業費補助規程(大正九年十二月三日縣令第七十號)
 第一條 社會事業ノ改善ニ資スルノ目的ヲ以テ施行スル事業ニ對シ縣ハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス
 第二條 補助ヲ受ケムトスルモノハ施設ヲ要スル事由ヲ詳細シタル願書ニ左ノ書類ヲ添付シ毎年二月末月迄ニ差出シ豫メ補助ノ認可ヲ受クヘシ
 一、事業經營ノ狀況
 二、施設ノ事業カ工事ノ施行ニ屬スルモノナルトキハ設計又ハ
 第三章 府縣の施設事業

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1. 豫算 總額 四九、一一六圓

(內譯)(一)直營事業費一五、二九八圓、(二)改善施設補助費一三、〇一八圓(經濟的保護施設補助費三、九二八圓、文化的施設補助費九、〇九〇圓)、(三)融和團體補助費一、〇〇〇圓(四)其他一、八〇〇圓

2. 事業計劃
 一、直營事業 (準直營) 伊勢表市場經營及生品改良指導販路

第二編 融和事業行政

開拓、本場表生産事業助成、鹿の子絞事業授産、移住奨励、新規副業助成、徒弟養成

二、補助事業 地区整理及道路下水九件、共同作業場並倉庫六件、生産事業助成三件、消費共同施設一件、託児所二件、公會堂二件、共同浴場二件、住宅改良十一件

三、昭和六年度施行事業

1. 直營事業

五、産業及經濟に關する施設

職業輔導 三〇名 縣徒弟養成規程に依り委託養成す

2. 補助事業

施行事業

施行市町村 事業費

又は團體 總額

事業 概況

道路改修

津市愛宕町他

一町二ヶ村

四 道路延長、七二間橋梁一ヶ所、土地買収買収

共同浴場

河藝郡一宮村

他一町二ヶ村

六、八八 建坪五五坪其他修繕

下木工事

安濃郡檜形村

他一町一ヶ村

四、二六 下水溝延長五一九間

地区整理

飯南郡松阪町

他一ヶ村

二、五五 道路延長二九間

製繩組合再製

度會郡有田村

一、一〇〇 式再製機

製繩組合再製

同

六〇〇 作業場建坪四三坪製繩機八臺

貯水池工事

阿山郡城南村

北半妻郡赤羽村

七〇〇 四箇所

橋梁架設

同

六二〇 橋梁一ヶ所道路延長一〇〇間

四四

製繩組合製繩 南半妻郡有井村 一、八〇〇 製繩機六五臺

消費組合事業 一志郡天白村 一、五〇 組合員二九名

住宅改善 他五ヶ村 一、九、三八 二〇戸

住宅組合 一志郡久居村 三、二五九 三〇戸

本場表及鹿の子絞講習 河藝郡一宮村他一市三村 五〇〇

養鶏組合事業 飯南郡松阪町 三〇〇 組合員七名を以て育雛をなす

保 育 園 阿山郡城南村 二、〇〇〇

農家組合共同 飯南郡松阪町 三三三 組合員一五名製乾乾燥場

施設 阿山郡城南村 六〇七 平家建一二坪建設

公會堂附屬設 阿山郡城南村 四三件 便所設備及掘工事

計 四三件 六九、七七

一三三 愛知縣

一、規程訓達

規定 地方改善事業獎勵規程

第一條 地方改善ヲ目的トスル事業ニシテ知事ニ於テ必要ト認ムルトキハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

前項ノ獎勵金ハ其ノ事業豫算額ノ二分ノ一以內トス但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 前條ニ依リ獎勵金ヲ交付スヘキ事業ノ種類左ノ如シ

一、住宅ノ改良又ハ居住地域ノ擴張、整理、道路ノ改良等地區ノ整備ヲ目的トスル事業

二、託児所及慰安、娛樂救護機關ノ設置、就學奨励、人材ノ養成、貯金組合ノ設置、講習、講習會ノ開設、篤行者ノ表彰、其ノ他風紀ノ改善、生活ノ改善及教化ヲ目的トスル事業

三、實業教育ノ奨励、産業組合、公設質屋及授産場ノ設置等産業ノ改善ヲ目的トスル事業

四、飲料水、下水及消防設備ノ改良、共同浴場、診療所ノ設置等衛生施設ノ完備ヲ目的トスル事業

五、出稼及移住ノ奨励ヲ目的トスル事業

第三條 本規程ニ依リ獎勵金ヲ受ケムルモノハ事業ノ施設ヲ要スル事由ヲ詳記シタル申請書ニ左ノ書類ヲ添付シ所轄郡、市町村長ヲ經テ毎年六月末日迄ニ知事ニ提出スヘシ

一、詳細ナル事業計畫書但シ事業カ工事ノ施行ヲ要スルモノナルトキハ設計書又ハ仕様書、圖面並工事ノ着手及其ノ竣工豫定期日ヲ記載シタル書類ヲ添付スヘシ

二、事業收支豫算書

三、事業主體ノ現狀ヲ知ルニ足ルヘキ書類

第四條 郡、市、町、村長前條ノ申請書ヲ受ケタルトキハ該事業ノ適否、豫算金額ノ當否、其ノ他參考トナルヘキ事項ヲ調査シ之ニ副申スヘシ

第五條 工事ノ施行ヲ要スル事業ニシテ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタルモノハ其ノ工事ニ着手シタルトキ及之ヲ完成シタルトキハ直ニ其ノ旨届出ツヘシ

第六條 獎勵金ハ工事ヲ要スルモノニ在リテハ特別ナル場合ヲ除ク外工事完了後、其ノモノニ在リテハ適當ト認ムルトキ之

第三章 府縣の施設事業

二、昭和七年度豫算並事業計畫

1. 豫算 總額 八、五〇〇圓

(内訳)(一)直營事業費ナシ、(二)改善施設補助費七、〇〇〇圓(經濟的保護施設補助費五、〇〇〇圓、文化的施設補助費二、〇〇〇圓)、融和團體補助費一、五〇〇圓

2. 事業計畫

二、補助事業

授産場建設、地區整理事業、公益浴場建設、共同浴場建設、授産場兼公會堂建設、融和事業

三、昭和六年度施行事業

2. 補助事業

同

三、昭和六年度施行事業

同

年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
 四ノ二、部落改善上特ニ必要アリト認メタルトキハ前項ノ制限ニ拘ハラズ豫算ノ範圍内ニ於テ事業ヲ指定シ國庫ヨリ獎勵金ヲ交付ス
 五、前各項ニ依リ部落改善ニ關スル施設計畫ヲ爲シタルトキハ別紙第一號様式ニ依リ速ニ縣ニ報告スルコト
 六、獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル向ハ申請書ニ別紙第二號様式ノ事業豫定書、豫算決議録及補助金交付ニ關スル規定ヲ添付シ前年度三月末日迄ニ縣ニ提出スルコト但シ大正十年度ニ限り提出期限ヲ六月末日迄トス

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1. 豫算 總額 一〇〇圓
 (内譯) (三)融和團體補助費 一〇〇圓

一六 滋賀縣

一、規程訓達

規定 地方改善事業補助並獎勵内規
 一、地方改善ニ資スル目的ヲ以テ施設スル事業ニ對シテハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金若ハ獎勵金ヲ交付ス
 二、前條ニ依リ補助金又ハ獎勵金ヲ交付スヘキ事業ノ種類左ノ如

一、隣保事業 二、地域整理事業 三、住宅改善事業 四、生産事業 五、共同浴場事業 六、上下水道事業 七、道路橋梁事業 八、副業獎勵事業 九、矯風教化事業 十、其ノ他地方改善上特ニ必要ト認ムル事業
 三、市町村ニ於テ第一項ノ交付金ヲ受ケムトスルトキハ其ノ事由ヲ詳記シタル願書ニ左ノ書類ヲ添付シ前年度二月末日迄ニ提出スベシ
 一、事業ノ種類及其ノ實施方法ヲ詳記シタル願書
 二、事業ニシテ工事ヲ要スル場合ハ右ノ外設計畫及仕様書圖面但シ圖面ハ共同浴場其ノ他家屋建物工事ニ在リテハ平面圖正面圖及側面圖道路橋梁上下水道工事ニ在リテハ該地ニ對スル之カ布置圖
 三、共同浴場投産場ノ建設又ハ産業的施設ニシテ收入ノ伴フ計畫ニ在リテハ右ノ外設備完成後ノ經營方法一箇年間收支見積及損益並此ノ場合ニ於ケル措置機械器具等ヲ貸付スル場合ニ在リテハ其ノ條件ヲ記シタル書類
 四、其ノ他ノ場合ニ在リテハ之カ計畫ノ内容及内譯書
 五、事業ニシテ急務ヲ要スル場合ハ其ノ理由書
 六、事業着手並完了豫定期日
 七、收支豫算書
 四、事業經營ハ市町村ヲ主體トス、但シ事情止ヲ得サル場合ニ限リ市町村以外ノ團體ニ於テ地方改善事業ヲ經營スルコトヲ得此ノ場合ハ前條ノ書類ヲ市町村長ニ提出スヘシ市町村長ニ於テ該

書類ヲ受理シタルトキハ施設事業ノ適否豫算金額ノ當否等ニ付意見ヲ附シ二月末日迄進達スヘシ

五、前三、四項ノ事業完成シタルトキハ事業成績並施設概要支出精算書(經費支出金額説明書添付)其年三月末日限り報告スルコト

六、補助金又ハ獎勵金ヲ受ケタル事業ハ之カ施設ヲ變更シ又ハ讓渡シ若クハ債務ノ擔保ニ供スルコトヲ得ス但シ其ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
 七、本内規ニ違反シ若クハ命令ノ條項ニ違ヒ又ハ不正行爲アリト認メタルトキハ補助金ノ一部又ハ全部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1. 豫算 總額 一七、〇四六圓

(内譯) (一)直營事業費四、六〇〇圓、(二)改善施設補助費一〇、九二〇圓、(經濟的保護施設補助費一、一〇〇圓、文化的施設補助費九、八二〇圓)、(三)融和團體補助費三二〇圓、(四)其他一、二〇六圓)

2. 事業計劃

一、直營事業 産業經濟施設、内部自覺に關する施設、トラホーム治療施設、育英獎勵者指導施設、融和事業功勞者表彰施設、其他印刷物刊行等
 二、補助事業 共同井戸新設八、經濟的施設三、共同浴場改新設三、下水道改新設四、道路改新設七、不良住宅改善七、

第三章 府縣の施設事業

便所改良三五、墓地整理一、防火用貯水池設置一、會館經營

三、昭和六年度施行事業

1. 直營事業

一、調査

基本調査 六年十一月二十日縣下各地區に就き詳細なる調査を行

三、普及宣傳に關する施設

懇談會 愛知郡日枝村 二一六名 衛生、兒童保護、青少年教化、經濟施設に付
 映畫會 同 元名

融和日宣傳 學務部長通牒、各團體依頼狀送付
 五、産業及經濟に關する施設

松相表講習會 伊香郡木ノ本 自三月十二日 一八歳以上三五歳 至同月卅一日 以下の婦人三〇名
 八、其他 (衛生)
 トラホーム治 坂田郡北郷里 延日數八〇日 全治者七〇〇名
 村他一ヶ村

2. 補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費	事業概況
井戸新設並排	又ハ團體	總額		
井戸新設並排	甲賀郡大野村	四圓		井戸四、排水溝
井戸新設並排	蒲生郡桐原村	五、六九		延長一六四間其
井戸新設並排	他三ヶ村	一、七五		他
井戸新設	甲賀郡柏木村	一六二		共同井戸六

第二編 融和事業行政

五〇

下水溝新設	野洲郡中里村 他一ヶ村	三〇〇	三三	延長二八間
道路並下水溝改修	甲賀郡下田上村	一九九	〇	
道路及排水溝新設並引水装置	甲賀郡大原村	一、八六五	五六	
道路改修並排水溝新設	坂田郡息郷村	一、八八	五九	道路六〇間、排水溝二〇〇間
公會堂建設	伊香郡木ノ本町	七〇〇	三三〇	六五坪
防火用貯水池新設	同	一、六〇八	五〇〇	
道路、橋梁並排水溝新設	大上郡河瀬村	三、三三	一、〇七〇	道路五〇間、橋梁一、排水溝二〇〇間
飲料水用井戸及水揚並排水溝新設	大上郡西甲良村	七、七〇〇	一、八六六	
會館新設	滋賀郡膳所町	三、七〇〇	一、七五	善隣館
副業獎勵	蒲生郡桐原村 他一ヶ村	五、六〇一	一、〇七〇	熊手生産組合設置、栽培
住宅改善及副業獎勵	高島郡安曇村	五、五〇〇	一、四七〇	住宅四戸改善並備打機購入
善隣台建設	高島郡安曇村	三、四〇〇	一、三〇	一丈五尺鐵塔
計	二〇件	三九、八六六	一〇、七三三	

一七 岐阜県

- 一、通牒 昭和七年度融和事業費豫算新計上之件依命通牒 (七社第一五二號昭和七年二月一日)
- 二、昭和七年度豫算並事業計劃
 1. 豫算 總額 九、五二〇圓 (内譯)(一)直營事業費一、六六〇圓、(二)改善施設補助費六、九一〇圓(經濟的保護施設補助費三〇〇圓、文化的施設補助費六、六一〇圓)、(三)融和團體補助費九五〇圓
 2. 事業計劃
 - 一、直營事業 奉仕委員設置(三二名)、衛生施設(二ヶ所)、融和事業從事者懇談會、小學校補習學校入學獎勵(小學校二六、補習學校一九)
 - 二、補助事業 地區整理費補助(三ヶ所)、轉居及住宅改良(轉居一六、改良二一)、井戸開鑿補助(五箇)、産業獎勵、融和團體補助(四團體)
- 三、昭和六年度施行事業
 1. 直營事業
 - 二、議會 參同者 縣、協會施設批判及町村實際事業懇談會 一回 六一名
 - 六、功勞者表彰 西村 佐藏 稻葉郡島村 岐阜縣知事表彰
 - 七、委員制度

部落所在の二二市町村に主として本事業の爲奉仕委員三一名を縣より囑託したり。

八、其他(衛生施設)

虎眼診療	自九月三日可兒郡御嵩町 患者數二八五名に對し治療一七八名	施行期間	場所
------	------------------------------	------	----

2. 補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費	事業概況
地區整理	海津郡城山村 他二ヶ町村	三、三九	一、五三	道路改修三一八
井戸開鑿	揖斐郡本郷村	五	五	共同井戸一
水道敷設	可兒郡兼山町	二六〇	一五	タンク及水道
轉居獎勵	稻葉郡島村他二ヶ町村	一	二、〇〇〇	二八戸
住宅改良獎勵	稻葉郡島村他三ヶ町村	一	三、一五	四〇戸
製繩製建機購	揖斐郡本郷村 萩原製建組合	三〇〇	二〇〇	製建機一臺、製繩機六臺、打機四臺
計	二〇件	三、八三七	七、五六八	

一八 長野縣

一、規程訓達

規程 長野縣社會事業補助獎勵規程(大正十二年九月十四日)

第三章 府縣の施設事業

五

第一條 公共團體、其ノ他ノ團體又ハ個人ニシテ公益ノ爲左ノ各號ニ該當スル事業ヲ經營スル者ニ對シ之カ補助獎勵ヲ必要ト認メタルトキハ本規程ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金又ハ獎勵金ヲ交付ス

- 一、施設救濟
 - 二、窮民救助
 - 三、兒童保護
 - 四、地方改善
 - 五、釋放者保護
 - 六、矯風教化
 - 七、社會教育
 - 八、其ノ他社會改善上必要ト認ムル事項
- 前項ノ補助金額又ハ獎勵金額ハ事業費ノ三分ノ一以內ニ於テ之ヲ定ム

第二條 補助金又ハ獎勵金ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ毎年六月三十日迄ニ知事ニ申請スヘシ

- 一、事業ノ名稱
- 二、位置
- 三、事業計畫及事業概要
- 四、經費豫算、前年度決算及資金
- 五、事業ノ維持方法
- 六、寄附行爲又ハ規則及事業施行ニ關スル規定
- 七、事業カ工事ノ施行ニ關スルトキハ設計書、圖面並起工及竣工年月日

第三條 補助金又ハ獎勵金ヲ受ケタル事業ヲ廢止又ハ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ知事ニ届出ツヘシ

第四條 知事ニ於テ必要ト認メタルトキハ補助金又ハ獎勵金ヲ受ケタル者ニ對シテ検査ヲ行ヒ又ハ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ補助金若ハ獎勵金ノ交付ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金若ハ獎勵金ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

一、不正ノ手段ヲ以テ補助金又ハ獎勵金ヲ受ケタル者
二、第五條ノ検査ヲ拒ミ又ハ同條ニ基キ發シタル命令ニ從ハザル者
三、事業費ノ決算額カ補助金額又ハ獎勵金額ノ二倍以内ナルトキ

トキ

第六條 補助金又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ年度終了後直ニ其ノ事業成績及決算ヲ知事ニ報告スヘシ

第七條 本規程ニ依リ提出スル書類ハ總テ所轄郡市町村ヲ經由スヘシ郡市長ニ於テ前項ノ書類ヲ受理シタルトキハ事業ノ過否及其ノ實況ヲ調査シ意見ヲ附シテ之ヲ進達スヘシ

通則 國民融和日ニ關スル通則(昭和六年三月十四日)

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1. 豫算 總額 三、六〇〇圓

(內譯)(一)改善施設補助費二、八八〇圓(文化的施設補助費)(三)融和團體補助費七二〇圓

2. 事業計劃

一、直轄事業 副業講習會一

三、昭和六年度施行事業

2. 補助事業

種別 施行市町村 事業費 補助費 概況

住宅改善 又ハ團體 總額 補助費 概況

上田市豊原區 豐原區住宅改善組合他五ヶ町村 一〇、九五五 三、二〇〇 二二月

信濃同仁會 八〇〇

融和團體補助 上水内郡融和委員會 五〇

計 八件 一〇、九五五 四、〇五〇

一九 福井縣

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1. 豫算 總額 二、〇〇〇圓

(內譯)(一)直轄事業費二〇〇圓(二)改善施設補助費一、八〇〇圓(經濟的保護施設補助費五四四圓、文化的施設補助費一、二五六圓)

2. 事業計劃

一、直轄事業 副業講習會一

二、補助事業 託兒事業補助二、道路改修事業補助一、下水路改良工事補助一

三、昭和六年度施行事業

1. 直轄事業

講演會並懇談 水見郡余川村 七ヶ所 參會者 富山縣融和會 他六ヶ村 六二〇人 共同

國民融和日 ポスター 二、二〇〇枚 二、〇〇〇〇〇枚 同右

2. 補助事業

施行事業 施行市町村 事業費 補助費 事業概況
又ハ團體 總額
道路排水路改修 中新川郡滑川町 六五五 圓 道路一〇六間
道路改修 婦負郡宮川村 一、六二一 延長計四六一間
下水路改修 東礪波郡井波町及高岡市 三三三 延長八四間
計 八件 三、三三七 一、〇三三

二一 鳥取縣

一、規程訓達

規程 社會事業補助獎勵規程(大正十二年二月縣令第八號)
第一條 公共團體其ノ他法人組合若クハ個人ニシテ公共ノ爲左記各號ノ一ニ該當スル事業ヲ經營シ之カ補助獎勵ヲ必要トスルモノニハ本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金又ハ獎勵金ヲ交付ス
一、部落改善 二、感化教育 三、盲啞教育 四、兒童保護
五、免囚保護 六、失業保護 七、窮民救濟 八、託兒所

二〇 富山縣

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1. 豫算 總額 一、九二二圓

(內譯)(一)改善施設補助費一、四七三圓(三)融和團體補助費四五〇圓

2. 事業計劃

二、補助事業 道路改修四、住宅移轉改築一

三、昭和六年度施行事業

1. 直轄事業

三、普及宣傳に關する施設

第三章 府縣の施設事業

二、議會 議

地方改善事業 一回 五〇餘名 六年度事業講習會開催の件
協議會

2. 補助事業

施行事業 施行市町村 事業費 補助費 事業概況
又ハ團體 總額
託兒事業 教賀町他一村 一、六二一 圓 託兒延一五、一
道路改修 遠敷郡遠敷村 二、六三一 延長一四〇間
下水路改良 大飯郡青郷村 八〇二 延長一三〇間
計 四件 五、三三三 一、六六七

第二編 融和事業行政

九、公設質屋 十、公設市場 十一、其ノ他社會事業トシテ適切ナルモノ

第二條 補助金又ハ獎勵金ハ事業費ノ十分ノ五以内トス

第三條 補助金又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ左記事項ヲ具シ毎年四月三十日限リ知事ニ申請スヘシ

- 一、設立者住所氏名又ハ名稱及事務所々在地
- 二、事業概要及事業區域
- 三、當該年度經費收支豫算
- 四、事業ノ經營及維持方法
- 五、事業ノ施行ニ關スル規定又ハ定款寄附行爲若ハ組合規約書
- 六、資 産
- 七、事業力工事ニ關スルトキハ設計書圖面及起竣工年月日

第四條 補助金又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル後事業ヲ廢止若ハ中止セムトスルトキ又ハ前條第二號第四號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ知事ノ認可ヲ受クヘシ

前條第一號第三號第五號乃至第七號ノ事項ヲ變更シタルトキハ其ノ都度知事ニ届出ツヘシ

第五條 補助金又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ年度終了後直ニ事業成績及決算ヲ知事ニ報告スヘシ

第六條 知事ニ於テ必要ト認ムル場合ハ事業ニ關シ報告ヲナサシメ書類、帳簿ノ検査ヲ行ヒ又ハ必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第七條 左記各號ノ一ニ該當スルトキハ、補助金又ハ獎勵金ノ全部若ハ一部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

- 一、本規程又ハ本規程ニ基キテ發スル命令ニ違背シタルトキ
- 二、支出決算額カ補助金、獎勵金交付當時ノ豫算額ヨリ減シタルトキ
- 三、事業ヲ廢止若ハ中止シ又ハ事業ノ成績舉カラサルトキ

第八條 本規程ニ依リ提出スヘキ文書ハ郡市役所町村役場ヲ經由スヘシ

郡市町村長前項ノ文書ヲ受理シタルトキハ事業ノ適否及其ノ實況ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ

附 則

本規程ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正七年六月鳥取縣令第三十四號部落改善經費補助規則ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢ス

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1. 豫算 總額 五、五五〇圓

(內譯)(一)改善施設補助費三、七六六圓(經濟的保護施設補助費

一、二八三圓、文化的施設補助費二、四八三圓)其他八八四圓

融和團體補助費九〇〇圓

2. 事業計劃

- 一、補助事業 共同作業場建設一、團藝温泉建設一、生産機具購
- 入五、養雞事業雜合建設一、道路改修二、井戸掘鑿五、公會堂
- 建設五、融和團體鳥取縣一心會補助

三、昭和六年度施行事業

2. 補助事業

施行事業 施行市町村

事業費

補助費

事業概況

開墾事業 日野郡二部村

一、〇〇〇圓

一、〇〇〇圓

田一町一反九畑

生産機具購入 氣高郡寶木村

一、〇〇〇圓

一、〇〇〇圓

麻裏草履表整理

養魚事業 東伯郡市勢村

九三二

三三三

水門、立樋、堤防、魚溜場

畜牛飼育事業 岩美郡面影村

六〇〇

二四〇

成牛八、犢一二

井戸掘鑿 日野郡日野上

七三九

二五五

七ヶ所

下水溝設置 八頭郡散岐村

三三八

二四

延長九〇間

道路改修 八頭郡國中村

一、七二七

五九

延長四九九間

公會堂建設 八頭郡八東村

一、〇六九

三〇

建坪一二坪七五

地區整理 八頭郡若櫻町

一、八四六

六六

道路新設改修

裁縫作法講習 鳥取市他十ヶ

五八二

二九

講習終了者二五

計 二九件

二、四九九

四、三九九

二二 島根縣

一、規程訓導

規程 改善事業補助規程

(島根縣令第三十五號大正十年八月九日)

第三章 府縣の施設事業

第一條 部落改善ヲ圖ル爲本規程ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍ニ於テ其ノ事業費ニ對シ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ハ部落ノ改善ニ關シ左ノ各號ノ一ニ該當スル施設ヲ行フモノニ交付シ其ノ額ハ事業費豫算額ノ二分ノ一以内ニ於テ之ヲ定ム

一、住宅ノ改良又ハ居住地域ノ擴張整理、道路ノ改良等地區ノ整備ヲ目的トスル事業

二、託兒所及慰安娛樂機關ノ設置就學ノ獎勵人材ノ養成貯金組合ノ設置其ノ他風紀ノ改善生活ノ改善及教化ノ普及ヲ目的トスル各種ノ事業

三、實業教育獎勵產業組合、公設質屋及授産場ノ設置等產業ノ改善ヲ目的トスル事業

四、飲料水及下水設備ノ改良、共同浴場、診療所ノ設置等衛生的施設ノ完備ヲ目的トスル事業

五、出稼及移住獎勵ヲ目的トスル事業

六、其ノ他適當ノ事業

第三條 補助金ノ交付ヲ受ケムトスルモノハ申請書ニ左ノ書類ヲ添付シ前年度六月末日迄ニ知事ニ提出スヘシ

一、別記様式ニ依ル事業豫定書

二、計畫及其ノ實行方法ヲ知ルニ足ルヘキ書類圖表類

三、其ノ他參考トナルヘキ書類

第四條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタル後前條ノ添付書類ニ記載シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ事由ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第二編 融和事業行政

第五條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタルモノハ事業ニ着手シタルトキ及事業完了シタルトキハ直ニ之ヲ知事ニ届出ツヘシ但シ事業完了届出ノ場合ニハ事業ノ経過並成績状況書及支出精算書ヲ添フルヲ要ス

第六條 知事ハ隨時官吏々員ヲシテ實地調査ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第七條 補助金ヲ受ケタルモノ本規程ニ違背シ及事業費豫算額ニ比シ精算額ノ著シク減額シ又ハ事業ノ遂行若ハ成績良好ナラスト認メタルトキハ補助金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ其金額ヲ減少シ既ニ交付シタル補助金ハ之ヲ返還セシムルコトアルヘシ

第八條 本規程ニ依リ提出スル書類ハ總テ島司郡市町村長ヲ經由スヘシ
島司郡市長ハ第三條ニ依ル申請書及第五條ニ依ル事業完了届書ヲ受理シタルトキハ事業ノ適否及成績等ニ關シ意見ヲ附シテ之ヲ進達スヘシ
遑論 國民融和日ニ關スル件(昭和七年三月十日)

二、昭和七年年度豫算並事業計劃

1. 豫算總額 三、二八七圓

(内譯)(一)改善施設補助費二、二八七圓、文化的施設補助費(三)融和團體補助費一、〇〇〇圓

2. 事業計劃

一、補助事業 道路改修、用水池設備、飲料用水池、住宅改善二
飲料水改善、住宅基地移轉

2、補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費	概況
道路改修	邑智郡濱原村	八六五	三	路面の整理擴張
飲料水用水池	同郡吾郷村	八三三	三〇	風紀衛生上效果大なり
住宅基地移轉	外一ヶ村	三、五五〇・七	一、七四	住宅六戸、便所
住宅改良及大原郡春殖村		三、五五〇・七	一、七四	住宅六戸、便所
便所改良	外一ヶ村	三、五五〇・七	一、七四	住宅六戸、便所
計	五件	四、三三三	一、六六七	

三三三 岡山縣

一、規程 社會事業補助獎勵規則(大正十年五月二十二日岡山縣令第五十六號)

第一條 公私ノ團體若ハ組合又ハ個人等ニシテ公益ノ爲第三條各號ニ該當スル事業ヲ施設經營シ之ガ補助獎勵ヲ必要トスルモノニハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金又ハ獎勵金ヲ交付ス前項ノ補助額又ハ獎勵金額ハ事業費豫算額又ハ精算額ノ二分ノ一以內ニ於テ之ヲ定ム

第二條 本則ニヨリ補助金又ハ獎勵金ヲ交付スヘキ事業ノ概目左ノ如シ 一、施業救濟事業 二、窮民救助事業 三、養老事業 四、失業防止救濟事業 五、生活改善事業 六、部落改善事業 七、免囚保護事業 八、矯風教化事業 九、特殊教育事業 十、兒童保護事業 十一、其ノ他前各號ニ類スル社會事業
第三條 本則ニヨリ補助金又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ

第三章 府縣の施設事業

三、昭和六年年度施行事業

1. 直營事業

一、調査 部落實情調査を行ふ(調査項目)所在地及部落名稱、世帯數並現住人口、職業別、生計、衛生、教育、風紀、中堅人物、部落の向上發展上留意すべき事項

三、普及宣傳に關する施設
種別 回数 參會者 概況
社會教化講習會 一 空 安濃郡大田町
青年一夜講習會 二 (一三) 松江市、津和野町
社會教化講演映 一〇 五、〇〇〇 大原郡加茂町其他
懇談會 一〇 五〇〇 町村吏員、教員、宗教家、警察官各團體長、部落有志等(和敬會と共同)

四、差別事象及事件對策

事件分類 事件の内容 對策 結果
六年十一月初旬被差別者より社會川郡今市町に於て課長に解決方陳情を以て陳謝し將來假裝人物懸賞發見町に於ては關係者を盟ひたるにより同胞を侮辱したる警察書の頒布をなす告げたり

差別言辭 七年三月中旬安濃郡代表者縣社會那太田町に於て婦人に陳情し又町人會の對し一婦人の於ては區長、方面が差別的言辭を弄委員、役場員、小學校長等が旋し雙方を差別的に起因し、懇談を遂げしむる部族全部の憤激をこととせり
見るに至れり

左ノ事項ヲ具シ毎年七月末日限り知事ニ申請スヘシ
一、位 置 二、事業ノ計劃概要 三、收支豫算又ハ收支見積計算書 四、事業維持方法 五、事業施行ニ關スル規則又ハ定款寄附行爲若ハ組合規約書 六、資金 七、事業ガ工業ニ屬スルモノナルトキハ設計書圖面及起竣工年月日
第四條 補助金又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ前條各號ノ事項ヲ變更シタルトキハ其ノ都度直ニ知事ニ届出スヘシ
第五條 知事ニ於テ必要アリト認ムル時ハ補助金又ハ獎勵金ヲ受ケタル者ニ對シ検査ヲ行ヒ又ハ必要ナル命令ヲ發スル事アルヘシ
第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ既ニ交付シタル補助金又ハ獎勵金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ
一、詐欺ノ手段ヲ以テ補助金又ハ獎勵金ヲ受ケタル者 二、補助金又ハ獎勵金交付ノ條件ニ從ハサル者 三、第五條ノ検査ヲ拒ミ又ハ同條ニ基キ發シタル命令ニ從ハサル者 四、事業費ノ精算額ノ補助金額又ハ獎勵金額以內ナルトキ
第七條 補助金又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ年度終了後直ニ其ノ事業成績及決算ヲ知事ニ報告スヘシ
第八條 本則ニヨリ知事ニ差出ス願届書ハ凡テ所轄市町村ヲ經由スヘシ 市町村ニ於テ前項書類ヲ受理シタルトキハ事業ノ適否及其實況ヲ調査シ意見ヲ付シテ之ヲ進達スヘシ
遑論 昭和七年三月十日市町村長、中等學校校長、實業補習學校校長、小學校長、青年訓練所主事に對シ通牒(外三件)
訓示 昭和六年六月十九日、二十日、二十一日、二十二日開催の

市町村長會議並六月二十九日開催の警察署長會議に際し知事より訓示

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1、豫算 總額 一、二、七八六圓

(内譯) (一) 直營事業費、三、一八六圓、(二) 改善施設補助費、七、六〇〇圓、經濟的保護施設補助費、四、〇〇〇圓、文化的施設補助費、三、六〇〇圓、(三) 融和團體補助費、二、〇〇〇圓

2、事業計劃

一、直營事業 副業獎勵委託講習二〇名、職業輔導一〇名(男女) 理髮師、男女和洋裁縫師、産婆、看護婦、建具指物師等、副業獎勵一〇ヶ所(養兔) 融和事業指導者講習會派遣(男女各五名) 中堅青年教育費 二、補助事業 授産施設一〇ヶ町村、道路改修其他九ヶ町村 三、昭和六年度施行事業

1、直營事業

一、調査、研究、觀摩 種別 同敷 場所及 概況 經濟狀況調査 一 縣下九ヶ村 部落産業經濟の實狀を知悉するを得たり 青年社會事業 三 九三名 地方中堅青年、一ヶ所二日間 管外優良施設及狀況視察 一 四名 奈良、和歌山兩縣の融和教育、男女青年運動に付

三、普及宣傳に關する施設

融和事業指導者臨海講習會 一 中央融和事業協會と合同、受講者青年、役場員、教員 青年幹部養成講習會 二 五〇〇 青年男女各一回 融和問題講演 二 三〇 男女師範學校卒業生 融和日宣傳通牒 一回 各學校、訓練所 四、差別事象及事件の對策 神社問題 一件、學校問題 三件、失言問題 二件 (以上は岡山縣協和會と共同幹旋に付同項参照)

五、産業及經濟に關する施設

施行事業 同敷 期 日 場所 狀況 竹細工講習 三 自一月十五日乃 眞庭郡津田 科目は各地方の 至三月二十二日 村他二ヶ村 日用品 徒弟養成 一 三ヶ年乃至四 岡山市内 理髮男女各一、 副業獎勵委 一 自一月十五日 兒島郡郷内 疊表、花縫織 託講習 至三月十四日 村 習 六、功勞者表彰 松蔭仙左衛門 上房郡上竹莊村 岡山縣知事表彰 八、其他(派遣)

種別 同敷 參會者 備考

全國融和事業協和會 一 東京、中央融和事業協和會主催

關西融和事業協和會 一 神戸市、兵庫縣清和會主催

婦人融和事業指導者講習會 一 京都市、中央融和事業協會主催

第三回融和事業指導者講習會 一 東京府下、同

2、補助事業

施行事業 施行市町村 事業費 補助費 事業概況 又ハ團體總額

授産事業 久米郡加美村他七ヶ村 一〇、三三、八 三、二四、七 疊表花縫機、砂利採取船及器具、農具、米麥精米機、

共同浴場改築 上道郡財田村 五、七、三 一、四〇〇 高牛購入

共同墓地新設 吉備郡岡田村 七、〇、〇 一、六三

橋梁架設 眞庭郡津田村 四、五、〇 一、三三

道路改修 勝田郡河邊村他二ヶ所 三、四、二、九、〇 二、二五五

融和事業 岡山縣協和會 一 一、二〇〇、〇〇

計 二五件 五、四七、一 八、八二五

二四 廣島縣

一、規程訓達

第三章 府縣の施設事業

規程 融和事業委員會規則(昭和二年二月九日 廣島縣告示第六十六號)

第一條 融和事業ニ關スル事項ヲ調査審議シ並其ノ實行ニ關スル事項ヲ掌ル爲融和事業委員會ヲ設置ス委員會ハ知事之ヲ監督ス 第二條 委員會ハ會長一人委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス 第三條 會長ハ學務部長ヲ以テ之ニ充テ委員ハ縣委員會委員及地方分會委員トシ關係官吏々員及融和事業特志者中ヨリ知事之ヲ任命又ハ委囑ス 第四條 會長ハ會務ヲ總理ス 會長事故アルトキハ知事ノ指定スル委員其ノ職務ヲ代理ス 第五條 委員會ニ常務處理ノ爲幹事若干人ヲ置ク 幹事ハ知事之ヲ任命ス 第六條 委員會ハ縣委員會並地方分會トシ必要ニ應シ會長之ヲ召集ス 第七條 會務ニ從事スル者ニハ旅費及手當ヲ支給スルコトヲ得ヘシ其ノ他ノ縣委員會委員ハ縣會議員相當ノ額、地方分會委員ハ五級俸以上ヲ受クル判任官相當ノ額トシ其ノ支給ニ關シテハ縣費支辨ノ規定ヲ準用ス

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1、豫算總額 一九、一六六圓

(内譯) (一) 直營事業費二、六六六圓、(二) 改善施設補助費一二、八〇〇圓、(經濟的保護施設補助費四、八〇〇圓、文化的施設補助費八、〇〇〇圓)、(三) 融和團體補助費二、二〇〇圓、(四) 市町村融

第二編 融和事業行政

和事業委員補助一、五〇〇圓

2、事業計劃

- 一、直轄事業 講演會、講習會、文書宣傳、融和事業委員會
- 二、補助事業 地方改善事業補助市町村融和事業委員會補助、廣島縣共鳴會補助

三、昭和六年度施行事業

- 1、直轄事業
 - 二、講習會 三回
 - 融和事業委員會 三回
 - 三、普及宣傳に關する施設 講習會(八ヶ所)、講演會(四ヶ所)、文書宣傳、(リーフレット三六〇、〇〇〇枚、融和日宣傳、ポスター五、〇〇〇枚)以上廣島縣共鳴會共同實施)

2、補助事業

- 一、地方改善事業補助
 - 施行市町村 事業費 補助費
 - 又ハ八ヶ所 總額 事業概況
 - 女子授産事業 廣島市福島町 一、三〇〇 六五〇
 - 教育講座 同市尾長町 六〇〇 三五〇
 - 託兒事業並裁縫教授 吳市山手通 一、四〇〇 七〇〇
 - 道路新設 安藝郡上浦河島村 二、九六六 九〇〇
 - 簡易上水道 佐伯郡三高村他 四、八八八 二、一三三
 - 道路並水路改修 同郡八幡村 二、三三三 八〇〇

六〇

畜牛購入 安佐郡戸山村 三三三 三六六

道路改修 高田郡吉田町他 三、七八八 三、〇〇〇

桑園設置 同郡川根村 一、六〇〇 七〇〇

共同作業場設置 賀茂郡吉土實村 三、三三三 一、〇〇〇

井戸並流場改修 芦品郡藤家村 五〇〇 三〇〇

井戸新設 同郡新市町 六〇〇 二〇〇

田地開墾 世羅郡西太田村 一、八五五 七〇〇

台所改修 甲奴郡吉野村 一、四二七 七〇〇

下水溝新設 双三郡三次町 六〇〇 三〇〇

橋梁架設 同郡和田村 二、六六六 一、〇〇〇

授産場建設並副業獎勵 同郡三良坂町 四、二二三 一、〇〇〇

開墾並桑園設置 比婆郡庄原町 八〇〇 四〇〇

計 三件 三、六六六 一、六〇〇

二、市町村融和事業委員會補助 二市四ヶ所町村 一、二六八圓補助

三、融和團體補助 廣島縣共鳴會 一、八〇〇圓補助

二五 山口縣

一、通譯 教育教化關係者ノ同胞 (社第一、五三〇號)

融和促進ニ關スル件 (昭和六年五月十四日)

融和週間ノ實施ニ關スル件 (社第八六一號 昭和七年三月十二日)

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1 豫算總額 六、〇〇〇圓

- (内訳)(一)改善施設補助費 五、〇〇〇圓(經濟的保護施設補助費、一、五〇〇圓、文化的施設補助費 三、五〇〇圓)、(二)融和團體補助費 一、〇〇〇圓

2、事業計劃

- 一、直轄事業 融和事業講習會
- 二、補助事業 經濟的保護施設、文化的施設
- 三、昭和六年度施行事業

1、直轄事業

- 三、普及宣傳に關する施設
 - 種別 同數 參會者 概況
 - 融和事業講習會 四 二六名 小學校長を對象とす
 - 内部融和問題懇談會 一 一六 於縣廳、知事其他出席
 - 融和問題講演會 一 四〇〇 宇部紡績株式會社
 - 融和週間宣傳 知事聲明書 縣下日刊新聞に發表
 - 四、差別意識及事件対策

- 事件種別 内容 對策 結果
- 差別言辭 一 被差別生徒が同 縣官の實情調査を 圓滿に解決
- 一 被差別生徒が同 校長の生徒調或は 結果なり
- 一 被差別生徒が同 校生の三名と意見の 差別者父兄生徒を召
- 一 被差別生徒が同 衝突より腕力沙汰 喚調諭等
- 一 被差別生徒が同 となり差別言辭を 喚調諭等

2、補助事業

第三章 府縣の施設事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費	事業概況
道路改修	玖珂郡高森町外 一ヶ村	三、九六六	一、二六六	道路延長八八六間
副業施設	玖珂郡高森町愛友副業組合	一、八〇〇	元	山林一町五反に山葵、落花生、栗、蕎麥栽培
計	三件	三、二六六	一、二六六	

二六 和歌山縣

一、規程訓達

規程 社會事業補助規程

第一條 社會改善ニ資スル目的ヲ以テ左ノ事業ヲ施設經營スル團體又ハ個人ニ對シテ縣ハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

一、救貧事業 二、防貧事業 三、兒童保護事業 四、社會教化事業 五、其他適當ト認ムル事業

第二條 補助ヲ受ケムトスル者ハ補助申請書ニ左ノ事項ヲ具シテ事業施行ノ前年度六月末日迄ニ知事ニ提出スヘシ

一、事業計畫書

二、事業ノ收支概算書

三、定款規約會則等ノ寫

四、事業ヲ施行スル規則又ハ事業ノ施行方法書

五、施行事業ニシテ工事ヲ要スルモノナルトキハ之カ設計書仕

六一

第二編 融和事業行政

六、資產及設備ノ調査

七、設備ヲ要スル事由

申請書提出後第一項各號ニ掲タル事項ニ變更アリタルトキハ申請者ヨリ直ニ其旨報告スヘシ但シ補助指令ヲ受ケタル後ニ有リテハ變更前豫メ其事由ヲ具シ知事ノ承認ヲ受クルヲ要ス

第二條ノ一 知事ハ前條ノ申請ニ對シ概定補助率ヲ通知ス

第二條ノ二 補助申請ヲ爲シタルモノ前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ニ基キ豫算ヲ調整シ左ノ事項ヲ具シテ三月十日迄ニ知事ニ提出スヘシ

一、事業ノ收支豫算但シ市町村其ノ他團體ニ在リテハ事業施行年度ノ一般豫算添付ヲ要ス

二、議決書及會議錄謄本但シ個人ノ事業ニ在リテハ此限ニ在ラズ

三、第一條第一項各號ニ掲ケタル事項ニ變更アリタルトキハ其變更書

第三條 本規程ニ依ル補助ノ歩合ハ事業費ニ對スル百分ノ五十以

第四條 補助指令ヲ受ケタル者事業ニ著手シタルトキハ其旨報告ヲ爲シ事業完成シタルトキハ事業成績及收支精算書ヲ提出スヘシ

第五條 精算ノ結果事業費減額シタルトキハ補助金ヲ減ス其ノ増額アリタルトキハ其額ニ對シテハ補助セズ

第五條ノ一 事業ハ必ス年度内ニ完成スヘシ若シ已ムヲ得サル事

由ニヨリ次年度ニ繰越サムトスルトキハ關係市町村會其ノ他ノ議決ヲ經テ三月二十日迄ニ届出ツヘシ但シ次年度ニ繰越シタル事業ハ再度繰越ヲ許サズ

第六條 知事ニ於テ必要アリト認ムルトキハ補助ヲ受ケタルモノニ對シ臨時官吏員ヲシテ實地調査ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第七條 補助ヲ受ケタル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ補助ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付セル補助金ノ返還ヲ命シ若ハ工事ノ補修改造ヲ命スルコトアルヘシ

一、事業ノ經營若ハ施行ノ方法適當ト認メタルトキ

二、施行後緩慢ニシテ完成シ難シト認メタルトキ

三、不正ノ手數ヲ以テ補助ヲ受ケタルトキ

四、前各號ノ外本規定ニ違反シタルトキ

第八條 本規定ニ依リ知事ニ提出スヘキ文書ハ總テ市町村及警察官署ヲ經由スヘシ但シ支廳管轄區域内ニ在リテハ支廳長ヲモ經由スルヲ要ス

市町村長支廳長及警察官署長前項ノ文書ヲ受理シタルトキハ事業ノ適否及效果ヲ調査シ意見ヲ附シテ進達スヘシ

第九條 本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ部落改善事業ニ關スル施行期日ハ大正十一年四月一日トス

第十條 大正九年八月縣令第五六號部落改善費縣補給規程ハ大正十一年三月三十一日限り之ヲ廢止ス

第十一條 大正十六年度ニ屬スル補助申請ニ限り第二條ノ期限ヲ十月末日トス

社會事業補助申請書(略)

通牒 國民融和日ニ關スル件(昭和七年二月二十日社第一七八號) 訓示 國民融和日ニ際シ全體員に長官訓示

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1、豫算 總額 五七、九四〇圓 (內譯) (一)改善施設補助費五二、三一〇圓、(經濟的保護施設並文化的施設補助費一三、七七〇圓、文化的施設補助費三八、五四〇圓) (二)融和團體補助費四、〇五〇圓(四)其他一、五八四圓

2、事業計劃

二、補助事業 地方改善事業、地區整理事業、融和團體

三、昭和六年度施行事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費	事業概況
道路改修	海草郡木本村他七ヶ町村	二四、九五五	七、四二五	
共同火葬場新設	同 郡 岡町村	三、九六〇	七一一	
住宅改良	伊都郡應其村他十ヶ町村	三〇、六三三	三、〇六〇	
公設産婆	伊都郡橋本町他一村	七五〇	一六五	
實費診療所	同 郡 岸上村	五九〇	一三〇	
家事講習所	同 郡 端場村	五〇〇	一一〇	
農業期保育事業	同	一、五四五	三〇〇	
排水溝改修	日高郡野口村	九〇一	二四四	
製麵事業	同 郡 御坊町	三、二四四	三三三	

第三章 府縣の施設事業

作業場兼青年會場新設	日高郡藤田村	一、五五六	三九
少年團事業	東牟婁郡新宮町	二、〇〇九	五〇二
計		六七、六九	一三、九五

二七 德島縣

一、規程訓達

規定 (大正十年二月二十七日德島縣令第十四號) (大正十二年八月三日縣令第三十九號ニ依リ改正)

第一條 地方改善ノ目的ヲ以テ市町村又ハ地方改善團體ニ於テ左ノ事業ヲ爲ストキハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

一、居住地區ノ整理、住宅ノ改善、道路ノ改良

二、飲料水又下水ノ改良、託兒所、授産所、共同浴場、診療所公會堂設置

三、青年夜學、補習教育、年長兒童及子守教育又ハ裁縫講習所體育場ノ設置

四、農事、蠶業、其ノ他産業上ニ關スル講習

五、簡易食堂、共同作業場、共同市場ノ設置

六、墓地、火葬場、塵芥焼却場ノ設置

七、移住又ハ海外出稼

八、其ノ他地方改善上必要ト認ムル事業

第二條 助成金又ハ補助金歩合ハ事業精算額ニ對スル百分ノ五十以內トス但シ特別ノ事情アルトキハ其ノ歩合ヲ增加スルコトアルヘシ

第二編 融和事業行政

第三條 補助ヲ受ケムトスル市町村又ハ地方改善團體ノ代表者ハ

施設ヲ要スル事由ヲ詳記シタル願書ニ左ノ書類ヲ添附シ毎年三

由スヘシ

附 則

第十條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1. 豫算總額 一、五〇〇圓

(內譯)(一)直營事業費四〇〇圓、(二)改善施設補助費一、四〇〇圓、(文化的施設補助費)、(三)融和團體補助費七〇〇圓

2. 事業 計劃

一、直營事業 融和事業講習會、融和事業講習會、融和日宣傳
二、補助事業 共同浴場、公會堂、潜水橋架設

三、昭和六年度施行事業

1. 直營事業

三、普及宣傳に關する施設

種 別 回数 參會者 概 況

婦人融和事業講習會 一 100 女子青年團、婦人會、女教

融和事業講習會 一 100 町村吏員、地方有志

映畫利用講演會 四 宮地大佐、日支事變と融和

(文書)ポスター 縣下一設へ配布 11,000枚

(宣傳)リーフレット 同 10,000枚

2. 補助事業

施行事業 施行市町村 事業費 補助費 事業概況

共同浴場 板野郡一休町 三、五〇〇 七、五〇〇 建坪三〇、二坪

簡易上下水道路 名東郡上八萬村 一、九七 四五〇

計 二件 五、四三七 一、一〇〇

二八 香川 縣

一、規程圖彙

規程 地方改善補助規程

(大正十四年十月十日香川縣令第四七號發布)

第一條 地方改善ノ目的ヲ以テ左ノ事業ヲ施設經營スル市町村其

ノ他ノ團體ニ對シ必要アリト認ムルトキハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ本規程ノ定ムル所ニ依リ補助金ヲ交付ス

一、住宅ノ改良、居住地域ノ擴張整理、道路ノ改良等地區ノ整備ヲ目的トスル事業

二、託兒所、慰安及娛樂機關、貯金組合ノ設置、風紀ノ改善等生活狀態ノ改善ヲ目的トスル事業

三、教育ノ奨励、人材ノ養成、講習講話會ノ開設等教化ノ普及ヲ目的トスル事業

四、産業組合、公設質屋、投産場ノ設置、産業ノ改良、副業ノ奨励等産業狀態ノ改善ヲ目的トスル事業

五、飲料水及下水設備ノ改良、共同浴場、診療所ノ設置等衛生的施設ノ完備ヲ目的トスル事業

六、出稼及移住ノ奨励ヲ目的トスル事業

七、融和促進ヲ目的トスル事業

第三章 府縣の施設事業

八、前各號ノ外地方改善上適切ナリト認ムル事業

第二條 補助ヲ受ケムトスルモノハ前年度十二月末日迄ニ各事業毎ニ左記書類ヲ添ヘ知事ニ届出ツヘシ但シ事業カ工事ノ施行ニ

屬スルモノニアリテハ設計ノ概要並ニ圖面(建築工事ニ在リテハ平面圖其ノ他土木工事ニアリテハ施設地區ニ於ケル設置圖)

各二通ヲ添附スルコトヲ要ス

一、施設ヲ要スル理由

二、事業計劃書

三、事業收支ノ見算計算書

事業ヲ變更シ又ハ前項ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ豫メ其ノ理由ヲ具シ前項ノ例ニ依リ知事ニ願出ツヘシ

事業ヲ廢止シ又ハ中止シタルトキハ直ニ其ノ理由ヲ具シテ知事ニ届出ツヘシ

第三條 必要アリト認ムルトキハ隨事官吏々員ヲ派遣シ事業ノ調査又ハ出納ノ検査ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第四條 事業完了又ハ竣工シタルトキハ其ノ成績及精算書ヲ添ヘ直ニ届出ツヘシ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ補助金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

一、本規程ニ違背シ又ハ第二條ノ調査又ハ検査ヲ拒ミ若クハ同條ニ基キテ發スル命令ニ從ハサルトキ

二、事業ノ廢止又ハ事業完成ノ見込ナシト認メタルトキ

第二編 融和事業行政

- 三、事業精算額カ見積額ニ比シ減額シタルトキ
- 四、違法又ハ不正ノ行爲アリト認メタルトキ
- 五、其ノ他ノ事業ノ施設經營補助ノ趣旨ニ副ハスト認メタルトキ

第六條 本規定ニ基ク願届書ハ總テ所轄町村役場及郡市役所ヲ經由スヘシ
郡市長前項ノ願届書ヲ受理シタルトキハ事業ノ適否及效果等ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附 則
社會事業調査規程

生産資金特別會計規程(昭和五年四月二日、縣告示第二百二十七號)

二、昭和七年度豫算並事業計劃

- 1. 豫算 總額 六、四二二圓
- (内訳)(一) 改善施設補助費 五、八五二圓 (三) 融和團體補助費 五六〇圓
- 2. 事業計劃

改善施設補助費ハ可成經濟的保護施設に對シ支出する豫定

三、昭和六年度施行事業

- 1. 直營事業
- 三、普及宣傳に關する施設

融和日宣傳 通牒 一回

讀岐昭和會と提携し各市町村に通牒を發し之を強調を爲せり。

2. 補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費	事業概況
製繩機購入	大川郡譽水村横内	二〇〇	一〇〇	十二台購入
共同井戸新設	大川郡譽水村横内、大川郡譽水村、大川郡譽水村横内	六〇〇	三〇〇	四次 四ヶ所
便所改善	大川郡相生村宮脇、大川郡相生村宮脇、大川郡丹生村宮脇	五〇〇	二五〇	住宅移轉一
地區改善	大川郡丹生村宮脇、大川郡丹生村他三	一五二	七六	
共同井戸修繕	大川郡丹生村他三	四、八八	一、八八	
道路改修	本田郡下高岡村部、本田郡下高岡村部	三三	一四	
下水溝修繕	本田郡下高岡村部、本田郡下高岡村部	二二	九	各三台購入
製繩機製建機	本田郡西植田村部、本田郡西植田村部	二、〇九	九〇	
共同作業場新設	香川郡由佐村養鶏組合	三〇〇	一五〇	
養鶏獎勵	讀岐郡西庄村地方	三六	一〇	
公會堂修繕	同郡羽床上村高橋自治組合外一團體	三、九四	一、七三	
公會堂新設				

二九 愛媛縣

一、規程訓達

規程 社會事業補助獎勵規則(大正十五年七月一日縣令) 第四十五號改正

第一條 公私ノ團體、組合又ハ個人ニシテ公益ノため第二條各號ニ該當スル事業ヲ施設經營シ之ガ助成獎勵ヲ必要ト認ムルモノニハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金又ハ獎勵金ヲ交付ス
前項ノ補助額又ハ獎勵金額ハ事業ノ緩急輕重ト經營者ノ資力トヲ考慮シテ之ヲ定ム
第二條 本則ニ依リ補助金又ハ獎勵金ヲ交付スヘキ事業ノ概目左ノ如シ

- 一、窮民救助ニ關スル事業
- 二、施療救療ニ關スル事業但シ恩賜財團濟生會ヨリ補助ヲ受クルモノヲ除ク
- 三、經濟的保護ヲ目的トスル事業但シ住宅供給事業ヲ除ク
- 四、矯風教化ニ關スル事業
- 五、地方改善ニ關スル事業
- 六、免因保護ニ關スル事業但シ地方救護ノ施設ヲ除ク
- 七、兒童保護ニ關スル事業
- 八、青年處女ノ修養ニ關スル事業但シ町村以下ノ區域ヲ以テ組織シタル團體ノ施設ヲ除ク
- 九、社會事業ノ聯絡統一ヲ目的トスル事業

第三章 府縣の施設事業

修養講習會 同郡西庄村地方改 一六 五〇
融和團體補助 讀岐昭和會 七〇
計 三件 二四、二二 六、八六一

スル事業

第三條 本則ニ依リ補助金又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ前年度七月十五日迄ニ知事ニ申請スヘシ
但シ事情已ムヲ得サルモノハ期限後ト雖モ申請スルコトヲ得
一、經營主體 二、事業計劃ノ概要 三、事業カ工事ニ關スルモノナルトキハ其ノ設計書圖面及起工竣工豫定年月日 四、事業維持方法及資産現在額 五、收支豫算書 六、事業施行ニ關スル規則又ハ定款、寄附行爲、若ハ組合同規約書
前年度ニ補助金又ハ獎勵金ヲ受ケタル事業ニシテ規則定款寄附行爲若ハ規約ニ變更ナキモノハ前項第六號ノ書類ヲ省略スルコトヲ得

第四條 前條ノ申請ヲ爲シタル後前條第二項各號ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ都度直ニ之ヲ知事ニ届出ツヘシ
補助金又ハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル後前條第一項第二號第三號及第五號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ知事ノ認可ヲ受クベシ

第五條 知事ニ於テ必要アリト認ムルトキハ補助金又ハ獎勵金ヲ受クル者ノ事業ヲ調査シ又ハ會計ヲ検査シ若ハ必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ補助金又ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ若ハ減額スルコトアルヘシ、此ノ場合既ニ現金ノ交付ヲ了シタル後ナルトキハ其ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ス
一、第四條第二項ノ認可ヲ受ケスシテ事業計劃又ハ工事設計ヲ

第二編 融和事業行政

變更シタルトキ
二、第五條ノ調査又ハ検査ヲ拒ミ若ハ同條ニ基キ發シタル命令ニ從ハサルトキ

三、補助金又ハ獎勵金交付ノ條件ニ從ハサルトキ
四、事業費ノ精算額カ補助金又ハ獎勵金額ニ達セザルトキ若ハ其ノ精算額カ豫算額ヨリ甚シク低下シタルトキ

第七條 補助金又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ年度終了后直ニ決算書ニ事業成績調査ヲ添ヘ知事ニ報告スヘシ

第八條 本則ニ依リ知事ニ提出スル書類ハ凡テ住所地ノ市町村長ヲ經由スヘシ但シ住所地カ字和支廳管轄町村ノ場合ハ字和支廳長ヲ經由スヘシ

支廳長並ニ市町村長前項ノ書類ヲ受理シタルトキハ記載ノ各項ニ就キ精査ヲ遂ケ意見ヲ進達スヘシ
通則 國民融和日舉行ニ關スル依命通則
(社第二五號昭和七年三月九日)

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1. 豫算 總額 六、二〇〇圓
(內譯) (一)直營事業費 二、二〇〇圓、(二)改善施設補助費 三、〇〇〇圓(經濟的保護施設補助費、文化的施設補助費) (三)融和團體補助費 一、〇〇〇圓

2. 事業計劃

一、直營事業 融和促進に關する協議懇談、講習講話會部落の婦女教育、社會教化等

三、昭和六年度施行事業

1. 直營事業

三、普及宣傳に關する施設

種別	回数	參會者	概況
講習會	一六	二、三〇〇	婦人會、處女會員等
講話會	二〇	二、八〇〇	町村公務員其他
懇談會	三	一、五〇〇	縣中堅青年講習員
融和日宣傳	二〇	縣下各町	御誓文捧讀式神宮參拜講話會等
ケ所		村學校長	

2. 補助事業

旅行事業	又ハ團體	總額	補助費	事業概況
道路改修	宇摩郡淺根村四ケ村	三、二〇〇	三、二〇〇	
青年會堂建築	新居郡神戶村	一、六三六	一、六三六	
共同井穿鑿	新居郡神戶村他四ケ村	一、〇八九	一、〇八九	
住宅改善	越智郡宮窪村他二ケ町村	六、五九九	七三三	
臺所改善	越智郡清水村他二ケ村	一、三六八	一、三六八	
便所改善	越智郡清水村	四〇五	五二	
融和促進事業	越智郡清水村他四町村	三、八六六	四三三	

架橋 工事 伊豫郡原町村	八三	宅
公會堂建築 同	二、三三五	二、三三〇
救護施設 喜多郡大洲村	一、八五	二五
簡易上水道 西宇和郡川之石町	三〇〇	三三
宅地購入 北宇和郡好藤村	一、七	二〇
職業輔導 北宇和郡岩松町	五〇〇	六〇
計	二、六件	三、一六一 二、五七〇

三〇 高知縣

一、規程訓達

規程 部落改善事業補助規程

(大正十年七月二日告示第三三五號)

第一條 部落ノ改善發達ヲ圖ルノ目的ヲ以テ市町村其ノ他ノ團體ノ事業トシテ左記施設ヲ爲シタル場合ハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

一、就學出席ノ獎勵ニ關スル施設 二、婦人ノ開發ニ關スル施設 三、勤儉貯蓄ニ關スル施設 四、地區ノ整理又ハ道路改修ニ關スル施設 五、其ノ他部落改善上必要ト認ムル施設

第二條 補助金ハ左ノ標準ニ依リ事業ノ成績ヲ斟酌シテ之ヲ定ム
一、市町村ノ施設ニ對シテハ其ノ經費ノ百分ノ五十以內
一、前條以外ノ團體ノ施設ニ對シテハ其經費ノ百分ノ四十以內

第三條 補助ヲ受ケントスル者ハ願書ニ左ノ書類ヲ添付シ毎年三

第三章 府縣の施設事業

月十日迄ニ知事ニ差出スヘシ

一、別紙第一號様式ノ事業豫定書但シ繼續事業ニ就テハ第二號様式ノ事業豫定書

二、施設ノ事業カ工事ノ施行ヲ要スルモノナルトキハ設計書、圖面及工事ノ着手並終了年月日ヲ記載セル書面

三、收支計算書又ハ收支見積書

第四條 郡市長ニ於テ前條ノ書類ヲ受理シタルトキハ施設事業ノ適否豫算金額ノ當否等ニ就キ意見ヲ付シ本文期日迄ニ進達スヘシ

第五條 第三條ノ事業計畫ヲ變更スルノ必要ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ豫メ知事ノ承認ヲ受ケヘシ

第六條 補助ノ指令ヲ受ケタル者ハ事業計畫書ニ事業着手期日ノ定メアル場合ノ外速ニ事業ニ從事スヘシ

第七條 補助金ハ別紙第三號様式ノ精算書及證書類添付ヲ要ス成届出後其ノ他ノ者ニアリテハ適當ト認ムル時ニ之ヲ交付ス

第八條 補助ヲ受ケタル事業ハ其ノ施設ヲ變更シ又ハ之ヲ譲渡シ若ハ債務ノ擔保ニ供スルコトヲ得ス但シ豫メ知事ノ認可ヲ受ケタルモノハ此ノニ限アラズ

第九條 知事ハ隨時官吏員ヲシテ補助金ヲ交付シタルモノニ就キ實地調査ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

三二 福岡縣

一、規程訓導

規程 地方改善獎勵規程

第一條 地方ノ改善發達ヲ圖ルタメ其費用ヲ支出スル市町村ニ對シ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ハ市町村費支出豫算額ノ二分ノ一以內トス但シ特別ノ事情アリト認ムルトキハ其歩合ニ依ラサルコトアルヘシ精算ノ結果其金額ニ超過スルコトアルモ補助金ハ増額セス

第三條 補助金ヲ以テ獎勵スヘキ事業ノ種類左ノ如シ

- 一、居住地域ノ整理道路ノ改良
- 二、託兒所授産所共同浴場診療所公會堂ノ設置飲料水及下水ノ改良
- 三、出稼及移住ノ獎勵ヲ目的トスル事業
- 四、教師ヲ常任セシメテ補習教育義務教授等ヲナサシムル場合ノ教師手當並ニ教授用備品又ハ貧困兒學用品給與等教育獎勵ニ關スル事業
- 五、其他地方改善上特ニ必要ナル事業

第四條 補助ヲ受ケントスル市町村ハ其事業ニ關スル議決書ニ左記事項ヲ具シ前年度六月末日迄ニ知事ニ申請スヘシ

- 一、事業ノ種類計劃(工事ヲ要スルモノハ設計ノ大要並ニ其位

置圖面等)

- 二、經費概算書
 - 三、事業ノ着手及豫定期期
- 前項申請ヲ爲シタル市町村ニシテ豫算議決ヲ經タル場合ハ直チニ其關係部分ヲ抄記報告スヘシ
- 第五條 補助申請後ニ於テ事業ノ種類計劃豫算等ヲ變更セムトスル時ハ更ニ事由ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ
- 第六條 事業終了シタルトキハ其成績(工事概況、起工竣工、年月日共)及精算書ヲ添ヘ補助金ノ交付ヲ知事ニ請求スヘシ
- 第七條 事業ノ成績不良ナルトキ若クハ補助ノ目的ニ合ハサルトキハ補助ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助ノ一部若クハ全部ヲ還納セシムルコトアルヘシ
- 通牒ヲ國民融和日宣傳ニ關スル件
- (社會第二八九號昭和七年三月一日)

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1. 豫算 總額 一三、二八六圓
- (內譯)(一)直營事業費二、七九九圓、(二)改善施設補助費五、五三〇圓(經濟的保護施設補助費三三〇圓、改善施設補助費五、二〇〇圓)、(三)融和團體補助費二、八三五圓、(四)事務吏員費二、一三二圓
2. 事業計劃
- 一、直營事業 地方改善總務講習會三ヶ所、地方改善義務講習會

二〇ヶ所、管外優良地方視察一

二、補助事業 地方改善事業一、二ヶ所

三、昭和六年度施行事業

1. 直營事業

一、視察 回数 參會者 概況

管外優良地方視察 一 二〇名 東京、靜岡、三重、奈良

三、普及宣傳に關する施設

國民融和日 三部長の通牒に對し縣下四十一市町村、八十四中等學校、百四十七小學校にて本施設を實行セリ。

四、特別重要事件對策

事象類別 内容 對策 結果

區有財産 朝倉郡夜須村内林 地元のみにては解 三週間奔走の結果

及區有財産に關する 決の見込みなきを以 果六年十一月二

る八年間に亘る案 決議會、地元の警察署等 十一日圓滿解決

争紛判す 總努力にて斡旋を 了す

五、産業及經濟に關する施設

施行事業 期 間 場所 概況

授産講習會 九日乃至十日間 直方市二ヶ所 竹細工講習員二〇名
毛糸編物同 四〇名
縫織 同 二四名

八、其他

裁縫講習會 十五日乃至四十 早良郡姪濱町 裁縫講習員四七一名
三日間 他一七ヶ所

第三章 府縣の施設事業

2. 補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費	事業概況
道路更正	田川郡方城村 他一村	七〇〇圓	一、〇〇〇圓	
道路改修	遠賀郡香月町 他一村	三八三圓	六六圓	
共同浴場	粕屋郡多々良村 他二町村	四六三圓	一、四九六圓	
道路新設更正	鞍手郡古月村	一、〇五六圓	四三三圓	
悪水路改修	糸島郡長糸村	一九〇圓	六八圓	
共同作業所兼公會堂	築上郡椎田町	一、二六八圓	五三三圓	
裁縫教師手當	遠賀郡苜屋町 他一區	六八〇圓	三〇〇圓	
計	一二件	一、九六七圓	四、六三九圓	

三二 大分縣

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1. 豫算 總額 六四〇圓
- (內譯)(一)改善施設補助費四〇〇圓(經濟的保護施設補助)(三)融和團體補助費二四〇圓
2. 事業計劃

二、補助事業 農具購入補助

三、昭和六年度施行事業

2. 補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費	事業概況
	又ハ團體	總額		
農具購入	東國東郡武藏村	六三三	三一六	圓漁網五、二八〇
	宇佐郡東院內村	三三五	一六六	製建機八臺、製
計	二件	九六八	四八二	圓機五臺

三三三 佐賀縣

一、規程制定

規程 社會事業助成規程(大正十年九月十日)

第一條 公共團體、其ノ他ノ法人組合若ハ個人ニシテ公益ノ爲左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ヲ經營シ之カ助成ヲ必要トスルモノニハ本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ助成金ヲ交付ス

一、地方進善 一、盲啞教育 一、託兒所 一、孤貧兒童養育又ハ教育 一、施藥救療 一、市場 一、職業紹介 一、簡易食堂 一、簡易文庫 一、感化教育 一、免囚保護 一、幼兒保護 一、徒弟教育 一、窮民救助 一、授産場 一、質

簿ヲ徴シ又ハ實地ニ就キ事業ヲ調査シ若ハ出納ヲ検査スルコトアルヘシ

第八條 左記各號ノ一ニ該當スルトキハ助成金ノ一部又ハ全部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

一、本規程ニ基キ發スル命令ニ違背シタルトキ

二、事業ノ成績不良ナルトキ

三、支出決算額カ助成金交付當時ノ決算額ヨリ減シタルトキ

四、前各號ノ外返還ヲ必要ト認メタルトキ

第九條 本規程ニ依リ提出スヘキ文書ハ郡市役所、町村役場ヲ經由スヘシ郡市町村長ハ前項ノ文書ヲ受理シタルトキハ意見ヲ附シ之ヲ通達スヘシ

第十條 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十一條 大正十年度ニ限リ第三條ノ申請期限ヲ大正十年九月三十日トス

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1. 豫算 總額 八六〇圓

(内譯)(一)改善施設補助費八六〇圓(文化的施設補助費八六〇圓)

2. 事業計劃

一、團體事業 講習會一、講演講話會一〇、巡査教習所師範學校上級生に對する講習會及

二、補助事業 住宅改善、幼兒保育副業の振興

三、昭和六年度施行事業

第三章 府縣の施設事業

屋 一、共同娛樂場 一、前各號ノ外必要ト認ムルモノ

第二條 助成金ハ事業費、創業費ノ十分ノ五以内トス但シ從前ノ資金及其利子ヨリ支出スルモノアルトキハ之ヲ控除シタル殘額ニ付査定ス

必要ト認ムルトキハ事業ヲ指定シ前項ノ制限ヲ超過スルコトヲ得

第三條 助成金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ毎年五月三十一日限り左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ

一、設立者氏名又ハ名稱及事務所々在地

一、事業概要及事業區域

一、當該年度經費收支豫算(内譯共)及前年度決算

一、事業經營維持方法

一、事業施行ニ關スル規則又ハ定款書附行爲若ハ組合同約書

一、資産及設備圖書

助成金ノ交付ヲ必要ト認ムルトキハ申請ヲ俟タスシテ交付スルコトアルヘシ

第四條 助成金ヲ交付スル場合ニ於テハ條件ヲ附スルコトアルヘシ

第五條 第三條第一項各號ニ異動ヲ生シタルトキハ事由ヲ具シ直ニ之ヲ届出ツヘシ

第六條 助成金ノ交付ヲ受ケタル者ハ該年度終了後直ニ事業成績及決算ヲ報告スヘシ

第七條 必要ト認ムル場合ハ事業ニ關シ報告ヲ爲シタル書類、帳

2. 補助事業

住宅改善	久里村	事業費總額	補助費	概況
	他一ヶ村	一、六二八圓	六七五圓	一一戸

三四 熊本縣

一、規程制定

規程 熊本縣社會事業獎勵規程

第一條 左ノ事業ヲ施設スル市町村其他ニ對シ必要ト認メタルトキハ本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

一、產院、巡回產婆、託兒所、兒童健康相談所、兒童遊園、低層兒又ハ白痴保護、感化事業、兒童鑑別所、育兒院、施療病院、精神病院、診療所、巡回診療事業、職業紹介、授産、宿泊保護、小住宅供給、公設浴場、隣保事業、編風事業、養老院、地方改善事業、釋放者保護、方面委員制、農漁村改善、其他ノ社會事業

第二條 獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ豫算ノ屬スル年度ノ前年六月末日迄ニ左ノ事項ヲ具シ知事ニ申請スヘシ

一、事業ノ目的、名稱、事務所及事業所ノ所在地、事業施行ノ區域、經營主體、代表者氏名、事業施行ニ關スル規則及施設ヲ要スル事由

二、事務所及事業所ノ建物及敷地圖面大要(工事ノ施行ヲ要ス



第二編 融和事業行政

ル場合ハ設計書、仕様書、圖面、着手及竣工豫定期日)

三、事業施設概要及經費支出豫算

第三條 申請書提出後前條各號ニ掲クル事項ヲ變更シタル場合ハ直ニ其旨知事ニ報告スヘシ但シ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル後變更セントスル場合ハ豫メ其ノ事由ヲ具シ知事ノ承認ヲ受ケルシ

第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ翌年六月末日迄ニ事業成績及經費收支豫算ヲ知事ニ報告スヘシ

第五條 獎勵金交付ヲ受ケタル者ニ對シ必要ト認ムル場合ハ其事業ニ關シ報告ヲ爲サシメ書類帳簿ヲ徴シ及實地ニ付キ調査シ又ハ出納ヲ検査シ其他命令ヲ發スル事アルヘシ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ事由ヲ具シ知事ノ許可ヲ受ケヘシ
一、獎勵金ヲ受ケタル事業ノ一部又ハ全部ヲ廢止セムトスルトキ
二、獎勵金ノ交付ヲ受ケテ購入シタル土地建物等ヲ他ニ讓渡シ又ハ貸渡シ若ハ擔保ニ供セムトスルトキ

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル時ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ一部若ハ全部ヲ返還セシムル事アルヘシ
一、豫定事業ノ實施ヲ爲ササルトキ
二、本規程又ハ本規程ニ基キ發スル命令ニ違背シタルトキ

第八條 本規程ニ依リ知事ニ提出スヘキ文書ハ所轄市役所町村役場ヲ經由スヘシ

場ヲ經由スヘシ

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1. 豫算 總額 八、〇八〇圓

(内譯)(一)直營事業費四七二圓、(二)改善施設補助費六、四二二圓(經濟的保護施設補助費七四五圓、文化的施設補助費五、六七七圓)、(三)融和團體補助費一、一八六圓

2. 事業計劃

一、直營事業 縣外講習員派遣一、視察員派遣一、講習懇談會一
一般事務費
二、補助事業 共同作業場設置一、副業獎勵二五、地區整理二、虎眼治療五ヶ町村、臺所整理改善一ヶ村一〇戶、便所改善費一ヶ所一〇戶、井戸改善二

三、昭和六年度施行事業

1. 直營事業

一、觀 察

縣外視察 一同 參會者五名 福岡、山口、佐賀、大分

三、普及宣傳に關する施設

講習會 三 二〇三 青年主體(昭和會合同)
講演會 四 一、四〇〇 (昭和會合同)
映畫會 一七一、〇〇〇 (同)
四、差別對象及事件對策

事件種別 内 容 對 策 結 果

差別言辭 八代郡宮地村小學校 事情に依り別に調今尙裁判沙汰と長に不法なる要求をなし毆打せるを一般觀衆之を保護せむとする際賤稱を弄す

差別言辭 鹿本郡八幡村會 警察官調停の勞を未解決の儘推移しつゝあり

差別言辭 鹿本郡大道村に於 有志の調停による 圓滿に解決す

八、其他

講習員派遣 一同 一名 中央指導者講習會

2. 補助事業

施行市町村 事業費 補助費 事業概況

井戸改修 鹿本郡千田村 一五、〇〇 六、共同井戸一便所改修 下益城郡隈庄 一、〇〇 一〇〇 五ヶ所

虎眼治療 菊池郡津田村 四七、五〇 一〇〇 四五六名、延九外二町村

共同作業場 鹿本郡大道村 一、六八、〇五 三〇〇 副業獎勵、二二坪

地區整理 鹿本郡大道村 三、一〇〇 二、八〇〇 道路延長五五一

臺所改善 上益城郡廣安村 三〇〇 一〇〇 五戶

第三章 府縣の施設事業

竹細工技術指 上益城郡白旗 村外一村 六六 一〇〇 團扇製造講習會

三五 鹿兒島縣

一、規程通牒 指示 於警察署長會議(昭和六年七月二十五日)於方面委員總會(昭和六年九月五日)通牒 國民融和日ニ關スル件通牒(昭和七年三月)

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1. 豫算 總額 五、一二八圓

(内譯)(一)改善施設補助費四、九二八圓(文化的施設補助費四、九二八圓)(二)融和團體補助費二〇〇圓

2. 事業計劃

一、直營事業 道路改修四、宅地整理二、家屋移轉改築二、水道敷設一、砂防排水溝工事一

三、昭和六年度施行事業

1. 直營事業

一、調 査

種 別 同數 參會者 概 況

年度別	事業總經費	對スル經費	同上比率	補助總額	經濟施設ニ對スル補助額	同上比率
鳥根	八、五八〇	二、〇〇〇	六七	一	一	一
岡山	四、一〇〇	五、七〇〇	四〇	四	一	一
廣島	四、三二〇	二、〇〇〇	八	七	一	一
山口	五、五〇〇	二、〇〇〇	八	一	一	一
和歌山	五、八〇〇	一、五〇〇	五	一	一	一
德島	五、八〇〇	一、五〇〇	五	一	一	一
香川	六、五三〇	七、七〇〇	三	一	一	一
愛媛	三、八七〇	三、〇〇〇	一	一	一	一
高知	二、六〇〇	二、六〇〇	一	一	一	一
福岡	三、四〇〇	八、三〇〇	二	一	一	一
大分	六、八〇〇	四、一〇〇	一	一	一	一
佐賀	一、六三〇	四、〇〇〇	一	一	一	一
熊本	七、八〇〇	四、七〇〇	一	一	一	一
鹿兒島	三、三〇〇	七、七〇〇	一	一	一	一
計	二、一八〇	三、九〇〇	一	一	一	一

第四表 地方改善事業(施設費補助)中經濟施設ニ關スル調 (自昭和二年度至昭和六年度)

第五表 昭和六年度地方改善事業中經濟施設補助狀況

府縣名	事業地名	事業種別	總經費	補助金額		計	
				國庫獎勵金	府縣負擔金		
同	五年	一、〇九二、七三四	七八、八二六	〇、〇七二	三六四、九二七	四一、七八六	〇、一一四
同	六年	一、一八〇、三四八	一五六、八二五	〇、一三三	三九九、六九六	六九、六九五	〇、一七四
計		五、八五〇、九〇二	四四一、一七八	〇、三八〇	二、〇三一、八〇六	二〇六、〇六九	〇、五一一
京	船井郡竹野村	授産場建設	二、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	九〇〇
京	南桑田郡馬路村	共同作業場建設	二、二六九	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇
京	京都市伏見區深草町	飲食物廉賣場建設	四、五九〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇
京	加佐郡新舞鶴町	共同作業場建設	七〇〇	一七五、〇〇〇	一七五、〇〇〇	一七五、〇〇〇	三五〇
京	何鹿郡吉美村	共同雜糧飼育場建設	三、〇四〇	七〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	一、四〇〇
京	京都市伏見區	託兒所經營裁縫講習所	四、九四九	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇
大	三島郡豐川村	理髮所設置副業施設	三、三〇〇	八〇七、〇〇〇	八〇七、〇〇〇	八〇七、〇〇〇	一、六一四
大	同郡高槻町	共同作業場建設	三、五〇〇	九一二、〇〇〇	九一二、〇〇〇	九一二、〇〇〇	一、八二四
神奈川	足柄下郡吉濱村	共同作業場建設	四、八九〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇
兵	有馬郡高平村	共同作業場並倉庫購入	三、二五〇	六五〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	一、三〇〇
兵	印南郡平莊村	共同作業場並倉庫購入	一、八一五	三六三、〇〇〇	三六三、〇〇〇	三六三、〇〇〇	七二六
兵	神崎郡甘地村	共同作業場建設	三、五九一	七一八、〇〇〇	七一八、〇〇〇	七一八、〇〇〇	一、四三六
兵	養父郡高柳村	共同作業場建設	三、一五二	六三〇、〇〇〇	六三〇、〇〇〇	六三〇、〇〇〇	一、二六〇
兵	養父郡建屋村	共同作業場建設	二、一七三	四三五、〇〇〇	四三五、〇〇〇	四三五、〇〇〇	八七〇
兵	神戶市外三十四ヶ町村	共同作業場建設	一〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇
兵	玉兒玉郡丹庄村	共同作業場建設	七二二	一〇八、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	二一六

融和事業行政統計表

第七表 低利資金貸付事業中融和生業資金貸付状況

府縣名	昭和四年度		昭和五年度		昭和六年度		計
	貸付件数	貸付金額	貸付件数	貸付金額	貸付件数	貸付金額	
京都府	1	3,800	1	3,800	1	3,800	3
大阪府	1	4,000	1	4,000	1	4,000	3
兵庫県	1	7,500	1	7,500	1	7,500	3
埼玉県	1	100,300	1	100,300	1	100,300	3
群馬県	3	12,000	3	12,000	3	12,000	9
千葉県	2	7,100	2	7,100	2	7,100	6
茨城県	1	15,000	1	15,000	1	15,000	3
三重県	1	15,000	1	15,000	1	15,000	3
愛知県	1	15,000	1	15,000	1	15,000	3
鳥取県	1	12,000	1	12,000	1	12,000	3
島根県	1	12,000	1	12,000	1	12,000	3
岡山県	1	12,000	1	12,000	1	12,000	3
山口県	1	12,000	1	12,000	1	12,000	3
香川県	3	6,900	3	6,900	3	6,900	9
愛媛県	3	27,600	3	27,600	3	27,600	9
高知県	4	18,000	4	18,000	4	18,000	12
計	31	188,100	25	170,500	16	61,750	72

【其二】府縣の施設

第一表 昭和七年度府縣融和事業費算表

府縣	融和事業費算總額		改善施設補助費		（經濟施設）補助費		（文化施設）補助費		融和團體補助費		其他
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
京都府	1	200	1	200	1	200	1	200	1	200	
大阪府	1	31,891	1	31,891	1	31,891	1	31,891	1	31,891	
兵庫県	1	54,149	1	54,149	1	54,149	1	54,149	1	54,149	
埼玉県	1	7,580	1	7,580	1	7,580	1	7,580	1	7,580	
群馬県	1	101,719	1	101,719	1	101,719	1	101,719	1	101,719	
千葉県	1	11,835	1	11,835	1	11,835	1	11,835	1	11,835	
茨城県	1	6,520	1	6,520	1	6,520	1	6,520	1	6,520	
栃木県	1	800	1	800	1	800	1	800	1	800	
奈良県	1	1,500	1	1,500	1	1,500	1	1,500	1	1,500	
三重県	1	1,810	1	1,810	1	1,810	1	1,810	1	1,810	
愛知県	1	27,327	1	27,327	1	27,327	1	27,327	1	27,327	
山梨県	1	49,116	1	49,116	1	49,116	1	49,116	1	49,116	
静岡県	1	8,500	1	8,500	1	8,500	1	8,500	1	8,500	
滋賀県	1	16,530	1	16,530	1	16,530	1	16,530	1	16,530	
岐阜県	1	100	1	100	1	100	1	100	1	100	
長野県	1	17,046	1	17,046	1	17,046	1	17,046	1	17,046	
長野県	1	9,520	1	9,520	1	9,520	1	9,520	1	9,520	
長野県	1	3,600	1	3,600	1	3,600	1	3,600	1	3,600	

第二編 融和事業行政

府縣	算額	費額	補助費	其他	通調	講習	普及宣傳	功勞	委員	教化	公共	共同	飲住	地共
福井	二,〇〇〇	—	二〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
富山	一,九二二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
島根	五,五五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鳥取	三,二八七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岡山	一,二七六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廣島	一,九一六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山口	六,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
和歌山	五七,九四四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
德島	二,五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
香川	六,四一二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
愛媛	六,二〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高知	六,一四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福岡	一三,二八六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大分	六,四〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐賀	八六〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熊本	八,〇八〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿兒島	五,一七八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	五〇七,六六〇	—	五〇,一二三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第二表 昭和六年度府縣融和事業算及施行事業統計

府縣	算額	費額	補助費	其他	通調	講習	普及宣傳	功勞	委員	教化	公共	共同	飲住	地共
東京	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神奈川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大阪	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京都	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
奈良	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
和歌山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鳥取	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岡山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廣島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山口	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
和歌山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
德島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
香川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
愛媛	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高知	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福岡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐賀	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熊本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿兒島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第三編 融和運動

<p>概説……………(一)</p> <p>第一章 融和團體要覽……………(一)</p> <p>一、融和團體一覽……………(一)</p> <p>二、新設融和團體一覽……………(二)</p> <p>第二章 融和團體の綜合的活動……………(三)</p> <p>第一節 協議會……………(三)</p> <p>一、全國的協議會……………(三)</p> <p>1. 全國融和事業協議會……………(三)</p> <p>二、地方的協議會……………(四)</p> <p>1. 關西府縣融和事業協議會……………(四)</p> <p>2. 四國四縣融和事業協議會……………(五)</p> <p>3. 關東融和事業協議會……………(五)</p> <p>4. 九州沖繩山口各縣社會事業大會……………(六)</p> <p>5. 全關東融和促進同盟……………(六)</p> <p>第二節 國民融和日運動……………(七)</p> <p>第三章 融和團體の組織と個別的活動……………(七)</p> <p>第一節 全國的融和團體……………(七)</p>	<p>一、中央融和事業協會……………(三)</p> <p>二、聖訓奉旨會……………(三)</p> <p>三、本派本願寺一如會……………(四)</p> <p>四、大谷派本願寺眞身會……………(四)</p> <p>第二節 地方的融和團體……………(四)</p> <p>一、東京府社會事業協會融和部……………(四)</p> <p>二、京都府親和會……………(五)</p> <p>三、大阪府公道會……………(五)</p> <p>四、神奈川縣青和會……………(五)</p> <p>五、兵庫縣濟和會……………(五)</p> <p>六、埼玉縣社會事業協會融和部……………(五)</p> <p>七、群馬縣融和會……………(五)</p> <p>八、千葉縣社會事業協會融和部……………(五)</p> <p>九、下野昭會……………(五)</p> <p>一〇、大和同志會……………(五)</p> <p>一一、三重縣社會事業協會融和部……………(五)</p> <p>一二、愛知縣社會事業協會融和部……………(五)</p> <p>一三、靜岡縣社會事業協會融和部……………(五)</p>	<p>會融和部……………(一〇〇)</p> <p>(靜岡縣融和團體聯合會)……………(一〇〇)</p> <p>一四、山梨縣共愛會……………(一〇一)</p> <p>一五、滋賀縣昭會……………(一〇二)</p> <p>一六、岐阜縣社會事業協會……………(一〇三)</p> <p>一七、信濃同仁會……………(一〇四)</p> <p>一八、富山縣融和會……………(一〇五)</p> <p>一九、鳥取縣一心會……………(一〇六)</p> <p>二〇、鳥根縣和教會……………(一〇七)</p> <p>二一、岡山縣協和會……………(一〇八)</p> <p>二二、廣島縣共鳴會……………(一〇九)</p> <p>二三、山口縣一心會……………(一一〇)</p> <p>二四、和歌山縣同和會……………(一一一)</p> <p>二五、德島縣融和團體聯合會……………(一一二)</p> <p>二六、讚岐昭會……………(一一三)</p> <p>二七、愛媛縣善鄰會……………(一一四)</p> <p>二八、高知縣公道會……………(一一五)</p> <p>二九、福岡縣親善會……………(一一六)</p> <p>三〇、大分縣親和會……………(一一七)</p> <p>三一、佐賀縣社會事業協會融和部……………(一一八)</p>
--	--	---

の施設なりしを、本年度に於ては團體數一五、件數二九八に及んでゐる。産業經濟施設に於ては前年度の二十團體なりしものが本年度は二十六團體となり、施設の内容は更に組織的經濟運動に重きを置く傾向にある。青年及婦人融和團體は各六團體を新に結成してゐる。之等の組織は府縣融和團體の直接組織内にあるものと、其の指導監督を受けるもの、更に以上の關係を離れた獨立的のものとの三種類がある。兒童融和

第一章 融和團體要覽

一 融和團體一覽

1 全國的融和團體

府縣 融和團體名	所在地	代表者	主務職員	設立年月	組織及執行機關	支會數	委員數	制度	青年並婦人融和團體	機關紙
東京 中央融和事業協會	社會局構内	平沼駈一郎	赤堀都太郎	大正二・九	財團法人 評議員會					融和時報 融和事業 聖調主義
同 聖調主義會	牛込區田町三ノ二	清岡長吉	伊藤末尾	大正二・二	社団法人會員組織、理事會、總會					
京都 本派本願寺一如會	本派本願寺内	執行長 山崎精華		大正三・〇	理事會	一			地方委 一如會婦人部	
同 大谷派本願寺眞身會	大谷派本願寺内	武内了温 朝倉一造		大正三・三	理事會					
東京 社會事業協	東京府廳内	知 事 中島千枝		昭和七・三	役員會				融和部 委員	社會福利

2 府縣融和團體

京都 親和會	京都府廳内	知 事 森 梁香		大正二・八	會員組織 理事會 協議員會	五、〇〇〇			親和會婦人部 (豫定)	融和時報 親和會報
大阪 公道會	大阪府廳内	知 事 上妻宗康		昭和三・二	會員組織 理事會	五、五〇〇			地方委 公道會婦人部	融和時報 近畿版
神奈川 青和會	神奈川縣廳内	學務部長 植木俊助		大正三・八	會員組織 理事會 評議員會	九、〇〇〇			神奈川縣青年融和聯盟	融和時報 神奈川版 融和時報 近畿版
兵庫 清和會	兵庫縣廳内	知 事 小田直藏		大正三・〇	會員組織 理事會 委員會	一〇、〇〇〇			融和時報 近畿版	
埼玉 社會事業協	埼玉縣廳内	知 事 安藤專哲		大正三・三	會員組織 評議員會 協議員會	二、五〇〇			埼玉青年融和同盟・埼玉縣融和同盟	融和時報 埼玉版
群馬 融和會	群馬縣廳内	知 事 澤口忠藏		大正三・二	會員組織 理事會 評議員會	一、七〇〇			(群馬郡青年修養團其他)	融和時報 群馬版
千葉 社會事業協	千葉縣廳内	知 事 岡 尊信		昭和五・四	會員組織	三、八〇〇				融和時報 關東版
栃木 下野昭和會	栃木縣廳内	知 事 城本三男		昭和二・二	會員組織 協議員會	三、六〇〇				融和時報 中部版
奈良 大和同志會	奈良縣廳内	淺田好太郎	吉川吉治郎	大正一・八	會員組織 役員會	三、〇〇〇				融和時報 同志會版
三重 社會事業協	三重縣廳内	知 事 山下嘉三太		大正三・四	同				三重縣融和青年同盟・若葉の友	融和時報 聖 融和時報 中部版
愛知 社會事業協	愛知縣廳内	知 事 佐藤 含		大正三・七	會員組織 理事會					融和時報 共 融和時報 中部版

第三編 融和運動

静岡 社會事業協 會	靜岡縣廳內知	事 安藤 寛	大正三・二	會員組織 評議員會	二九	實行委 員	靜岡縣社 會事業
山梨 共愛會	山梨縣廳內知	事 山内隆一	大正二・一〇	同	七五		融和時報 近畿版
滋賀 昭利會	滋賀縣廳內知	事 川崎與城	昭和三・九	會員組織 評議員會	二〇		融和時報 中部版
岐阜 社會事業協 會	岐阜縣廳內知	事 國枝利一	昭和二・二	會員組織 評議員會	二〇		融和時報 中部版
長野 信濃同仁會	上田市役所內	成澤英雄	大正九・〇	會員組織 理事會	三・九五	町村部 會委員	融和時報 同仁會版
富山 融和會	富山縣廳內知	事 山本源次	大正二・四	會員組織 理事會	九二		融和時報 中部版
鳥取 一心會	鳥取縣廳內知	事 内山賢次	大正三・三	會員組織 理事會	二・七三		融和時報 中國版
鳥根 和敬會	鳥根縣廳內	恒松於菟二	大正二・二	會員組織 評議員會	一・三〇〇	地方委 員	融和時報 中國版
岡山 協和會	岡山縣廳內知	事 岡崎規矩吾	大正九・六	會員組織 代議員會	二・五〇〇	地方委 員	融和時報 岡山版
廣島 共鳴會	廣島縣廳內知	事 木村徹英	大正二・〇・三	會員組織 幹事會	一・〇〇〇		共鳴
山口 一心會	山口縣廳內知	事 木村 堯	大正三・三	委員 會	二・二九	分區委 員	融和時報 山口版
和歌山 同和會	和歌山縣廳內知	事 藤範見誠	大正三・三	會員組織 評議員會	四・二六	同和委 員	融和時報 近畿版

一〇〇

德島 融和團體聯 合會	德島縣廳內知	事 大畑忠一	昭和三・六	市町村融和 團體理事會	七	(青年融和聯盟) 婦人融和聯盟	融和時報 四國版
香川 讚岐昭利會	讚岐縣廳內知	事 稻内清二	昭和二・〇	理事會 評議員會		地方委 員	
愛媛 善鄰會	愛媛縣廳內知	事 菅 誠壽	大正三・三	幹事會 評議員會	三・七	(解放青年聯盟) 善鄰	
高知 公道會	高知縣廳內知	事 北代 實	大正八・二	會員組織 評議員會	一・八九	(土佐、自由青 年聯盟・婦人 融和聯盟)	融和時報 四國版
福岡 親善會	福岡縣廳內	林田春次郎	眞鍋博愛	昭和三・六	理事會		融和時報 九州版
大分 親和會	大分縣廳內	學務部長	小堀保行	大正二・三	總議員會		
佐賀 社會事業協 會	佐賀縣廳內知	事 古川新八	大正二・七	會員組織 評議員會	三・四三		
熊本 昭利會	熊本縣廳內知	事 日隈富士男	昭和三・八	會員組織 評議員會	一・四五		昭和青年聯盟 同
鹿兒島 社會事業協 會	鹿兒島縣廳內知	事 井上清四郎	昭和四・四	會員組織 評議員會			同

備考 一、青年及婦人融和團體中()内は其の團體所屬外のもの

二 昭和六年度設立融和團體一覽

府縣	團體名	所在地	代表者	設立年月日	組織	事業概要
東京	東京府社會事業協會融和部	東京府廳內	香坂 昌康	七・三・二	委員	府內融和事業
同	全國婦人融和聯盟	東京市麹町區大手町中央融和事業協會內	六・二・四	會員	婦人融和運動	

第一章 融和團體要覽

第三編 融和運動

同	練馬町融和會	北豐島郡練馬町谷戸	杉本賢次郎	六・二・六	會員	町内融和事業
同	京都 大日本青年融和愛國同盟	京都市伏見區深草飯倉町八五河上	史郎	七・三・四	會員	機關紙發行、融和日宣傳等
同	一如會婦人部	京都市本派本願寺内	(未定)	七・二・四		婦人融和運動
大阪	北河内郡佛教團	北河内郡枚方町元郡役所	芳瀧智導	六・〇・八	郡内宗教家	講演會、映畫會等
同	中河内郡佛教團	中河内郡八尾町	同	六・二・五	同	同
同	泉北郡佛教團	泉北郡鳳町	同	六・二・七	同	同
同	大阪府公道會婦人部	大阪府公道會内	知事夫人	七・三・四	同	婦人融和運動
神奈川	神奈川縣青年和會神田支部	中郡神田村	青木樂治	六・四・二	縣團體支部	懇談會國民融和日講演會
同	伊勢原支部	中郡伊勢原町	田中音吉	七・三・四	同	同
同	神奈川縣青年融和聯盟	神奈川縣麻青和會内	(未定)	七・三・四	縣内青年	青年融和運動
群馬	柏川村融和會	勢多郡柏川村	北爪幾壽	六・五・一	會員	村内融和事業
同	秋間村信和會	碓氷郡秋間村	戶塚盛太郎	六・三・二	同	同
同	明治村融和會	群馬郡明治村	高橋幸次郎	六・三・六	同	同
同	岩野谷村融和會	碓氷郡岩野谷村	木村齊吉	七・一・〇	同	同
同	名和村融和會	佐波郡名和村	青木周次郎	七・三・二	同	同
奈良	上牧村男女青年融和會	北葛飾郡上牧村	松浦勇太郎	六・五・二	會員	村内融和事業
静岡	静岡縣融和團體聯合會	静岡縣融和團體聯合會	大石廉一	六・二・六	縣下融和團體	聯絡、宣傳、建議
同	小笠原融和會	小笠原町村長事務所内	宮本雄一郎	六・四・九	會員	郡内融和事業

同	南山村融和會	小笠原南山村役場内	山内幸一郎	六・三・五	會員	村内融和事業
同	相良町融和會	榛原郡相良町役場内	竹内貫一	六・六・七	同	同
岐阜	山縣郡融和會	山縣郡高富町	富田てる	七・二・九	同	高富町附近婦人融和事業
同	鳥取縣一心會青年聯盟	鳥取縣一心會内	桑原幹根	六・〇・四	同	縣下青年融和運動
同	岡山 土居村融和會	英田郡土居村役場内	春名武雄	六・二・六	同	映畫會講演會
同	協和會久田村分會	苫田郡久田村	山奥宇太郎	七・三・二	協和會分會	村内融和事業
山口	一心會青年聯盟高森町支部	玖珂郡高森町大城戸徹方	小林正助	六・五・七	會員	青年融和運動
同	富田町支部	郷濃郡富田町小學校内	道源權治	六・五・三	同	同
同	右田村支部	佐波郡右田村役場内	藤本修三	七・三・〇	同	同
同	山口縣一心會青年聯盟女子部	山口縣一心會内	足立文男	六・八	同	婦人融和運動
同	本派本願寺一如會山口教區支部	山口市大正通榮町	朝枝誓實	七・三・五	一如會支部	宣傳聯絡
德島	德島縣婦人融和聯盟	德島市富岡町	久保つる	六・八	會員	婦人融和運動
高知	昭和村融和會	幡多郡昭和村	谷辰吉	六・二・七	會員	講演、宣傳
同	室戸町融和會	安藝郡室戸町役場内	横山徳郎	七・三・四	同	同
同	土佐青年融和聯盟	高知縣公道會内	岩村捷	六・二・二	同	青年融和運動
同	自由青年融和聯盟	高知縣幡多支廳内	風部壽太郎	六・二・六	同	同
同	高知縣婦人融和聯盟	高知市種崎町	東元安子	六・二・五	同	婦人融和運動
熊本	熊本縣昭和青年聯盟	熊本縣融和團體聯合會	今野富造	六・七・七	同	青年融和運動

第一章 融和團體要覽

山縣(山内) 男女共同の宿泊講習を行ひ、副業問題、公民教育等を課することは効果のあることと思ふ。又改姓、職業の轉換、移住は適切のことである。

斯くて委員附託の動議に依り委員會に於て審議されることとなつた。

二、融和運動指導方針の徹底に關する件

高知縣公道會 提出

提出者高知縣公道會の中村主事より

昭和四年度の協議會に於て決定せる指導方針を各地で何れだけ生かして居るか、又不徹底とせば如何にして徹底すべきかに就て協議するにあり。

と提案理由の説明を爲したが、二三の質問あつたのみで別に意見の發表もなかつた。

三、地方改善事業及融和事業獎勵金増額方陳情に關する件

大和同志會 提出

提案者大和同志會副會長吉川氏より

本件に關しては過去に於て屢々當局に陳情して來たが、近來緊縮々々に減少されるのみにて事業施行上困難を來すことが多い。仍て此の際充分獎勵金を増額され度き旨當局に陳情し度い。

と提案理由の説明を爲し出席各員之に賛し、満場一致之を可決し、實行方法は委員會に附託することとなつた。

四、教育機關の活動を促し、融和精神の涵養喚起に關する件

提出者下野昭和會の萩原氏より

教育機關が融和問題に充分力を盡さねばならぬのに従來餘り働いて居ない。昨年の第二回大會に於て文部大臣の諮問に對する答申があるのに實現されて居ない。仍て少くとも昭和七年度中に於て教育體系の活動を促したい

と説明を爲し、本協會の三好參事より、昨年の大會の答申事項に就て文部當局の處置に關して説明するところあり、一同は昨年開催せる第二回全國聯合大會に於ける文部大臣諮問答申を當局に於て速かに實行せられんことを要望することに決議した。

五、圖書に表はれたる差別字句の處置及今後の取締方策如何

富山縣融和會 提出

提出者富山縣融和會の山本氏より、圖書に表はれたる差別字句の事例を擧げて提案理由の説明を爲し、之に對し各員より、各々既往に於て執れる方法を開陳し、結局委員會に附議して審議することに決定した。

かくて議長より、第一を第一委員會に、第三、第五を第二委員會に附託する旨を宣し委員を指名して第一日を了つた。

第一日の協議會終了後、一同は如水會館に於ける平沼會長招待會に出席し、晚餐後種々懇談して午後八時散會した。

【第二日】 午前十時開會、直に前日附議されたる委員會を開き、各議案に就て慎重協議した(委員は出席者全員を二に分つ)かくて、午後一時本會議を開き、第一委員會の經過は前田委員長より、第二委員會の經過は伊藤委員長より夫々報告あり、委員長報告通り別項の如く可決した。

決定事項

第一 今年主力ヲ傾注スベキ融和方策

一、産業經濟対策ヲ講スルコト

方法

- 1 部落産業經濟ノ實情調査ヲナシ關係各方面ト充分ナル聯絡ノ下ニ之ガ対策ヲ講ズルコト
- 2 産業經濟ニ關スル智識ノ普及ニ努ムルコト
- 3 失業状態ヲ調査シ常ニ失業救済機關ト充分ナル聯絡ノ下ニ之ガ救済ヲナスコト
- 4 産業組合ノ加入及ビ新設ニ努メ經濟生活ヲシテ協同組合主義ニ據ラシムル機努力スルコト
- 5 移住獎勵ノ爲メ適切ナル方法ヲ講ズルコト
- 6 有利ナル副業ノ獎勵ニ努ムルコト
- 7 地方改善獎勵費ヲナルベク産業經濟施設ニ充當セシメ且ツ各種低利資金ノ運用ヲ圓滑ナラシムルコト
- 8 産業經濟指導ニ關スル既設ノ職員ノ活動ヲ充分ナラシメ尙必要ニ應ジ特設スルコト
- 9 經濟的差別現象ノ根絶ヲ期スルコト

第二章 融和團體の綜合的活動

二、内部ノ自覺ヲ促進スルコト

方法

- 1 懇談會講演會等ヲ開催シ又パンフレット其ノ他ノ印刷物ヲ配布シ自覺ノ精神ノ普及ニ努ムルコト
- 2 研究會講習會等ヲ開催シ自覺ニ關スル適切ナル指導ニ努ムルコト
- 3 常設的講座ヲ設ケテ青年及ビ婦人ノ自覺ヲ促スコト
- 3 青年及婦人ノ融和運動ニ參加擴充ヲ圖ルコト

方法

- 1 融和團體内ニ青年及婦人融和運動機關ヲ設クルコト
- 2 講習會、研究會等ニヨリ指導者ヲ養成スルコト
- 3 青年團、婦人團體等ニ文書講演等ニヨリ融和精神ヲ普及スルコト

方法

- 1 全國教育者並ニ教化事業關係者ニ融和問題ニ關スル理解ヲ徹底セシムル爲メ文部大臣ヨリ訓令ヲ發セラル、標要望スルコト
- 2 師範教育ニ於テ融和ニ關スル系統的知識ヲ與ヘル機務當局ニ要望スルコト
- 3 中、小學教員ヲ中心トスル講習會、研究會ヲ開催スルコト

第二 融和運動指導方針

從來ノ協議會ニ於テ決定セル指導方針ヲ各自徹底スルコトニ申合ス

第三 奨励金増額方陳情ノ件

協議會出席者中ヨリ十八名ノ實行委員ヲ選ビ該委員ハ總理大臣、大藏大臣、内務大臣、社會局長官等ニ會見シテ別紙ノ陳情書ヲ提出スルコト

第四 教育機關ノ活動ノ件

第二回全國融和團體聯合大會ニ於ケル文部大臣諮問答申事項ヲ速ニ實現セラレムコトヲ文部大臣ニ要望スルタメ、別紙ノ陳情書ヲ文部大臣ニ提出スルコト

第五 圖書ノ差別字句ノ件

發見次第、中央融和事業協會ニ報告シ、協會ニ於テ調査ヲ遂ゲ適宜ノ方策ヲ講ズルコト

關係當局を歴訪して

融和事業の徹底方を陳情

實行委員は三月一日犬養首相、鳩山文相、松野内務政務次官、河原田内務次官、社會局長官等を、三月二日黒田大藏次官、安藤文部政務次官、拓務局長等を歴訪して左の陳情書を提出し之が實現方を要望するところがあつた。就中犬養首相は本問題に精通されて居るところより、各員の陳情を聞かれたる後

自分としては要するに内部の政治的社會的進出を圖る方策を取ることが第一と思ふ、現行の中選挙區制では代表者を議會に送り得ないが、一府縣を一選挙區とする様な制度にすれば代表者を選

出し得る事とならう。

と約二十分間に亘り種々語られた。又鳩山文相も各員より差別の實相と教育と融和問題の關係を聞き、非常に驚かれて大いに盡すと種々語られた。

融和事業ノ徹底ニ關スル陳情書

現下我國ニ於ケル社會問題中極メテ深刻重大ナル融和問題ノ解決ニ關シテハ從來相當見ルヘキ施設ヲ講シ來リシモ、現下ノ情勢ハ經濟財政ノ緊縮ニ伴ヒテ施設全體ニ亘リ萎微不振ニ陥リ、從ヒテ焦眉ノ急ヲ要スル諸施設ニ付テモ隱忍ノ止ムナキ状態ニアリ、然ルニ最近兩三年來國庫補助豫算等ハ削減ニ繼クニ削減ヲ以テセラレ、融和運動上支障甚シク、此儘ニ推移センカ目的達成上洵ニ遺憾ニ禁ヘズ。曩ニ第二回全國融和團體聯合大會ニ際シ内務大臣ノ諮問ニ對シ經濟方策ニ關シ特ニ國庫補助、豫算ノ増額ヲ要望シテ答申スル處アリシモ不幸ニシテ之カ實現ヲ見ルニ至ラザリシハ最モ遺憾トスル所ナリ。全國融和事業關係者ハ二月廿九日、三月一日ノ兩日ニ亘リテ協議會ヲ開催シ左記事項ヲ當局ニ於テ速ニ實現セラレムコトヲ議決致候

冀クハ本問題解決促進ノ爲本議決ノ事項貫徹候様御取計相願度茲ニ全國融和事業協會ノ決議ニヨリ及陳情候也

昭和七年三月一日

全國融和團體代表者

財團法人 中央融和事業協會

會長男爵 平沼駈 一郎

- 總理大臣 犬養 毅殿
- 内務大臣 中橋徳五郎殿
- 大藏大臣 高橋 是清殿
- 一、地方改善ニ關スル豫算ヲ増額セラレタキコト
- 二、融和團體ニ對スル補助費ヲ増額サレタキコト
- 三、府縣費豫算ノ中地方改善ニ關スル支出ニ關シテハ國庫補助金ノ減額アリタル場合ニ於テモ歳出豫算ヲ完全ニ執行セシムル爲府縣知事ニ對シテ適當ナル通牒ヲ發セラレ度キコト

(支那大區宛陳情書)

差別的陋習ノ人ヲ賊ヒ社會ノ和平ヲ害スルノ如何ニ世ヲ毒スル事太シキヤ更メテ啜々ヲ要セズ、我等地方事業擔當者ハ常ニ思フ此處ニ致シ、且暮事業ノ目的達成ニ努力スルト雖モ多年因襲ノ久シキ猶未ダ所期ノ效果ヲ齎シ得ザルハ甚ダ遺憾トスル所ナリ。

曩ニ第二回全國融和團體聯合大會ニ際シ融和事業ノ振興ニ關シ教育上留意スベキ事項ニ關シ諮問セラレタルニ對シ答申シタル事項ハ事業促進止極メテ喫緊ヲ要スルヲ以テ速ニ之ガ實現ヲ期セラレムコトヲ望ム

昭和七年三月一日

全國融和團體代表者

財團中央融和事業協會會長

男爵 平沼駈 一郎

文部大臣 鳩山 一郎殿

協議會出席者

第二章 融和團體の綜合的活動

東京府	社會事業主事補	内田親雄
京都府	社會事業主事	森 梁香
大阪府	社會事業主事	前田字治郎
神奈川縣	青和會常務理事	瀨田良一
兵庫縣	社會事業主事	植木俊助
同	清和會囑託	内海昌範
同	社會事業主事	安藤正名
同	社會事業協會囑託	松島熊太郎
同	社會課長	佐藤達夫
同	融和會主事	澤口忠藏
同	囑託	石原秀雄
千葉縣	社會事業協會書記	小林哲一郎
同	社會事業主事補	増田正直
同	社會事業主事	秋山三郎
同	下野昭和會主事	萩原新
同	囑託	北谷亮
奈良縣	大和同志會副會長	吉川吉治郎
同	屬	岡正雄
三重縣	社會事業主事	佐藤會
愛知縣	社會事業主事	安藤寬
靜岡縣	社會事業主事	山内隆一
山梨縣	社會課長	山中忠雄
滋賀縣	社會課長	川崎與城
同	昭和會	

岐阜縣	社會事業協會主事	國枝利一	理事	丹羽七郎
同	同	同	同	同
長野縣	信濃同仁會主事	岡村淳美	同	富田愛次郎
同	同	同	同	同
富山縣	社會事業主事	成澤英雄	同	宮地久衛
同	同	同	同	同
鳥取縣	融和會書記	山本源次	同	赤堀都太郎
同	同	同	同	同
岡山縣	社會事業主事	東喜代松	同	長谷川透
同	同	同	同	同
廣島縣	協和會	梅崎英茂	同	川井章知
同	同	同	同	同
和歌山縣	社會事業主事	守屋茂	同	植竹與作
同	同	同	同	同
德島縣	社會事業主事	三田村文雄	同	三好伊平次
同	同	同	同	同
香川縣	社會事業主事	石清水一雄	同	松本幸
同	同	同	同	同
愛媛縣	社會事業主事	長谷部雄	同	平間莊太郎
同	同	同	同	同
高知縣	社會事業主事	菅保誠	同	下村春之助
同	同	同	同	同
福岡縣	親善會主事	中村小八郎	同	河上正雄
同	同	同	同	同
佐賀縣	社會事業主事	中村孝太郎	同	山本正男
同	同	同	同	同
熊本縣	社會事業主事	富高憲見	同	阿部善徳
同	同	同	同	同
鹿兒島縣	社會課長	岡本三郎助	同	土屋政一
同	同	同	同	同
一和會理事	同	伊藤末尾	同	井上哲男
同	同	同	同	同
眞身會長	同	原田慶策	同	酒田吉太郎
同	同	同	同	同
中央融和事業協會	會長	平沼一郎	同	中村至道

二、地方的協議會

1 關西府縣融和事業協議會

兵庫縣清和會主催にて昭和六年四月二十七日午前十時より同縣會議事堂に於て開催された。

參會者は近畿、中國、四國二府十五縣並其の府縣融和團體代表者及東西本願寺融和團體、中央融和事業協會等三十餘名、兵庫縣學務部長田島義士氏の議長にて左記の通り諸問題につきて討究し、午後五時過閉會した。

一、内部同胞の副業並に産業に付其府縣廳が材料の購入並に製作品の販賣又は改良等に付執りつゝある状況伺いたし。

大和同志會 提出

某縣では經濟的向上を計る第一準備として經濟的施設の必要なことを内部に向つて力説してゐる。そして縣一般の副業獎勵費の六十五パーセントまで内部經濟的向上に資するやう縣關係各課に依頼して各種の事業を遂行してゐるといふ所が二三あつた。

大和同志會 提出

二、近年頻々として惹起しつゝある差別問題に付融和團體として執りつゝある状況承りたし。

第二章 融和團體の綜合的活動

大體各府縣に於て同じコースを辿つてゐることを述べ。

- 三、部落の副業として最も適當と認むるものの種類其の他施設の状況に就て。
- 四、内部同胞職業轉換の良法如何 愛媛縣 提出
- 五、融和事業普及の方法として小善隣館設置の件 滋賀縣 提出
- 六、中央融和事業協會總裁に皇族殿下を拜戴する様同會へ建議の件 島根縣和敬會 提出
- 七、内部の發生由来を明確に周知せしむる良策に就て伺いたし。 島根縣和敬會 提出
- 八、兒童に對し融和問題を取扱ふ最適當なる方法如何 島根縣 提出
- 九、男女青年團、青年訓練所に於て團員生徒に對し融和精神を普及せしむる適當なる方法如何

一〇、宗教家をして融和事業に盡瘁せしむべき良策如何

山口縣一心會 提出

以上三題、兒童、青年、宗教家に對する件では、教育關係者との懇談會、青年進歩會、宗教家との研究會等を屢々開催して教育家、宗教家、青年等に關心を持たしめることが必要であるとの論が多かつた。

一一、育英獎勵費増額方を其筋へ建議するの件

山口縣一心會 提出

交付状況、補助率等に就て意見の交換をなし、卒業後の就職に就ても各府縣から就職受難物語があつた。

一二、教育教化關係者及婦人の融和運動に對し進出すべき良策如何

岡山縣協和會 提出

一三、戶籍法第七十八條中左記第三號一部改正に關する件
第三號に「但し明治四年ヨリ同十九年迄ノ間ニ於テ作製シタル戸籍簿及除籍簿ハ閱覽ヲ拒ムコトヲ得」と添加するものとす。

明治四年制定ニ係ル戸籍法ニ依リ明治五年ヨリ同十九年ノ間ニ於テ作製セル舊戸籍簿中ニハ人遺上許スヘカラサル字句ヲ記載セルモノアリ之ヲ一般ニ閱覽セシムルトキハ融和促進上支障甚シキモノアルヲ以テ當該ノ場合ハ市町村長ノ職權ニ依リ自由ニ閱覽ヲ拒ムコトヲ得セシメントスルモノナリ
戸籍法の改正は第二回全國融和大會で協議せられ、既に陳情書は司法省に送付されてゐるのであるから、今後一層その目的の貫

徹につとめることとなつた。

高知縣公道會 提出

一四、青年指導の狀況承りたし。

京都府親和會 提出

提出

一五、副業輔導に關し有効なる方途如何

香川縣 提出

一六、子弟の就職開拓方法に付御意見承りたし

兵庫縣清和會 提出

第二回全國大會で協議せられた問題であるが、其の指導原理を更に一段進めよか、現在のまゝで進むかの提案理由を説明し、研究を近畿融和聯盟委員會に附託した。

出席者

- 大和同志會副會長 吉川吉次郎
- 廣島縣 共鳴會主事 木村徹英
- 同 方面主事 佐竹勇一
- 鳥根縣 社會課長 甲斐庸生
- 同 社會事業主事 高田寅造
- 愛媛縣 社會事業主事 菅誠壽
- 滋賀縣 社會課囑託 米澤虎一
- 同 社會事業主事 川崎與城
- 鳥根縣 和敬會幹事 高見治夫

2 四國四縣融和事業協議會

四國四縣融和事業協議會は、愛媛縣の當番主催にて昭和六年五月一日、二日の兩日間愛媛縣廳内に於て開催した。

午前十時、竹崎愛媛縣學務部長の挨拶あり、同部長を座長に推し左の協議題に就き順次協議が進められた。

- 一、融和促進上四國四縣共同的ニ施設スベキ事項ノ件
- 一、經濟的差別事象ヲ撤廢スル上ニ於テ留意スベキ事項ノ件

- 一、内部ノ經濟改善ノ方策如何
- 一、町村融和團體ノ設立並ニ活動狀況ヲ承リタシ
- 一、融和促進上宗教家ノ執ルベキ方策如何

- 一、部落ノ生活狀態ヲ向上スルタメ施設セラレタル副業ノ狀況ニ就テ
- 一、融和促進ノ事業トシテ最近計畫セラレタル實況ニ就テ

本協議會は各員の意見が抽象論を避けて各地方の實狀に即したる具體的融和方策を論議したるを以て、從來の此種協議會に比し確かに一進境を示した。

第二章 融和團體の綜合的活動

和歌山縣	同和會幹事	藤範見誠
同	社會課長	貴志二彦
同	社會事業主事補	石清水一雄
岡山縣	協和會書記	岡崎規矩吾
同	社會事業主事補	守屋茂
山口縣	一心會幹事	島田敦治
高知縣	公道會主事	北代實
京都府	本願寺一如會	原田慶範
京都府	親和會幹事	森梁香
同	社會課長	高橋一郎
香川縣	屬	神保鐵雄
鳥取縣	社會課長	高島資吉
京都府	東本願寺眞身會	武内了温
大阪府	社會事業主事	前田宇治郎
同	屬	上妻宗康
兵庫縣	學務部長	田島義士
同	濟和會副會長	植場鐵三
同	社會課長	小田直藏
同	社會事業主事	瀨崎利雄
同	濟和會主事	軌保昌範
同	屬	稻繼助次

第三編 融和運動

出席者

德島縣	社會課長	多田雄次郎
同	社會事業主事	大畑忠一
同	屬	長谷部 豊
香川縣	社會事業主事補	丸山匡右
同	讚岐昭和會理事	酒見忠勢
同	佛教融和聯盟常務理事	加藤 仁
愛媛縣	學務部長	竹崎 未吉
同	社會課長	關口 保
同	社會教育主事	秋川 虎一
同	社會事業主事	萩野 憲祐
同	屬	山本明太郎
同	社會事業主業補	松本 熊衛
同	善鄰會幹事	菅 誠壽
同	中央融和事業協會	三好伊平次

3 關東融和事業協議會

第四回關東融和事業協議會は群馬縣融和會幹旋の下に昭和六年七月九日、前橋市群馬會館にて開會、小山群馬縣學務部長の挨拶ありて後、左の事項に就き協議をなした。

一、部落産業經濟ノ向上策ニ就キ各府縣ニ於テ實施セラレツ、アル實況承リ度シ

千葉縣 提出

二、各府縣ニ於ケル補助施設ノ種別及其ノ實績ヲ承リ度シ

埼玉縣 提出

三、内部ノ産業施設向上ニ關スル具體的方策如何

埼玉縣社會事業協會 提出

四、内部同胞ノ經濟ヲ發展向上セシムルニ付有効適切ナル施設方策ニ關シ承リ度シ

以上茨城縣 提出

五、地方改善事業中育英獎勵者卒業後ノ就職斡旋方ニ關スル件

以上茨城縣 提出

六、地方改善事業中育英獎勵金増額方ヲ其ノ筋へ建議ノ件

以上茨城縣 提出

七、經濟保護施設ニ關シ現ニ探ラレツ、アル具體的方策ニ就テ承リ度シ

以上静岡縣 提出

八、融和運動ニ關スル言論機關ノ態度ニ就テ承リ度シ

以上静岡縣 提出

九、小學校兒童ニ對シ融和思想ヲ普及徹底セシムル方策如何

以上神奈川縣及同青和會提出

一〇、内部産業振興ニ就テノ具體的方法承リ度シ

以上神奈川縣及同青和會提出

一一、一部同胞ノ戸數少キ町村ニ於ケル効果的融和促進施設如何

下野昭和會 提出

協議事項

一、部落産業經濟ノ向上策に就き各府縣に於て實施の狀況

神奈川縣(植木氏)

各部落の人を集め、専門家と共に協議方針を執る。小學校生徒には職業教育をなし、職業に進出の道を開く。産業のためには共同作

業、製造機械の貸與、養鶏奨励、相模餅の製造を始め、器械を買い入れて講習會を開き練習せしむ。されど内部同胞が自覺し、之にて生活すると云ふ觀念にならなければ其の効果はない。

埼玉縣(松島氏)

埼玉縣の部落は三十二ヶ村、五千九百五十戸にて、多くは農民なれば農業の向上に力を注ぐ。副業としては養鶏を行ふ。大體化四頭牡一頭宛を配付して居る。養鶏は改良メリケン種が日本殊に關東地方に適し、量目一貫までは育つ。販路は陸軍省被服廠に交渉し、又帝國農會及外務省の幹旋にて海外に輸出し、貿易品中生糸に代るは養鶏と云へば相當に發達すると思ふ。しかし副業程度を超へぬやう、一月三十頭以上の養鶏は禁じたい。

同 (長谷川氏)

産業施設向上の第一策は資金の融通の利便を図る事が肝要である

栃木縣(梶山氏)

米を作る地方は藁を原料とする製作、山間にては山間に得らるる原料にて製作と云ふ方針を執る。粽相模製造は二十六人にて試験中で縣より生業資金を借り器械購入の筈。庭園用の日光下駄は産額年三萬圓にて之も部落の主な産業で、中元用の造花と五月人形製作も奨励する。又梅と栗との栽培も行ふ。細ない機には約三分の一を補助、もみ摺發動機を備へる組合も作った。五人又は十人の組合を作り、共同作業をなさしめんとして居る。又内部同胞の政治に進出を必要とするも、九十八部落中町村會議員を出し居れるは十二ヶ町村しかない。成るべく多く選出せしめたいと思ふ。

第二章 融和團體の綜合的活動

千葉縣(岩田氏)

今より五年前、縣より奨励して養鶏を行ひ、軍隊學校に交渉して肉を賣り千葉及東京に販賣所を設けたるに副業の程度を超へて從事する者が多くなつたため、一頭一圓八十錢乃至二圓五十錢に賣れたのが七十錢乃至一圓二十錢に下落した。故に五頭乃至十頭を副業として飼育するやうになつたが、部落民は一般養鶏業者に其の生業を奪はるるの憾みがある。次に竹細工の講習を開き等は東京續濱の公園課に賣る方針で、竹の皮は一貫目八十錢乃至八十五錢延べ皮は一圓八十錢乃至二圓となる。之が講習會を行ふも製品多く販路に苦しむ竹皮草履は販路なきに至る。菅笠は栃木縣より原料を仕入れて造る筈の飼養場を設けて行ふが一貫目八十錢に賣れる。粽相模の漂白及仕上げ方法を承り度し。

埼玉縣(松島氏)

粽相模の取引は、毎月二の日東京淺草の山谷堀會館にて行はる。會社組織にて二十圓拂込の株を二十株所有せねば賣買が出来ぬ。會社の資金は五萬五千圓で之を生産者に貸與す。賣つた代金は一ヶ月延べ取引金に金の入用なれば日歩五歩に渡す、其賣買品は六割を東京にて消費し四割は關西地方へ送る。此處に出入の生産者は十分の七まで部落民である。

聖訓奉旨會(伊藤氏)

部落の産業向上に就ては各其の縣から出身の中央に於ける有力者と協議し解決の道を待たし。

二、各府縣に於ける補助施設の種別及其の實績

埼玉縣(榮氏)

産業政策に重點を置くことも必要なれども、文化的施設を進める事も必要、方向轉換しては如何。

中央融和事業協會(三好氏)

本年度は産業經濟方面に主として力を注ぐ事が多い。されど文化的施設を重視するのではない。社會局にて取扱ふ補助額は十九萬圓にて各府縣より申請の諸種産業に補助して居る。之に就ては産業經濟調査會を設ける事となつて居るから適當の方策が講ぜらるる事とならう。

三、地方改善事業中育英奨勵者卒業後の就職斡旋の件

茨城縣(伊藤氏)

卒業後就職口なきため社會運動などに入り思想の悪化する恐れあり、就職斡旋の方策なきか。

中央融和事業協會(三好氏)

大正十一年、育英奨勵施設の計畫をなしたが、其の當時は、就職までの斡旋をなすの意はなかつた。今日でも未だ一定の策はない。

四、育英奨勵金増額を其の筋に建議する件

協議の結果、地方改善費の増額を關東融和事業協議會にて建議する事となり、其の文案等は群馬縣に一任する事に決す。

五、小學校兒童に對し融和思想を普及徹底せしむるの方策

神奈川縣(植木氏)

尋常科に實施するは忍びず高等科生徒に徹底せしめし、之には部落別に父兄會を設けさせ、又卒業前に校長より徹底的に訓戒する

事とし、融和讀本も作り度い。

群馬縣(設樂氏)

埼玉縣(長谷川氏)

中學校一二年生に差別觀念多い、故に尋常科六年生にて食ひ止むる方策を取りては如何。

其の外、諸種の意見出で、朝來夕暮に及び、夜は伊香保に抵り、横手館樓上に融和懇談會を催ふした。此の會合は何れも内容の充實したる議論のみにて有益であつた。明年は埼玉縣に於て第五回の協同會を開催することに申合せて散會した。

出席者

東京府	社業事業主事補	内田親雄
奉旨會	常務理事	伊藤末尾
神奈川縣	社會課長	小田成就
同青和會	社會事業主事	植木俊助
同	社會課長	松島茂磨
埼玉縣	社會事業主事	長谷川盛枝
同社會事業協會	常務理事	増田正直
千葉縣	同	鈴木斗人
同社會事業協會	同	横川幸平
茨城縣	社會事業主事補	伊藤藤次郎

協議題

- 一、國民融和日ノ計畫承リタシ
- 二、小學校修身教授ト融和問題ニツキ御意見承リタシ
- 三、各縣融和事業ノ方針承リタシ 以上福岡縣親善會提出
- 四、賤視感情除去ニ關スル有効適切ナル方法如何
- 五、内部同胞ノ經濟的發展ニ資スベキ良法如何

以上 山口縣一心會提出

此部の問題は非常に決定困難であり研究熟議遂に時間も長引いたが、左記の如き意見があり、更に實際問題等につき隔意なき意見の交換を行つた。

各員よりの意見並對策等は大同小異であつて融和日に於けるポスター等は餘り効力がなく、それよりもパンフレットの方が稍々有効で悪くすると眠つた子供を起すの感がすると云ふ説が多かつた。山口縣よりは融和促進解決方法として教育教化の大綱の提出があつた。而して右は既に實施しつゝあるとの事であつた。(該大綱は六年版本年鑑參考編資料の部参照)

5 全關東融和促進同盟

昭和六年十月二十三日埼玉縣熊谷町電氣館に於て、石坂前代議士、青木、井本、關口、出井、加藤の各代議士、群馬、埼玉の三四縣議、融和團體幹部等五十餘名の發企人に依り、其の發會式が舉行され、參加者約一千名に達した。

午前十一時開會、宮本熊吉氏の開會の辭、坂本清作氏の經

4 九州沖繩山口各縣社會事業大會

昭和六年六月二日より五日まで長崎縣主催の下に長崎市公會堂に於て開催され融和事業に就ても協議せられた。

大會の内容

- (一) 一般社會事業部
- (二) 方面委員事業部
- (三) 感化教育事業部
- (四) 融和事業部

融和事業部

部長 熊本縣社會事業主事
 副部長 長崎縣社會事業主事
 出席者 十二名

第二章 融和團體の綜合的活動

過報告あり、議長石坂養平氏、副議長楠木吉十郎氏を選挙し、直に議事に入り、綱領、宣言、決議、規約の順で夫々満場一致可決し、次の役員を挙げた。(會長石坂養平、副會長青木精一、永島作左衛門外常任委員數名)終つて坂本清作氏より「芳澤大使に激勵電報を打つの件」栗原積氏より「本庄滿洲司令官に慰問電報を打つの件」につき緊急動議の提案あり何れも満場の拍手を以て可決した。

尙「ブリアン議長に對し警告を發せよ」の動議もあつたが保留となつた。

次に祝辭、祝電朗讀に移り埼玉縣知事(鈴木課長代理)、群馬縣融和會澤口忠藏、埼玉縣社會事業協會會長谷川盛枝、信濃同仁會成澤英雄其他數氏

の祝辭演説の後、數十通に亘る祝電の朗讀があつて、零時半一先づ式を閉じた。

引續き左記記念講演會が開催せられ、午後四時半 天皇陛下、同盟會の萬歳を三唱して散會した。

講演題並に講師

善き隣人 高等女子商業學校長 嘉悦孝子
 所感 全關西婦人會理事 久保つる
 所感 前社會局長官 吉田茂
 皆兄弟姉妹だ手をとらう 國學院大學講師 中村至道
 新日本建設の國是と融和問題

中央融和事業協會囑託 下村春之助

- 一、吾等ハ一切ノ陋習ヲ打破シテ融和ノ徹底ヲ期ス
- 一、祖國意識ヲ高揚シ有色民族ノ解放ヲ期ス
- 一、吾等ハ人間性ノ原理ニ覺醒シ人類最高ノ完成ニ猛進ス

過去數ケ年間不當ナル社會的民族的偏見ニヨル賤視差別待遇ノ絶對的撤廢ヲ目的トスル融和促進運動ハ續ケラレテ來タガ其途上ニ於テ幾多ノ派多キ事件ノ續出モ見吾々ノ期望スル『よき日』ハ未ダ途遠シデアル

此儘ニ打テ過ギナバ百年ハ愚カ千年ヲ閱シヨウトモ明ルキ社會ノ創造ハ見ル能ハザルヲ痛感スルモノデアル

今ヤ内外非常ノ秋薄レ行ク建國ノ精神ヲ復活シテ徹底的ニ人類ニ正義ヲ行フノ精神乃至行動ヲ振起シ 明治大帝ノ聖旨ニ基キ吾等ハ一切ノ陋習ヲ打破シ人間性ノ原理ニ對スル覺醒ノ勗業ニ猛進セントスルモノデアル

決議

- 一、既設ノ融和團體ニ對シテ積極的活動ヲ促ス
- 二、陋習ニ墮シ侮辱の意志ヲ表示シタルトキハ徹底的覺醒ヲ促ス
- 三、差別言動取締法規制定ノ確立ヲ期ス
- 四、官公吏ニシテ融和問題ニ無理解ナルモノハ自決ヲ促ス
- 五、青年ノ思想的指導ニ關シテ適切ナル方法ヲ講ス
- 六、産業經濟觀念ノ涵養ニカメ社會生活上ノ安定ヲ期ス

昭和六年十月二十三日

第二節 國民融和日運動

第四回國民融和日の宣傳運動は昭和七年三月十四日五ヶ條の御誓文發見記念日をトして全國一齊に舉行せられた。この

運動は本運動の宣傳施設中最も重要な行事となつたので、各地方に於ては夫々關係各方面と聯絡提携して其の趣旨の普及に全力を挙げた。施設中山口其他二三の地方では「融和週間」として三月十四日の前後一週間をこれに充ててゐることは本運動の實施上注目すべき事柄である。

第四回國民融和日施設一覽

融和團體	集會宣傳		印刷物宣傳		交通宣傳		其他
	講演會	映畫會	ポスター	ビラ	新聞	其他	
中央融和事業協會	一回	講演會に併用	ニ、〇〇〇	九、〇〇〇	全國及東京の融和日行事印刷物	街頭リーフレット、ト配布、電車行機一臺、電車内廣告、七〇〇臺	講師派遣、ラジオ放送、神宮参拜、映畫貸付
聖調奉旨會	三回	同右	一	一	聖訓主義	街頭リーフレット	神社参拜
本派本願寺	一	一	一	一	一	一	一
大谷派本願寺	一	一	一	一	一	一	一
眞身會	一	一	一	一	一	一	一
東京府社會事業協會	一回	共同	七〇〇	一	一	市電内(中央協)廣告(會合同)街頭宣傳	講師派遣五、商店宣傳
京都府親和會	一	興行館宣傳	一	一	一	市電乘換券廣告、三、〇〇〇街頭宣傳	一
大阪府公道會	各地	一	六、〇〇〇	一	一	市電内ポスター、乘換券、八、〇〇〇	一
神奈川縣青和會	一	一	一、〇〇〇	一	一	パンフレット、一、〇〇〇	一

第二章 融和團體の綜合的活動

第三章 融和團體の組織と個別的活動

【記載目項】

融和團體の組織及其個別的活動は左の項目に依り列挙した。尙各團體に於て實施せざる事項に關しては該項目の見出しを別に擧げず之を缺如した。

項 目

- 一、團體要覽
- 二、昭和七年度豫算並事業計劃
- 三、昭和六年度施行事業
 - 一、調査、研究、視察等
 - 二、諸會議
 - 三、普及宣傳に關する施設
 - 1 講習會
 - 2 講演會
 - 3 懇談會
 - 4 映畫會
 - 5 講師派遣
 - 6 文書宣傳
 - 7 國民融和日
 - 四、内部自覺に關する施設

- 五、差別事象及事件對策
- 六、産業及經濟に關する施設
 - 1 職業輔導
 - 2 産業獎勵助成
 - 3 生業資金貸付
 - 4 其他の施設
- 七、青少年及婦人融和運動
 - 1 青年融和運動
 - 2 婦人融和運動
 - 3 兒童融和教育
 - 八、教育其他の獎勵助成
 - 九、功勞者表彰
 - 一〇、他團體との聯絡提携に關する事項
 - 一一、其他
 - 四、支部活動狀況

第一節 全國的融和團體

一、財團中央融和事業協會

國又は府縣を單位とする融和團體の數漸く増加し、大正十四年末現在に於て二十六團體を算するに至つたが、是等の團體は、何れも不合理なる差別觀念を爰除し同胞融和の實現を

目的として組織されたものであつて、今やそれ等共通の目的を貫徹する爲に、相互の連絡提携が無くてはならぬといふことが一大要件となつて來たので、そこに鑑みるところあつて大正十四年九月二十二日本協會の創立を見るに至つた。

勿論同協會の使命はただ聯絡提携のみが目的でなくて、各團體と聯絡提携して、共に因襲的偏見の除去、融和事業の獎勵助成、講習講演、調査研究等の主要事業を遂行してゆくところにあつて、國民相互間の確執を除去し、延いては同胞諸和の積極的理想を實現せんとして創立されたものである。

同會は事務所を内務省社會局構内に置き、會長に男爵平沼騏一郎氏を推戴し、事業を進め來つたが、同會は更に昭和二年七月、中央機關たる帝國公道會並に同愛會を合同し、名實共に中央に於ける唯一の融和事業機關となり、殊に昭和五年紀元節の佳辰を以て事業獎勵の思召に由る御下賜金を拜受したるを機として、益々基礎の鞏固を圖る爲め同年五月財團法人として設立の許可を受け、講習會、講師派遣、各種の補助事業、印刷物發行、諸會議等目的達成の爲め豫定の事業を進行してゐる。

一、要 覽

1 創立意書

國運の伸長は必らず國民の協和に本づく、而して國民の協和は

第三章 融和團體の組織と個別的活動

亦必ず普く全國民の人格を重んじ其の權義の均一なるを明瞭にし社會生活の平和を確保するを以て先務となす。

曩に 明治天皇深く此に軫念あらせられ長くも五箇條の御誓文を頒發し給ひ次で四民平等の制を布かせ給へり。爾來百事面目を新にし庶政亦歳を逐うて更張し僅々半世紀克く今日の盛運を致せりと雖も獨り差別の陋習尙其の痕を存し、時に同胞間に隔りの遺憾なきを得ず、延いて社會の平和を傷ひ文化の進展を妨ぐものあるは洵に痛嘆措く能はざる所なり。

夫れ國家協和の實を擧げ國家隆昌の基を築め以て社會共榮の目的を達成するは是れ近世に於ける國民運動の趨勢にして即ち現代思想の一大潮流たり。此の秋に當り尙偏僻固陋の舊習に縈され同胞の間時に不合理なる差別の事相を見るは之を内に於て我國國家の憂患たるのみならず之を外にして列強の間に伍して能く國運の伸張を圖り文化の發達に寄與する所以にあらず、乃ち同胞相愛の義に則り國民親和の實を擧ぐるは現下緊切の要務たらざるばあらず。

今や中央融和事業協會が奮然蹶起して同胞相愛の大旗を掲げ斯業の大成を期する所以のもの實に已まむと欲して已む能はざるものあるを以てなり。事固より積年の弊習に起因するを以て一朝の能く實績を收め得べき所にあらずと雖も各地既に斯業を目的とするの團體少なからず故に主として其の相互間の聯絡提携密接を計圖し併せて廣く衆思群力を集め社會の共鳴と理解とを得赤誠を傾吐し勇往邁進以て此の大使命の遂行を期せむとす。

同愛の士翼くは本會の趣旨を賛成せられ學國衆民融和一致の實を擧ぐるに奮つて其の力を致されむことを是れ本會の切望して已まざる所なり。

2 會 則

財團法人中央融和事業協會密附行爲

第一章 名 稱

第一條 本法人ハ財團法人中央融和事業協會ト稱ス

第二章 目的及事業

第二條 本法人ハ同胞相愛ノ趣旨ニ則リ舊來ノ陋習ヲ改メ國民親和ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス

第三條 本法人ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一、因襲的偏見ノ除去ニ努メ同胞相愛ノ觀念ヲ鼓吹スルコト
- 二、融和事業ノ聯絡提携ヲ圖ルコト
- 三、融和事業ノ獎勵助成ヲ爲スコト
- 四、融和事業ニ關スル講演又ハ講習ヲ爲スコト
- 五、融和事業ニ關スル調査研究ヲ爲スコト
- 六、融和事業ニ關スル雜誌其他ノ印刷物ヲ發行スルコト
- 七、政府ノ諮問ニ應シ若ハ建議ヲ爲スコト
- 八、生業資金ノ貸付ヲ爲スコト
- 九、其ノ他前條ノ目的達成上必要ナル事項

第三章 事務所

第四條 本法人ハ事務所ヲ東京市麹町區大手町一丁目七番地ニ置ク

第四章 資産及會計

第五條 本法人ノ資産ハ左ニ掲クルモノヨリ成立ス

- 一、從來ノ中央融和事業協會ヨリ寄附ヲ受ケタル別紙目録ニ掲クル財産
- 二、資金ヨリ生スル果實
- 三、事業ニ伴フ收入
- 四、補助金
- 五、寄附金品
- 六、其ノ他ノ收入

第六條 本法人ノ資産ハ郵便官署若ハ確實ナル銀行ニ預入シ又ハ國債證券若ハ確實ナル有價證券ヲ買入ルモノトス但シ特別ノ事情アル場合ハ理事會ノ議決ヲ經テ信託會社ニ預入シ又ハ不動産ヲ買入ルルコトヲ得

第七條 本法人ニ其本財産ヲ置ク

基本財産ノ積立管理及處分ノ方法ハ別ニ之ヲ定ム

第八條 本法人ノ經費ハ左ノ資産ヲ以テ之ヲ支辨ス

- 一、基本財産以外ノ資産
- 二、其ノ他ノ收入

第九條 本法人ハ必要ニ應シ理事會ノ議決ヲ經テ特別會計ヲ設クルコトヲ得

第十條 本法人ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十一條 本法人ノ豫算ハ年度開始一ヶ月前迄ニ評議員會ノ議決

ヲ經テ之ヲ定メ決算ハ當該年度終了後三月以内ニ理事會ノ認定ヲ經監事ノ意見ヲ附シ翌年度内ニ評議員會ニ報告スルモノトス

第五章 役員

第十二條 本法人ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、會長 一名
- 二、理事 二十名以内
- 三、評議員 若干名
- 四、監事 二名

第十三條 會長ハ理事會ニ於テ理事中ヨリ之ヲ推薦ス會長ハ會務ヲ統轄シ本法人ヲ代表ス

會長故障アルトキハ會長ノ指名シタル理事其ノ職務ヲ代理ス

第十四條 理事及監事ハ會長之ヲ委囑ス

第十五條 理事中ニ常務理事一名ヲ置キ會長ノ指名ヲ以テ之ヲ定ム

常務理事ハ會長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌理ス

第十六條 評議員ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ會長之ヲ依囑ス

- 一、會長ノ指定スル融和事業團體ニ於テ當該團體役員中ヨリ推薦シタル者
- 二、融和事業ニ關シ學識經驗アル者

第十七條 監事ハ事務執行及資産ノ狀況ヲ監査ス

第十八條 役員ノ任期ハ四年トス但シ再任ヲ妨ケス役員補缺者ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第三章 融和團體の組織と個別的活動

第二十三條 理事會ハ毎年二回之ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要ト認ムルトキハ隨時之ヲ招集スルコトヲ得理事三分ノ一以上又ハ監事ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ理事會ヲ招集スルコトヲ要ス

第二十四條 理事會ノ議長ハ會長之ニ當ル會長故障アルトキハ會

第十九條 役員任期滿了ノ場合ニ於テハ其ノ後任者ノ就職スル迄仍前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十條 本法人ニ顧問若干名ヲ置ク
顧問ハ理事會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ委囑ス

第二十一條 本法人ニ職員若干名ヲ置ク
職員ノ委囑任命ハ規則ノ定ムル所ニ依リ會長又ハ常務理事之ヲ行フ

第六章 理事會

第二十二條 理事會ノ職務權限左ノ如シ

- 一、評議員會ニ附議スヘキ事項ヲ議決スルコト
- 二、決算ヲ認定スルコト
- 三、不動産ノ買入又ハ處分ヲ議決スルコト
- 四、基本財産ノ處分ニ關シ議決スルコト
- 五、資産信託ニ付議決スルコト
- 六、生業資金貸付方法ヲ議決スルコト
- 七、寄附行爲ヲ變更シ及規則ヲ議決スルコト
- 八、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メ理事會ニ附議シタル事項ヲ議決スルコト

第三編 融和運動

長代理者之ニ當ル

第二十五條 理事會ハ理事三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス但シ同一事項ニ付キ召集二回ニ及フトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十六條 理事會ノ議事ハ出席理事ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第七章 評議員會

第二十七條 評議員會ノ職務權限左ノ如シ

- 一、歳入歳出豫算ヲ議決スルコト
- 二、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メ評議員會ニ諮問又ハ附議シタル事項ヲ議決スルコト
- 三、決算及事業執行狀況ノ報告ヲ受クルコト

第二十八條 評議員會ハ毎年一回之ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ隨時之ヲ召集シ又ハ書面ヲ以テ表決ヲ求ムルコトヲ得

第二十九條 第二十四條乃至第二十六條ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス

第八章 補則

第三十條 本寄附行爲ノ施行ニ關シ必要ナル規則ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第三十一條 將來此ノ寄附行爲ヲ變更セントスルトキハ理事三分ノ二以上ノ同意ヲ經テ主務官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第三十二條 本法人設立當時ノ役員左ノ如シ

會長理事	男爵 平沼駈一郎
理事	吉田 茂
同	蓮沼 門三
同	桑田 熊藏
同	總 積 重遠
同	有馬 賴 寧
同	留岡 幸助
同	宮城 長五郎
同	大原 昇
同	宮地 久衛
同	大塚 惟精
同	椎 尾 辨 匡
同	大野 綠一郎
同	篠原 英太郎
同	關 屋 龍 吉
同	窪田 靜太郎
同	潮 惠之輔
同	赤堀 都太郎
常務理事	
第三十三條	中央融和事業協會ノ有スル權利義務ハ設立許可ノ日ヨリ本法人ニ於テ之ヲ繼承ス
附則	中央融和事業協會生業資金貸付規則
第一條	生業資金ニ關スル收支ハ之ヲ特別會計トシ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ其ノ貸付ヲ行フ、但一團體ニ貸付スル生業資金ノ

金額ハ其ノ年度始ニ於ケル資金總額ノ十分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

第二條 生業資金ハ府縣ヲ區域トスル融和團體又ハ之ニ準スヘキ團體ニ對シ之ヲ貸付ク

第三條 生業資金ノ貸付ヲ受ケタル團體ハ融和促進ノ爲メ生業ノ改善發達ニ要スル小資金ノ融通ヲ爲スコトヲ要ス

第四條 貸付ヲ受ケタル團體ハ貸付金ヲ受ケタル日ヨリ滿一箇年据置キ爾後五箇年ニ平分シ年賦ヲ以テ償還スヘシ

第五條 貸付金ノ利率ハ年四分八厘以内ニ於テ會長ヲ定ム

第六條 利子ハ毎償還期ニ元金ト共ニ納付スルコトヲ要ス

第七條 生業資金ノ貸付ヲ受ケントスル團體ハ左ノ事項ヲ具シタル申込書ヲ所屬地方長官ヲ經テ本會長宛提出スヘシ

一、生業資金融通ヲ必要トスル事由

二、生業資金融通方法

三、生業資金ノ融通ヲ受ケタルモノノ資金利用方法

四、貸付ヲ受ケル年度ノ團體歳入歳出豫算

五、其ノ他ノ參考事項

第八條 生業資金ノ貸付ヲ受ケタル團體ハ生業資金出納簿ヲ備付ケ其ノ内納ヲ記入スルコトヲ要ス

第九條 天災地變其ノ他止ムヲ得サル事由ニ依リ償還ノ延期ヲ申請セントスル場合ハ其ノ事情ヲ具シ所屬地方長官ヲ經テ本會長ニ申出ツヘシ

第三章 融和團體の組織と個別的活動

本會長ハ前項申請ノ事情ニ依リ償還ヲ延期スルコトアルヘシ

第十條 生業資金ノ貸付ヲ受ケタル團體ハ元金償還ノ都度左記ノ各項ヲ本會長ニ報告スヘシ

一、生業資金運用ニ關スル一般成績

二、生業資金利用者ノ近況及利用方法等ノ詳細

三、其ノ他ノ參考事項

第十一條 生業資金ノ貸付ヲ受ケタル團體ニ於テ第七條ノ申込書ニ記載シタル融通方法ニ違背シテ資金融通ヲ爲シタル場合ハ貸付金ノ全部又ハ一部ヲ一時ニ償還セシムルコトアルヘシ

第十二條 生業資金ノ貸付ヲ受ケタル團體ハ直ニ別記様式ノ借用證書ヲ提出スヘシ

收入	借 用 證 書
印紙	圓也
金	但シ利率一箇年 分
右ハ貴會生業資金貸付規程ニ依リ借用致候ニ付テハ右生業資金貸付規程ヲ遵守スルハ勿論元金償還並利子ノ納付左記ノ通り履行可致借用證書如斯候也	
年 月 日	

融和團體名 右代表者

第三編 融和運動

融和事業功 協會創立以來の遷彰者 四〇〇部印刷關係方面に配布
行 勞者事蹟刊 一七六名の事蹟を調査す
資料蒐集 融和問題關係圖書、其 圖書新購入五五部、累計六三
他の資料 一部

二、諸會議

種別 期日 場所及參會者 概況
全國融和事 六年二月 社會局內大會議室各府縣 (第三編第二章
業協議會 二十九日 團體關係者六四名 參照會)
三月一日

三、普及宣傳に關する施設

1 講習會
會名 開催期日 開催地 概況
1、第三回融和 自六年十月 東京府北多摩郡 講習生は三府二十
事業指導者 一日、至同 小金井村浴恩館 八縣より四十二名
講習會 月十日 十歳未滿

講義科目及講師

〔正科〕社會學(船貫哲雄)、社會政策(永井亨)、社會事業概論(藤野
憲)、融和問題概論(下村春之助)、融和問題の史的考察(三好伊平次)
融和運動發達史(河上正雄)、融和事業の指導精神(赤城都太郎) 青
年融和運動の實際(藤範見誠)、部落經濟産業問題(山本正男)、産
業組合(濱田道之助)、副業問題(永松陽一)
〔副科〕建國の精神と融和問題(平沼駁一郎)、融和事業家に望む(松
本學)、融和事業と法律問題(宮城長五郎)、融和事業の體驗(宮地
久齋)、村落融和事業の實際(植木俊助)、行事指導(藤範見誠、土屋

政一)
〔備考〕一、會期中明治神宮及多摩御陵に見學(二回)をなし、又議會
新聞社、社會事業施設等を視察す。二、講習中研究會五回開催す、
課題、融和運動の進展策、差別事件對策等、三、修了生の連絡機關
として「黎明會」を組織す。
四、第一回婦人 自六年六月 京都市黒谷町金 講習生は二府十八
融和事業指 一月、至同 戒光明寺 縣より三七名、聽
導者講習會 月十日 講三名

〔講義科目及講師〕婦人と社會問題(河田嗣郎)、婦人と情操教育(小
川正行)、婦人と經濟(甫守ふみ)、婦人の社會的活動(梅原眞隆)、婦
人と社會事業(藤野憲)、婦人と融和事業(赤城都太郎)、融和問題の
史的考察(三好伊平次)、融和問題概論(河上正雄)、婦人融和運動
の實際(藤範見誠)、京都府の融和事業に就て(森榮香)、佛故と融和
事業(郁芳隨圓)
八、共同主催講習會

共同主催府 期日 會場 概況
縣又は團體
佐賀縣同社會 六年七月二十二日 同縣唐津市 講習生二五名
事業協會 より二十四日迄
岡山縣 六年八月二日、日 同縣淺口郡 同 二五名
同協和會 二四日まで 黒崎村

2 講演會
左記府縣立師範學校、警察練習所に於て講演會開催
開催府縣 開催箇所 期日 派遣講師
靜岡縣 靜岡師範 六年一月二五日 下村囑託

3 懇談會
府縣社會課 六年五月一二日 於東京神田 道府縣社會課長會議開
長懇談會 如水會館 催の機を以て開催、平
沼會長外役員課長等約
七〇名出席

4 講師派遣
派遣種別 派遣回数 概況
府縣團體總會講習 七六 派遣府縣 三二
講演會等

5 文書宣傳
1、融和時報 府縣融和團體との合同發行として、本會その編輯を
擔負し各地方版と共に四頁乃至六頁とし、毎月左記の通り發行せ
り。
地方版名稱 毎月發行部數 加盟團體
埼玉縣社會事業協會版 四、〇〇〇 埼玉縣社會事業協會
群馬縣融和會版 三、〇〇〇 群馬縣融和會
京都府親和會版 一、八〇〇 京都府親和會
大和同志會版 二、五〇〇 大和同志會
岡山縣協和會版 五、七〇〇 岡山縣協和會
山口縣一心會版 二、六〇〇 山口縣一心會
關東中部各地版 五、六〇〇 神奈川縣青和會、下野昭和會
千葉縣社會事業協會、茨城縣
岐阜縣社會事業協會、愛知縣
同、富山縣融和會、信濃同仁會

Table with columns for Prefecture (e.g., 愛知, 岐阜, 滋賀, 福井, 石川, 大分, 福岡), Gender (女子), Role (師範, 警察練習所), Date (e.g., 二六日, 二七日, 二八日), and Status (同, 赤堀常務理, 三好參事, 河上囑託).

第三章 融和團體の組織と個別的活動

近畿各地版 九、一〇〇 大和同志會、三重縣社會事業協和會、兵庫縣融和會、和歌山縣同和會、滋賀縣昭融和會

中國各地版 三、三〇〇 鳥取縣一心會、島根縣和教會

四國各地版 四、一〇〇 高知縣公道會、德島縣融和團體聯合會、讚岐昭融和會

九州各地方 五、五〇〇 福岡縣親善會、熊本縣昭融和會、佐賀縣社會事業協會、鹿兒島縣同、大分縣融和會

計 十一地方 四七、二〇〇
外に各地綜合版 五〇〇部發行
ロ、パンフレット發行

融和事業の話 初版 二、〇〇〇部
明治以後の解放運動 再版 一、〇〇〇部 融和問題叢書第六編
融和事業の精神 三版 二、〇〇〇部 同 第四編
融和問題に関する歴史的考察 四版 三、〇〇〇部 同 第二編
計 五種 八、〇〇〇部

6 國民融和日

種別 概況 備考
(全國的施設)
講師派遣 府縣及融和團體の申請に依り派遣
ラヂオ放送 東京中央放送局より全國中繼を以て放送、放送者鳩山文部大臣(本會顧問)

リーフレット送布 府縣融和團體へ九一三、〇〇〇部
新聞、雜誌宣傳 全國主要新聞社、同社會事業、教化團體
明治神宮參拜 會長以下役員及關係者
講演と映畫漫談の夕 東京朝日講堂 講演者、赤堀都太郎、山口義一、徳積重遠、永井柳太郎、漫談徳川夢聲
六〇、〇〇〇枚を府下小學校、町村、中央官廳、軍隊、府會議員、師範學校生徒に配布
市內六ヶ所リーフレット 四〇、〇〇〇枚
二、〇〇〇枚市内外要所に貼付
市内電車一、七〇〇臺、「講演と映畫漫談の夕」を宣傳
飛行機宣傳 當日午後市内飛行
在京各團體參加

街頭宣傳
ポスター貼付
電車廣告
飛行機宣傳

映畫貸付 府縣及融和團體の申請に依り宣傳映畫を貸付
五、差別事象及事件の對象 解決條項 結果
七 筆者並に發行所に抗辯し差別字句の抹消、訂正、削除其他を交渉す 用語注意 全部解決、融和宣傳文掲載一件

神奈川縣橋本郡宮前村 都倉義知
群馬縣佐波郡名和村 森川抱次
三重縣津市下辨財町 松野純次郎
滋賀縣犬上郡河瀬村 宮田富次郎
長野縣下高井郡日野村 小林九右衛門
石川縣金澤市下中嶋町 武村彌吉
鳥根縣飯沼郡鹽冶村 藤澤熊市
岡山市船着町 河本乙五郎
廣島縣賀茂郡吉土實村 細本久一
和歌山縣伊都郡端場村 岡本彌

六、産業及經濟に關する施設

種別 施行事業 事業概況
1 産業獎勵助成 融和團體施設助成 一九團體 團體豫算總額 一、九二三圓 助成額 三、八五八圓
2 産業資金貸付 融和團體貸付 二團體 貸付金額 二、三〇〇圓
3 調査研究 産業經濟調査會 委員一四名、委員會開催
4 助成團體 助成金額 助成人員 內 譯
二一團體 四、九九六圓 一、四二二名 高等小學校一、〇〇四名、補習學校四一〇〇、四徒弟學校七

交付團體名

京都府親和會 大阪府公道會 兵庫縣清和會
神奈川縣青和會 下野昭融和會 埼玉縣社會事業協會
大和同志會 信濃同仁會 愛知縣社會事業協會
滋賀縣昭融和會 鳥取縣一心會 島根縣和教會
岡山縣協和會 廣島縣共鳴會 讚岐昭融和會
佐賀縣社會事業協會 熊本縣昭融和會 和歌山縣同和會
愛媛縣善隣會 徳島縣融和團體聯合會 高知縣公道會

九、功勞者表彰

イ、各地方長官の推薦者中、功績顯著なりと認むる左記十二名に對し、六年二月十一日紀元節をなし感謝狀及記念品を贈呈す
京都市左京區田中大久保町 中村なほ子
大阪市東淀川區中津本通 下川 二良

第三章 融和團體の組織と個別的活動

聯絡團體名 聯絡事項 概況
東京府社會事業協會東京 國民融和日施行 神宮參拜、街頭宣傳
市府下教化團體其他團體 一、其他 講演映畫會等

イ、映畫貸付 左記映畫を備付け、地方廳又は融和團體の要求に依り之を貸付く

潮はゆるむ 五巻 君萬歳の下に 五巻
 榮譽の取者 三巻 村に照る陽 六巻
 貸付團體 二一 貸付延日數 二二二日
 口、獎勵金御下賜 本會事業獎勵の思召に依り、紀元節の佳辰を以

中央融和事業協會各年度施行事業統計

事業名	年次						合計	備考
	十四年度	十五年度	昭和二年	同三年	同四年	同五年		
從事員(指導者)講習會	1	1	1	1	1	1	6	昭和四年度以 *降は指導者講 習會とす
共同講習會	6	6	6	6	6	6	36	
講演會(同數)	1	1	1	1	1	1	6	
講師派遣(同數)	1	1	1	1	1	1	6	
全國協談會(關東關西)	1	1	1	1	1	1	6	
警察部長	1	1	1	1	1	1	6	
學務部長	1	1	1	1	1	1	6	
社會課長	1	1	1	1	1	1	6	
懇談會	1	1	1	1	1	1	6	
研究會	1	1	1	1	1	1	6	
教育獎勵	1	1	1	1	1	1	6	
獎勵團體	1	1	1	1	1	1	6	
獎勵個人	1	1	1	1	1	1	6	
金額	100	3,055	3,933,455	4,000	4,966,600	4,955	4,966,600	

*教化團體大會

産業獎勵	年次						合計	備考
	十四年度	十五年度	昭和二年	同三年	同四年	同五年		
獎勵團體	1	1	1	1	1	1	6	
獎勵個人	1	1	1	1	1	1	6	
金額	1,515	3,360	3,568	3,568	3,568	3,568	3,568	
移住獎勵	1	1	1	1	1	1	6	
金額	2,850	2,290	3,100	4,480	7	7	3,290	
生業資金貸付	1	1	1	1	1	1	6	
金額	800	1,000	6,000	3,000	7	7	2,300	
印刷物	1	1	1	1	1	1	6	
研究叢書	1	1	1	1	1	1	6	
種類	1	1	1	1	1	1	6	
冊數	1	1	1	1	1	1	6	
金額	1,000	1,000	500	1,000	1,000	1,000	2,500	
會報-融和時報	1	1	1	1	1	1	6	
融和事業研究	1	1	1	1	1	1	6	
融和事業年鑑	1	1	1	1	1	1	6	
其他出版物	1	1	1	1	1	1	6	
金額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	
映畫	1	1	1	1	1	1	6	
金額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	
表彰	1	1	1	1	1	1	6	
金額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	

*昭和四年度は
*産業經濟調査
二十六府縣

二 社團聖訓奉旨會

同會は大正二年十一月三日の創立にして、大正八年組織を

改めて社團法人となし、同年大分神奈川兩縣に支部を設立し
 大正十三年には更に京都府下伏見桃山に關西支部を設立した
 同會は皇室の一視同仁の大御心に則り、關係各府縣に講演

會並に懇談會を開催する事三千數百回に達し、尙昭和三年四月より機關紙聖訓主義を發行して其の趣旨宣傳に努めてゐる。

一、要 覽

1 趣 意 書

本會は 皇祖列聖の宏謨懿旨を遵奉し、専ら國民道德の振興を圖り兼て神祇尊崇の氣風を涵養するを目的とし、大正二年 明治大帝降誕の吉辰を永遠に記念し奉る可き十一月三日を以て嗚々の聲を聲殺の下に擧ぐ、爾來常に時代の進運に伴ひ内外の情勢に鑑み民心の推移を察知し、或は教化の事業に従つて民風の作興人心の更張に努め或は融和の聖戰に起つて人格の尊重因襲の打破を期し東西に奔走し、時に講演講習に時に圖書の刊行新聞の發行に聊か微力を斯道の宣布に效すこと茲に年あり、是に於て漸次朝野の信望厚きを加ふ。

惟ふに本會事業の如き内は國家の盛衰に繫り外は國威の消長に關す、同人其の責任の重且つ大なるを痛感し、愈々洋勵の至誠を捧げ以て聖旨に對し奉らんとす、冀くは江湖同感の士、本會の微忱を諒せられ益々贊襄の榮を寄與せられんことを。

2 宣 言

明治天皇御即位の年三月十五日 長くも五箇條の御誓文を漢發あらせられ「舊來の陋習を破り天地の公道に基く」べき旨を中外に宣布し給ひ、尋て明治四年八月二十八日太政官布告を以て更に

四民平等の大義を昭示し給ふ。爾來茲に五十有餘年然も尙聖訓徹底せず依然として因襲的偏見に捉はるゝものあるの憾なしとせず。

抑も共存共榮は國家存立の根本にして、同胞相愛は社會和平の眞諦なり今や内外の情勢は國民の一致協力によりて國運の進展を期せざるべからざるの秋、茲に第一回國民融和日を迎ふるに際し本會同人恭しく聖訓を奉戴して速に迷妄の裡より覺醒し敢然自ら差別觀念の陋習を打破し融和輯睦以て立國の大義を明かにし國力の振興に寄與し謹て聖旨に副ひ奉らんことを期す。

社団法人 聖訓奉旨會

3 綱 領

一、國體を闡明し敬神尊皇の信念を高め國民精神の作興を期す
一、聖訓を奉戴し一視同仁の宣化を励め人格觀念の徹底を期す
一、時運を明察し修身齊家の修養を努め人格文化の創造を期す

4 定款摘要

第一條 本會ハ皇祖列聖ノ宏謨ヲ奉戴シ國民道德ノ振興ヲ圖リ兼テ神祇尊崇ノ氣風ヲ涵養スルヲ以テ目的トス
第五條 本會ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
一、本會ノ主義精神ヲ鼓吹スヘキ雜誌ヲ刊行シ且ツ斯道ニ關スル圖書ヲ編纂刊行スル事
一、本會ノ主義精神ヲ鼓吹スル爲メ各地ニ講演會ヲ開キ又ハ依頼ニヨリ講師ヲ派遣シ之カ趣旨ヲ宣傳スル事
一、本會ノ目的ニ合致スル獎學勸業慈善等ノ事業ニ對シ時宜ニ

應シ金品ノ寄贈ヲ爲ス事

一、本會ノ趣旨ニ合致スル特殊ノ功績アル者ヲ表彰スル事

一、前各號ノ外評議員會ノ決議ヲ經テ本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナリト認メタル事項

第十一條 本會ノ豫算ハ理事會之ヲ編成シ總會ノ承諾ヲ受クルヲ要ス

第十二條 決算ニ於テ剩餘ヲ生シタルトキハ三分ノ一ヲ基本金ニ編入シ殘餘ヲ翌年度ニ繰越ス

第十三條 本會ノ資産ハ一定ノ銀行ニ預入シ會長之カ保管ノ責ニ任ス

第十七條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

第三十條 本會ノ會員ヲ分テ左ノ五種トス

一、名譽會員 德行高キモノ又ハ本會ニ顯著ナル功績アルモノヲ本會評議員之ヲ推薦ス

一、維持會員 金五百圓以上納入スルモノ

一、特別會員 一時金百圓以上又ハ毎年五十圓宛ヲ三ヶ年間納入スルモノ

一、正會員 一時金百圓以上又ハ毎年十圓宛ヲ三ヶ年間納入スルモノ

一、準會員 一時金五圓以上ヲ納入シタルモノ

第三十一條 本會員ハ別ニ定ムルトコロノ待遇ヲ受ク

第三十二條 本會員ニハ會員章ヲ交付ス

第三十三條 本會員タラントスルモノハ其種別ヲ記載シ會費ヲ添

第三章 融和團體の組織と個別的活動

へ會長宛申込ムモノトス

第三十四條 本會ヲ退會セントスルモノハ會員章ヲ添へ其旨會長ニ届出ツヘシ

前項ノ場合ニ於テハ既ニ拂込ミタル會費ハ之ヲ返還セサルモノトス

第三十五條 本會員ニシテ其義務ヲ怠リ又ハ本會ノ主義目的ニ背反シ若クハ本會ノ名譽ヲ汚損スヘキ言動ヲ爲シタルトキハ會長ハ評議員會ノ決議ヲ以テ除名スルコトアルヘシ

第三十六條 會議ヲ分テテ總會評議員會及理事會ノ三種トス

第四十條 左ノ事項ハ總會ニ附議スルコトヲ要ス

一、定款ノ變更ニ關スル件

一、豫算決算ニ關スル件

一、其他會長ニ於テ必要アリト認メタル事項

第四十六條 本定款ヲ變更セントスルトキハ評議員會ノ同意ヲ經總會ニ以テ出席者ノ三分ノ二以上ノ賛成ヲ得主務官廳ノ許可ヲ受クルヲ要ス

4 役 職 員

會長 子爵 清岡長言 常務理事 伊藤末尾

理事 櫻井稻麿 囑託 五弓安二郎

囑託 坂本辰之助 主事 飯塚 巖

主事 森 茂

5 支會及會員數

支會 四 會員 三、〇五五名

二、昭和七年度決算並事業計劃

1. 豫算 總額 一四、七〇〇圓

歳入 會費四、五〇〇圓、寄附金三、五〇〇圓、補助金三、五〇〇圓、圖書賣上代一、七〇〇圓、雜誌賣上代三〇〇圓、利子二〇〇圓、雜收入一、〇〇〇圓

歳出 事業費七、七〇〇圓、事務所費九五〇圓、俸給及諸給三六五〇圓、備品費一〇〇圓、消耗品費三〇〇圓、印刷費一〇〇圓、旅費三〇〇圓、交際費三〇〇圓、賞與費二〇〇圓、會議費三〇〇圓、通信費三五〇圓、管轄費一〇〇圓、雜費二〇〇圓、豫備費一〇〇圓

2 事業計劃

一、講演會、映畫會、懇談會、二、新聞聖訓主義の發行、三、國民融和日に參加、四、教化團體融和團體其他諸團體との聯絡、五、人事相談其他

三、昭和六年度施行事業

二、諸會議

諸會議 二回 參加者 一六名 於同會事務所

三、普及宣傳に關する施設

2 講習會

講演會 四一回 參加者 六、八〇〇名 東京外七府縣下

3 懇談會

懇談會 七回 參加者 三、五〇名 東京、京都府下

4 映畫會

映畫會 八回 參加者 二、二〇〇名 東京、京都、大阪府下

聖訓會

6 文書傳傳

聖訓主義發行 一二回 三二、〇〇〇部 會員其他ト配布

7 國民融和日

種別 回数又ハ場所 對象 備考

活動寫眞講演會 一 一般大衆 東京府下練馬町會衆六〇〇名

講演會 一 同 京都市因幡藥師京都市市田商店

琵琶講演會 一 同 同會役職員

明治神宮並桃山御陵參拜 一 一

聖訓主義並リフレット配布 一 一

計 五回 リフレットは中央融和協會發行

五、差別事象及事件對策

種別 對策 解決條項 結果

神社關係一 個別訪問、懇談 氏子編入、町融和團體設立

任用待遇關係一 會講演會等の開 委員選出

十、他團體との連絡提携に關する事項

聯絡團體 聯絡事項 概況

中央融和事業協會 上記各會主催に依る

東京府社會事業協會 諸會合並全國融和

京都府融和團體聯合會 團體との連絡

關東融和事業協議會 會議出席

中央教化團體聯合會、上記各聯合會主催にか

東京、京都、大阪、各、る諸會合並全國各地

府教化團體聯合會 の教化團體との連絡

神職會員其他宗教團體

三 本派本願寺一如會

本派本願寺では大正十三年七月、全國より融和問題關係者を集めて諮詢會を開催し、本問題に對して本願寺の執るべき態度と方針に就て協議した。その時本願寺としては専らその宗教的見地から一大懺悔運動を開始すべしとの痛烈な意見の一致と、時局の趨勢とに鑑み同年十月融和促進の運動機關として本會の設立をみるに至つたのである。

最も自由なるべき宗教的立場にある宗門設立の融和團體は同會を以て最初とする。

一、要 覽

1 創立趣意書

人類平等の精神は天地の公道にして國民諧和の實は一國文化の源泉なり然るに古來の因襲は一部同胞に對する差別偏見の餘弊を醸成し同胞侮蔑の陋習漸く抜き難きものあり 明治天皇 親政の初、先此弊を認め給ひ四民平等の布達を發せしめ給ひてより茲に五十餘年時代の推移に伴ひ表面平等を叫び親善を唱ふる漸く其數を加へ來りしも内心に於ける障壁は容易に除去されず諧和の實亦至らざるの憾あり乃ち宗祖親覺聖人の高唱せられたる御同朋御同行の教旨に基き一如會の名に於て其實動を進め宗教的信念に依り

第三章 融和團體の組織と個別的活動

深く人心の奥底に加充して差別的偏見の根絶を計り共存共榮國民諧和の實を擧げんことを期す。

2 會 則

第一條 本會ヲ一如會ト稱シ事務所ヲ本派本願寺社會課内ニ置ク

第二條 本會ハ親覺聖人ノ教義ニ基キ専ラ人類相愛ノ精神ヲ普及シ社會ノ安寧ト文化向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、文書、圖書、講演、映畫等ニ依ル宣傳

一、文化ニ關スル講習會

一、人物養成機關ノ設置

一、事業施設ニ關スル研究會

一、其他ノ必要ト認メタル施設

第四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長一名、顧問若干名、理事七名、録事二名

理事録事ハ會長之ヲ任命ス

第五條 會長ハ理事會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第六條 會長ハ事務ヲ處理シ本會ヲ代表ス

理事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ處理ス

録事ハ理事ノ指揮ニ依リ庶務ニ從事ス

第七條 本會ニ參與員若干名ヲ置ク

參與員ハ會ノ諮問ニ對シ意見ヲ陳フルモノトス

第八條 本會ニ囑託講師若干名ヲ置ク

第九條 本會ノ經費ハ各種補助金及寄附金ニ依ル

第十條 本會役員ノ任期ハ二ケ年トシ再任ヲ妨ケス
第十一條 本會ノ會計ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

補則

本會設立當時ノ會長ハ發起人會ニ於テ之ヲ定ム

3 役職員

會長	後藤環爾	理事	本多惠隆
理事	足利瑞義	同	長尾雲龍
常務理事	山崎精華	評議員	花岡映澄
評議員	内田晃融	同	武島順靜
同	石松貞雲	同	井上往命
同	藤音得忍	同	龜井教信
同	若林諦演	同	原田慶範
同	小島茂政	囑託講師	山田清井
囑託講師	眞田俊子	地方委員	藤井了詳

外三十名

4 支會及會員數

支會

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 一三、九八九圓六四
 歳入 補助金九、〇〇〇圓、(本願寺五、〇〇〇圓、内務省一、〇〇〇圓、慈善財團三、〇〇〇圓) 繰越金四、八八九圓六四、雜收八、一〇〇圓

歳出 事務費二、八五〇圓、事業費一〇、七五〇圓(講演會費一、二〇〇圓、文書宣傳費七五〇圓、婦人講習會費一、三四〇圓、會合費二、八〇〇圓「研究講習會費二、三〇〇圓、懇談會費五〇〇圓」) 育英費二、三二〇圓、補助費一、九四〇圓「支部補助費一、〇〇〇圓、ルンビニ學園、養雪會八四〇圓、其他一〇〇圓」 調査費一〇〇圓(諸費三〇〇圓、豫備費三八九圓)

2 事業計劃

一、評議員會、二、講演會、三、文書宣傳、四、婦人講習會、五、研究講習會、六、懇談會、七、育英獎勵、八、支部其他團體補助、九、調査

三、昭和六年度施行事業

一、調査、研究、視察
 種別 回数 參會者 概況
 研究會 二 一八 於本山内、事業に關する件等
 布教研究會 一 一五〇 廣島縣高田郡甲立村其他
 計 三回 一六八名

二、議會廳

種別 回数 參會者 概況
 評議員會 一 一 豫算及決算等
 地方委員會 一 二六 於本山内

三、普及宣傳に關する施設

種別 回数 參會者 概況
 講習會 一 五九 兵庫縣川邊郡東谷村其他

山口教區支部發會

計 一 二 山口市

6 文書宣傳

種別 回数又は數量 對象 備考
 パンフレツ 二 四、〇〇〇 佛敎婦人會幹部大會出席者其他
 ト購入配付 一 三、〇〇〇 關係各方
 通牒並依頼 一 一 各教區管

「暗なき人生」一、〇〇〇部「融和問題と親鸞教徒の道」三、〇〇〇部

「融和運動への通俗的批難に就て」佛敎夏期講習會、布教研究會、寺族講習會及婦人會に關する各種閉會の機會を利用して融和問題講座の設置方を依頼す

7 國民融和日

種別 回数又は數量 對象 備考
 通牒 一 一、五〇〇 全國佛敎婦人會

八、教育其他の獎勵助成

種別 交付團體 補助費 備考
 一 同 一、五〇〇圓體

第三章 融和團體の組織と個別的活動

寺族婦人講習會 三 八五 神戸市四番町其他
 青年講習會 一 四〇 岐阜縣稻葉郡烏村其他
 佛敎講習會 二 二二〇 佛敎講習會併置のもの
 融和事業婦人幹部養成講習會 一 二〇 期間十日、於京都市山科別院

2 講習會

種別 回数 參回者 概況
 融和問題講習會 三五 六、〇四五 岐阜縣本巢郡土貴野村其他
 講習會 一 二〇〇 奈良縣櫻井町其他

3 懇談會

懇談會 六回 一一五名 東京築地本願寺其他

4 映畫會

種別 回数 參會者 概況
 映畫會 一 五〇〇 奈良縣櫻井町
 映畫と講演會 五 二、五〇〇 德島縣海部郡年岐村其他
 計 六 三、〇〇〇

5 講師派遣

種別 回数 人員 備考
 德島縣青年融和聯會 一 一名 德島縣板野郡板西町
 廣島縣青年融和聯會 一 一名 高松市天神前明善寺
 夏期講習會 一 一 德島市寺町
 德島縣青年融和聯會 一 一

育英事業 三 八七〇圓 京都市警備會其他
 融和事業 三 三三〇 兵庫教區一如會其他
 育英事業 三 京都市樂只託兒所其他
 融和事業 一 高知縣石丸隣保館其他

計 一〇團體 一、二〇〇圓
 十、他團體との連絡提携に関する事項

聯絡團體名 聯絡事項 概 況
 京都府親和會協議會 原田幹事出席
 關西融和團體協議會 同
 近畿融和聯盟委員會 神戸市、和歌山市、津市並比叡山宿院に於て開催、原田、小島、若林幹事眞田講師出席
 大和同志會第二十四回總會 小島幹事出席
 廣島縣共鳴會更生大 祝辭を朗讀せしむ 藤井玄瀛出席

種別 同 數 參會者 備 考
 婦人融和事業指導者講習會 一 三 中央融和事業協會主催
 融和事業指導者講習會 一 一 中央融和事業協會主催
 計 二 四名

四 大谷派本願寺眞身會

大谷派本願寺は、從來同派社會課に於て融和親善のため盡

力するところがあつたが、大正十五年三月二十五日本會を設立し、曩に設立されてゐる本派本願寺一如會と相並んで眞宗教團に於ける融和運動に従事してゐる。

一、要 覽

1 趣 意 書

我國内に於ける少數同胞と多數同胞間の問題に現代に於ける最も重要な社會問題として、政府に於ても民間に於ても、諸種の事業運動の施設せられつゝある現狀にあり。
 而して我派に於ては、既に大正十年社會課の設立以來、相當の豫算を計上して諸種の事務を起し、或は總長の訓示社會課の指示等獎勵せられ來りしも、寺内諸種の事情は、これが遂行を期すること困難にして現在及び將來に於て、甚だ寒心すべきものあるを恨みとするところなり。

然るに該問題たるや、これを一日も等閑に附すべからずとして全國的に各自各々の立場より貢獻せられつゝあるも、實にこれ宗教信念に生きむとする團體の卒業して、銳意専心これに當るべきものにして、殊に我が派の教義並に歴史的關係を顧る時、益々その責任の重大なるを知り、同時に如何なる困難を排しても徹底的運動の必要を認むべきなり。

こゝに從來の事情と刻下の現狀に鑑み、新たに眞身會なる融和運動を目的とする團體を創立し教團としての眞實報謝の途を開き會則による諸種の事業を進め、以て宗意に反かざらむことを期し

てやまず。

庶幾くば等しく一家に流れを渡み、同一信仰に生きむとする諸賢の真心の熱誠と贊助とにより、本會所期の目的を達成し一日も早く現代の不祥事を根絶したきものなり。
 大正十五年三月二十五日

2 會 則

- 第一條 本會ハ大谷派本願寺眞身會ト稱シ事務所ヲ大谷派本願寺内ニ置ク
- 第二條 本會ハ親鸞聖人ノ信念ニ依リ御同願ノ實ヲ舉クルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スルため左ノ事業ヲ行フ
 - 一、講演文書其他ニ依ル宣傳
 - 二、協賛會並研究會ニ依ル宣傳
 - 三、人物養成
 - 四、植民事業
 - 五、其他必要ト認メタル事項
- 第四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 會長 一名 副會長 一名
 - 理事 七名 協議員 若干名
- 第五條 會長副會長ハ理事會ニ於テ理事ハ協議員會ニ於テ選舉シ協議員ハ會長之ヲ依リ職員ヲ任命シ任期ハ二年トス
- 第六條 會長ハ事務ヲ總理シ本會ヲ代表ス
 副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第三章 融和團體の組織と個別的活動

理事會事務處理ス

協議員ハ會長ノ諮問ニ應ジ意見ヲ陳フルモノトス

第七條 本會ニ囑託若干名ヲ置ク
 第八條 本會ノ經費ハ補助金並ニ寄附金ニ依ル
 本會ノ會計年度ハ七月一日ニ始マリ翌年六月三十日ニ終ルモノトス

第九條 本會ハ必要ニ應ジ各地ニ支部ヲ設置スルコトヲ得但シ支部規則ハ支部ニ於テ作製シ會長ノ承認ヲ得ルモノトス

4 役 職 員

會長	武内了温	理事	井上智月
理事	河邊賢雄	同	細川壽壽
同	高濱哲雄	同	野間修
同	武田祐吉	同	本田學
同	奥田靈壽	同	福島哲三郎

5 支會及會員數
 支會 無、會 員 派南寺院僧侶全部を會員と見做し別に會員規定を定めず

二、昭和七年年度預算並事業計劃

1 豫算 總額 二、六七〇圓
 歳入 國庫補助金 一、〇〇〇圓、本山補助金 一、六七〇圓
 歳出 隣保事業費 二、三〇〇圓、協議會費四〇〇圓、貯蓄懇談會費九八〇圓、專任講師費三六〇圓、事務費五五〇圓、文書費一五〇圓、パンフレット費一三〇圓、リーフレット費二〇〇圓

第三編 融和運動

2 事業計劃

- 一、隣保事業獎勵
- 二、宣傳啓蒙
- 三、従事者の聯絡と養成
- 四、刊行物による宣傳
- 五、講師派遣

三、昭和六年度施行事業

二、諸會議

種別	回数	参加者	概況
理事會	一	會長、理事、囑託	事業方針等
協議會	三	會長、派内信侶	思想研究其他
三、普及宣傳に關する施設			

2 講演會

講演會 一六回 参加者 二、一八〇名 奈良縣櫻井町其他

3 懇談會

懇談會 一八回 参加者 一八七名 滋賀縣大上郡廣野村其他

4 映畫會

映畫會 七回 四、六〇〇名 德島縣那賀郡板野町其他

7 國民融和日

種別 同敷又は場所 數 量 對象 備考

リーフレット 二 六〇、〇〇〇枚 一般

パンフレット 一 六、〇〇〇 全國各教「差別の罪人」事務所管下其他

計 三回 六六、〇〇〇枚

八、教育其他の獎勵助成

種別 交付團體 補助金 備考

修養講座 三 七二回 一心會其他

獎學資金補助 一 五〇回 平原光親經營團體

計 四 一二二回

九、功勞者表彰

宮内宮次郎 滋賀縣大上郡那珂河村 表彰者 大谷派宗務總長青部憲水

十、他團體との連絡提携に關する事項

聯絡團體名	聯絡事項	概況
京都府融和團體聯合會	融和記念日施設事業	協業會開催二回
關西融和聯盟	研究批判其他	大體各月會合

第二節 地方的融和團體

一 東京府社會事業協會融和部

東京府に融和團體を設立し積極的に融和運動を實施せよといふ要望は、昭和六年春頃から府下有志によつて熱心に唱へられてゐたが、府當局もその要を認め同年末に至り東京府社會事業協會内に融和部を設置して融和事業を實施することに決定し、爾來諸種の準備を進めてゐたが翌七年三月二日帝國農會講堂に於てその發會式を舉行した。

一、要覽

1 融和部趣意書

吾々はお互に人間として敬愛し、國民として尊重し合はねばならぬ。

主義と皮相見解は極力之を排除し、深き認識の下に其の實相を體感して遂に對策を講ぜねばならぬ。

茲に我が東京府社會事業協會は新たに融和部を設置して融和問題の解決に有効適切なる方策を講じ、同胞融和社會平和の實現を圖り共存共榮の成果を收めんことを期する次第である。而も夫れは明治維新の勢頭明治天皇より明示し給へる陋習打破の聖旨に副ひ奉つらんとする所以でもある。

府下同憂の士、幸に此の趣意を諒せられ、奮つて参加せられんことを希望する。

2 會則

第一章 名稱

第一條 本協會ハ財團法人東京府社會事業協會ト稱ス

第二章 目的及事業

第二條 本協會ハ東京府管内ニ於ケル社會事業ノ聯絡普及並其改良發達ヲ實シテ新事業從事者ノ獎勵ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ本協會ニ於テ行フ事業ノ概目左ノ如シ

一、社會事業經營者從事者其他一般篤志者ノ懇親及知識ノ交換ヲ圖リ新事業ニ對スル社會ノ趨勢ヲ汎ク振作スルニ努ムルコト

二、事業ノ調査研究ヲ爲スコト

三、實務ノ協議其ノ他各施設ノ聯絡統一方法ヲ講スルコト

四、事業ノ考究改善ニ資スル爲メ隨時團體會員相互並一般社會狀況ノ觀察ヲナスコト

らぬ。それは嚴として胃すべからざるものである。然るに吾々は同じ人間でありながら此の尊嚴を冒瀆し、同じ國民でありながら其の榮譽を蹂躪してゐるといふ悲しむべき事實の存在をしばしば觀せられる。即ち、單なる因襲的觀念によつて同胞の一部に對し不合理なる賤視、侮蔑、差別を爲す者があるといふ事實は其の最も著明なものである。實に一部の同胞は長い間封建的賤視的、觀念によつて被壓迫、被差別の痛苦を嘗め燃然たる文化から、或は人間生活の平和と幸福から隔離され社會的、經濟的其の他一切の生活に不平等なる待遇を蒙り、又受けつゝある。斯る悲惨なる事實を知る時吾等は單に一部の事として放任すべき問題ではない。嘗て自覺せる一部の同胞は水平運動の名の下に集團的解放運動を起し社會に一大衝動を興へた。而して他の一面に於ては社會正義の觀念、或は人類相愛、人格尊重の精神に基いて差別撤廃同胞融和の運動乃至努力が熱烈に行はれた。斯くて今や融和運動、融和事業の名の下に政府に於ては數十萬の國費を以て各種の方途を講じ、三十有餘の府縣自體として或は融和團體を設立して各々不條連なる差別の撤廢に、社會正義の實現に盡瘁せられつゝある現狀である。

讀つて我が東京府下には未だ偏狹なる感情固陋なる思想執拗なる差別事象の殘存してゐることは幾多の事例が之を證示してゐる是等不合理なる差別を排除して其の弊を絶滅することは國民共同の責務であり、又國運進展の要諦でもある。融和問題は重要な社會問題として其の解決の急務に迫られてゐる今日、吾々は放任

第三章 融和團體の組織と個別的活動

五、事業従事者ヲ慰養獎勵スルコト
 六、細民地区ノ改善ニ努ムルコト
 七、社会事業従事者ノ養成ヲ爲スコト
 八、會員タル社会事業團體ノ後援ニ努ムルコト
 九、會報を發行スルコト
 十、隣保事業、相談並紹介事業、宿泊及住宅供給、小資金融、授産、浴場及食堂事業等生活改善ニ關スル社会施設ヲ管理經營スルコト
 十一、救療事業ノ調査並實施
 十二、其ノ他前條ノ目的ヲ達スル爲テ必要アリト認メタル事項ヲ實施スルコト(中略)

第五章 役員
 第十條 本協會ニ左ノ役員ヲ置ク
 理事 十五名以内
 理事ノ内一名ヲ會長、二名ヲ副會長、一名ヲ常務理事トス
 會長ハ東京府知事ノ官職ニ在ル者、副會長ハ東京府内務部長並ニ東京府學務部長ノ官職ニ在ルモノヲ推薦ス
 常務理事ハ東京府社會課長ノ職ニ在ル者ヲ推ス
 其ノ他ノ理事ハ評議員會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選舉ス
 評議員三十五名以内 理事會ノ議決ヲ經テ會員中ヨリ會長之ヲ選任ス
 顧問若干名 會長之ヲ囑託ス
 監事三名以内 會長之ヲ囑託ス

幹事若干名 會長之ヲ任免ス
 第十一條 會長副會長常務理事ヲ除ク外理事ノ任期ハ二年評議員ノ任期ハ三年トス但シ再任ヲ妨ケス
 第十二條 補闕理事ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス評議員ノ補闕者ニ付亦同シ
 第十三條 理事ノ任期滿了ノ場合ニ於テ其ノ後任者ノ就職スル迄ハ仍ホ前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フモノトス(中略)

第七章 評議員會
 第十五條 評議員會ハ毎年一回之ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要アリト認メタルトキ又ハ理事會ヨリ請求アリタルトキハ臨時評議員會ヲ開クコトヲ得
 評議員會ノ招集開閉ハ會長之ヲ掌ル
 第十六條 評議員會ノ議長ハ會長之ニ當ル
 第十七條 評議員會ニ於テ行フ選舉ハ有効投票ノ多数ヲ得タル者ヲ當選者トス得票同數ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム
 第十八條 評議員會ハ評議員三分ノ一以上出席スルニアラサレハ會議ヲ開クコトヲ得ス但シ同一事項ニ就キ招集再開ノ場合ハ此限リニアラス
 第十九條 評議員會ノ議事ハ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
 第八章 會 員
 第二十條 會員ヲ分テテ左ノ三種トス
 名譽會員 學識名望アル者又ハ本協會ノ爲メ功勞アリタル者ニ

付評議員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ推薦ス

3. 役員

會長(知事) 香坂 昌康 副會長(内務部長) 金森 太郎
 副會長(學務部長) 安原 舜一 常務理事(社會課長) 六郷 政史
 理事 相田 良雄 外 十名
 評議員 北越 戒定 外 二十二名
 監事 中村 芳貞 常務幹事 岡 弘毅
 常務幹事 中島 千枝 融和部部長 宮地 久衛
 融和部主査 内田 親雄

二、昭和七年年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 八三五圓
 歳入 府補助金 二〇〇圓、一般歳入 六三五圓
 歳出 委員會費七五圓、講演懇談會費二一〇圓、講習會費一五〇圓、印刷費一〇〇圓、調査費一〇〇圓、國民融和日費二〇〇圓

2 事業計劃
 一、委員會 八回 二、講演會 二〇回 三、懇談會 二〇回 四、講習會 一回 五、文書宣傳 六、國民融和日誌 施設

三、昭和六年年度施行事業
 一、調査、研究、觀察
 種別別 回数又は場所 概況
 部落調査 一〇ヶ部落 部落概況調査
 二、講習會
 第三編 融和團體の組織と個別的活動

種別 回数 参加者 概況

創立總會 一 二〇〇 經過報告、趣意書朗讀、懇談
 委員會 二 一 事業計畫其他
 打合せ 三 一 事業執行其他付

三、普及宣傳に關する施設
 6 國民融和日
 種別 回数又は場所 數量 對象 備考
 ポスター配布 七〇〇 府下町村駐在所
 リフレット配布 四〇、〇〇〇 府下町村役場學校等
 講演會街頭宣傳 一 中央融和協會と合同主催

二 京都府親和會

本會は融和事業は單に部落其のもの、改善に止まらず、更らに一般民側の因襲的觀念の除去に對して運動を起し、兩々相俟つて、同胞間の親睦融和を圖らねばならぬとなし、大正十二年七月融和促進協議會を開き、融和團體を組織することに一決し、八月二十八日賤稱廢止の記念日をトして成立を告ぐる事となつた。爾來本問題のため眞摯なる運動が續けられてゐる。

一、要 覽
 1 趣 意 書
 惟ふに 先帝長くも四民平等を宣明し天地の公道を弘布し給ひ

しより既に五十餘年なるに拘はらず、今尙積年の弊習に泥み一部の者に對し社會的偏見を以て之を區別するの因襲其跡を絶たず、渾然たる融和の點に於て缺くる所あるが如きは遺憾之に過ぎず、而も其の根柢を深き因襲的差別觀念に存するの點からざるに稽へ益々世人の自覺に俟つもの多きを覺えずんばあらず、而して此の種の陋習たる其由來に於て何等合理的根據あるにあらざるのみならず共存共榮の天理に背き、社會の進展を妨ぐるに少なきからざるなり、今や内外の情勢協同一致益々國勢の進展を期すべき秋に當りて、吾人同志茲に本會を組織し同胞相愛の大義に基き、相互の人格を尊重し速に協同融和の實を擧げ相倚り相扶けて益々社會の福祉を増進せむとす。

冀くは同感有志の士、幸に吾人の微意を諒として進んで本會の趣旨に賛同せられ其の成果を期せむことを。

2 會 則

- 第一條 本會ハ京都府親和會ト稱ス
- 第二條 本會ノ事務所ハ之ヲ京都府廳内ニ置ク
- 第三條 本會ハ因襲的觀念ヲ除去シ同胞ノ親和向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ
 - 一、同胞融和親愛觀念ノ宣傳
 - 二、融和相愛ヲ妨ク可キ事象ノ除去
 - 三、其他本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項
- 第五條 本會ハ本會ノ趣旨ニ賛同シ本會ニ加入シタル者ヲ以テ會

員トス

- 第六條 本會ハ左ノ役員ヲ置ク
 - 會長 一名 副會長 二名
 - 理事 三十名以内 協議員 約五百名
- 本會ニ相談役ヲ置キ會長之ヲ委嘱ス
- 第七條 會長副會長ハ理事會ニ於テ理事ハ協議員會ニ於テ之ヲ選舉シ協議員ハ會長之ヲ囑託ス
- 役員ノ任期ハ二ケ年トス
- 第八條 會長ハ會務ヲ統括シ本會ヲ代表ス
- 會長ハ理事會及協議員會ノ議長トナル
- 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代表ス
- 第九條 理事ハ理事會ヲ組織シ豫算其他重要會務ヲ審議ス
- 第十條 協議員會ハ毎年一回之ヲ開ク
- 但シ會長ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時之ヲ開會ス
- 協議員會ハ會務ノ報告ヲ受ケ理事ノ選舉本會則ノ改廢並ニ決議ヲナシ會長ノ諮問ニ應ス又本會事業ニ關シ會長ニ建議スル事ヲ得
- 第十一條 本會ニ幹事若干名書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス
- 第十二條 本會ハ必要ニ應シ支部ヲ設クルコトヲ得支部ニ關スル規則ハ別ニ之ヲ定ム
- 第十三條 本會ノ經費ハ獎勵金寄附金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
- 本會ノ會計年度ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル

3 役 職 員

會長 齋藤宗宣 副會長 川久保 常次郎
 副會長 森 田 茂 理事 松下源三郎
 外 九 名

三、昭和六年度施行事業

幹事 林 敬三 同 森 梁 香
 書記 坂口直道 同 尾瀬盛之助
 同 中西清一郎 同 上村 茂

産業補助
 一、調査、研究、視察
 種 別 回数 参加者 概 況
 融和教育研究會 三 一八〇 各小學校男女教員
 優良地區視察 二 九五 靜岡縣及府下改善狀況
 融和教育視察 一 五〇 京都市教員團
 計 六回 三二五名

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1 豫算總額 一四、六三九
 歳入 補助金 一一、五〇〇圓(國庫五、〇〇〇圓、府五、〇〇〇圓) 中央融和事業協會 一五〇〇圓(雜收入一三九圓、前年度繰越金 三、〇〇〇圓)
 歳出 事務費 二、九三一圓、會議費(協議員會費八〇〇圓、理事會費一五〇圓) 事業費 五、一三八圓(講演會費八九五圓、懇談會費五二五圓、講習會費 一、七〇〇圓、文化講習會費 四〇〇圓) 調査費八〇〇圓、文書宣傳費八一八圓、補助費 五、五〇〇圓、支會及町村一、九〇〇圓、視察團三〇〇圓、育英一、七〇〇圓、産業一、六〇〇圓(豫備費二二〇圓)

2 事業計劃
 一、協議員會 二、理事會 三、講演會 四、懇談會 五、講習會 六、文化講習會 七、調査(社會並地區調査) 八、文書宣傳 九、支會及町村補助 一〇、視察團補助 一一、育英補助、一二

第三章 融和團體の組織と個別的活動

二、諸團體
 種 別 回数 参加者 概 況
 理事會 二 二二 豫算決算事業計畫
 地方幹事協議會 一 四〇 最近の全國的運動方針説明
 協議員總會 一 四〇〇 滿蒙移民に關する件(別項參照)及地方改善費増額の件陳情決議
 京都府下融和團體協議會 一 三五 各種事業の打合
 青年團代表者協議會 一〇 三五三 青年融和促進方策
 三、普及宣傳に關する施設
 1 講習會
 中堅講習會 一〇回 六二〇名 共同宿泊
 2 講演會
 種 別 回数 参加者 概 況
 啓蒙講演會 一七 二、五二〇 講師、森、坂口、尾瀬其他

婦人講演會 八〇、七五〇 同左
 琵琶利用講演會 七、四七五〇 和田冬花氏
 勸語記念講演會 一、五〇〇 綿貫哲雄、後藤静香
 遊廓講演 二、二五〇 小瀬、森
 (兒童講座) 二、三〇〇 坂口
 (青年講座) 二、〇〇〇 森、坂口
 (公民講座) 二、四六〇 松村、今西、土居其他
 計 五、一〇〇 九、五八〇名

3 懇談會
 種別 回数 參會者 概況
 啓蒙懇談會 二六一、二〇〇 役場、學校、各種團體、村有力者
 方面委員懇談會 二、一〇〇 對策、協議、融和思想徹底
 支部協議委員懇談會 二、一〇〇 支部事業方法、運動信念養成
 婦人懇談會 二、五五〇 指導者講習生、婦人團體幹部
 融和住宅親睦會 一、六〇〇 居住者の融和思想徹底
 計 三三一、五一五名

4 映畫會
 種別 回数 參會者 概況
 個人町村巡回映畫會 二、七、二五〇 大市民として融和觀念の徹底を期す
 中郷支會巡回映畫會 一、七、三五〇 差別觀念除去
 相樂巡回映畫會 五、四、一〇〇 青年團主催
 啓蒙映畫會 三、二、〇〇〇 坂口、上村
 住宅映畫會 一、六〇〇 居住者の向上、自覺

計 三四四、七六〇名

5 講師派遣
 講演會 六回 森、坂口、今西、尾瀬の諸氏

6 文書宣傳
 種別 回数 數量 對象 備考
 「融和時報」 一二、二〇〇、〇〇〇部 協議員其他 毎月配布
 「社會時報」 一、一、三〇〇 方面委員其他
 「融和」發行 三、三、〇〇〇 關係者 近畿融和聯盟より購入
 「俗語に就て」 一、〇、二〇〇 關係者 中堅青年講習會員
 「講習會に就て」 二、六、二〇〇 關係者 中堅青年講習會員
 計 二六、二二〇、五〇〇

7 國民融和日
 種別 回数 數量 對象 備考
 融和時報特 一、三、〇〇〇部 協議員、方面委員
 新聞配布 一、一〇、〇〇〇 婦人會、警察官
 傳文配布 一、一〇、〇〇〇 郡部小學校兒童
 市電乘換券廣告 一、二、〇〇〇枚 市内電車乗客
 興行館宣傳 一、一、九〇〇部 一般觀衆
 調話資料 一、七、〇〇〇部 小學校長
 府下一般 府下一般
 講師派遣 五

商店宣傳 一、二〇、〇〇〇 大丸吳服店
 街頭宣傳 一、一〇、〇〇〇枚 市民
 計 一六一、二六、七一九

4 内部宣傳に關する施設
 施行施設 回数 參會者 概況
 内部婦人自覺講習會 七ヶ所 六六〇 吉葉村其他
 内部自覺講習會 二ヶ所 八一〇 久世村其他
 計 一九ヶ所 一、四七〇名

5 差別事件對策
 種別 對策 解決條項 結果
 社交關係 一、不當なる差別的取扱 均等採用經濟的平等權獲得 全部解決
 經濟關係 二、扱を撤去せしむ

6 産業及經濟に關する施設
 種別 施行事業 事業數 概況
 産業獎勵助成 副業の講習會 七 事業費總額二、四五五圓
 生産機具購入 三 補助費一、二七〇圓
 職業輔導 職業懇談會 五 有力なる産業及經濟方策協議
 七、青少年及婦人融和運動
 1 青年融和運動
 同會組織外に和伊郡内二十餘町村青年團員を以て組織せる『大日本青年融和愛國聯盟』あり。
 2 婦人融和運動
 第三章 融和團體の組織と個別的活動

3 兒童融和教育
 組 組織 内容 施行事業
 京都市小學校教員會 會員 六〇〇名 巡回融和問題研究會
 融和問題研究會 會員 六〇〇名 資料作品配布研究會
 八、教育其他の獎勵助成
 種別 交付人員 補助費 備考
 教育獎勵 高等小學校 八一名 一、三二四圓 就學困難なる學
 補習教育 三八名 一、三二四圓 意に補助獎勵す
 計 一、九〇〇部 一、三二四圓

10 他團體との連絡提携に關する事項
 聯絡團體名 聯絡事項 概況
 近畿融和聯盟 融和運動の諸研究並各種事業に付提携實施す
 連誼率會、一如會 京都府融和團體聯合會として適時
 眞身會、洛南融和會 共同運動を行ひつゝあり。
 11、其他
 近畿融和聯盟 三回 高橋、森、尾瀬、阪口
 協議會派遣 指導者講習生 一三名 中央融和事業協會主催婦人
 指導者講習生 一三名 田中町青年夜間學校生徒に對し
 一教科書購入授與 四五部 府方面委員會長より融和事業に
 依頼狀送付 關して
 一五三

四、支部活動狀況

支部名	所在地	代表者	六年度事業概況
緩喜郡支會	井手警察署	署長	研究、講習、講演 融和日宣傳等
相樂郡支會	木津警察署	同	同
南粟田郡支會	龜岡警察署	同	同
船井郡支會	園部警察署	俵野 昌平	同
何鹿郡支會	綾部警察署	四方 豊松	同
天田郡支會	福知山警察署	署長	同
加佐郡支會	舞鶴警察署	岩田 正雄	同
與謝郡支會	宮津警察署	糸井 品藏	同
中郡支會	峰山警察署	署長	同

三 大阪府公道會

他府縣では、概して府縣單位の團體からはじめて、然る後に郡市町村に互つて支部を設置するといふ方針で進んでゐるが、大阪府では先づ郡單位の團體（誠和會）を組織し、その基礎の成りたる後に、更に是等を支部とする府單位の團體を結成す可く努力して來たが、三四郡に於ける既設團體たる誠和會を支部として、茲に昭和三年二月廿九日を以て同會を創立したのである。創立は他の關係府縣に比して甚しく遅れた感があるが、それは如上の理由に基いてゐて、創立後日尙ほ淺きも組織は良く完備し、堅實なる諸施設が著々進められ

つゝある。

一、要覽

1 趣意書

國運發展の道は國民をして協和親和の實をあげるに在り協和親和は社會連帶の觀念を養ふに如かず、一人の同胞其の處を得ざるものあれば何をもつて平和の發達を見るを得ん、畏くも 明治大帝は維新の初め五ヶ條の御誓文を發せられ、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべき宏謨を示させ給ひ、更に君民同治國民平等の大義を定めさせらる、爾來星移り歳變り茲に六十年階級の文物制度は燦として光を放つ誠に聖代の憲澤と謂ふべし、然るに舊來の陋習獨り今尙蟬脱せず慘苦に泣くの同胞を見る豈に忍ぶべけんや。

今や世界の風潮は人類愛を叫び、社會の平和、民人の福祉に努むるの時、我に民風和せざるものあり、同胞誼を缺くものあらんか之れ自ら濟ふの所以にあらざるなり、宜しく眼を邦家の大局に着けて舉國一致以て共存共榮の實を擧げざるべからず、斯の心即ち聖旨に對へ奉るの道たるを信ず、冀くは人間性の尊嚴に目醒め因襲偏見の弊を葬り、公明と平和を象徴する昭和維新の初めに吾人は日に進み日に新にして以て國家興隆の進運に副はんと欲す。同愛の士奮て贊同せられん事を望む。

昭和三年二月二十九日

大阪府公道會

第一章 名稱及事務所

2 會 則

第一條 本會ハ大阪府公道會ト稱ス
 第二條 本會ノ區域ハ大阪府下一圓トシテ事務所ヲ大阪府社會課内ニ置ク

第二章 目的及事業

第三條 本會ハ我國建國ノ大精神ニ基キ同胞相愛ノ趣旨ニ則リ舊來ノ陋習ヲ改メ國民協同親和ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス
 第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達センガ爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一、因襲的偏見ノ除去、同胞相愛觀念ノ普及宣傳
- 一、融和事業ノ講習會、講演會、懇談會等ノ開催
- 一、融和事業ニ關スル調査、研究、視察
- 一、生業資金ノ貸付、教育ノ獎勵
- 一、會報並ニ參考資料ノ刊行
- 一、其他本會ノ目的達成上必要ナル事項

第三章 會員及役員

第五條 本會ハ本會ノ趣旨ニ賛同スルモノヲ以テ組織シ會員ヲ分チテ左ノ二種トス
 一、通常會員（年額一圓以上ヲ納ムル者又ハ一時金五圓以上ヲ納ムル者）
 一、賛助會員（年額二圓以上ヲ納ムル者又ハ一時金十圓以上ヲ納ムル者）

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 會長 一名 副會長 二名
 理事 若干名（内常任理事若干名）

第三章 融和團體の組織と個別的活動

參與 若干名

幹事 若干名（内常任幹事若干名）

支部長 若干名 地方委員 若干名

會長ハ大阪府知事、副會長ハ大阪府學務部長並大阪府助役中社會事業事務擔任者ヲ推薦ス

理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

理事ノ内常任理事ハ會員之ヲ選任ス

參與、幹事、支部長地方委員ハ會長之ヲ委嘱ス

役員ノ任期ハ二ケ年トス、但シ重任ヲ妨ケス

補缺ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第七條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統理ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

會長副會長事故アルトキハ常任理事之ヲ代理スルモノトス

第八條 理事ハ理事會ヲ組織シ概ネ左ノ事項ヲ議決ス

- 一、歳入歳出豫算ヲ定ムルコト
- 一、同決算ヲ認定スルコト
- 一、本會ノ施設スヘキ事業計畫ヲ定ムルコト
- 一、本會則ノ改廢並諸規程ノ制定
- 一、其本会ノ積立及管理處分ニ關スル事項
- 一、其他重要ナル事項

第九條 參與ハ會長ノ諮問ニ答ヘ又意見ヲ述フルコトヲ得

第十條 幹事ハ會長ノ命ヲ受ケ庶務ニ従事ス

幹事ノ内常任幹事ハ有給トナスコトヲ得

第三編 融和運動

第十一條 地方委員ノ職務並ニ設置ニ關スル規程ハ會長別ニ之ヲ定

第四章 會議及總會

第十二條 本會ノ會議ヲ分チテ理事會參與會幹事會及地方委員會ト

第十三條 各會議ハ會長之ヲ召集シ其ノ議長トナル

第十四條 總會ハ毎年一回之ヲ開キ本會諸般ノ事項ヲ報告スルモノ

第十五條 理事會ノ權限ニ屬スル事項ニシテ臨時急施ヲ要シ會長ニ

於テ召集スルノ限ナシト認ムルトキハ會長ハ之ヲ專決處分シ次ノ

第五章 支部

第十六條 本會ハ必要ノ地ニ支部ヲ設ケコトヲ得

第六章 會計

第十七條 本會ノ經費ハ左ニ掲ケルモノヲ以テ之ヲ支辨ス

第十八條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日

第七章 補則

第十九條 本會ハ理事會ニ於テ四分ノ三以上ノ同意アルニ據ラサレ

ハ解散ヲ爲スコトヲ得ス

第二十條 會員ニシテ本會ノ目的ニ違背シ又ハ其ノ體面ヲ汚スト認

第二十一條 本會則ノ施行ニ關シ必要ナル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十二條 本會設立當初ノ理事ハ創立委員之ニ當ルモノトス

3 地方委員設置規定

第一條 本會ハ本會ノ目的ヲ達成セムカ爲メ必要ト認ムル地ニ地方

委員ヲ設置ス

第二條 地方委員ヲ設置スヘキ地域及其ノ員數ハ會長之ヲ定ム

第三條 地方委員ハ其ノ地域ニ於ケル會員中ヨリ會長之ヲ選任シ其

第四條 地方委員ハ會長ノ指揮ニ依リ其ノ地域ニ於テ本會ノ事業ヲ

第五條 地方委員ハ必要ナル場合數ヶ地域ヲ合シ委員會ヲ組織スル

3 役員

第六條 地方委員ハ其ノ職ヲ辭セムトスルトキハ直ニ會長宛之カ届

第七條 地方委員會ノ經費ハ適當ト認メタルトキ本會ヨリ支出スル

會長(知事) 縣 一 忍 副會長(學務部長) 崎山省吾
副會長 池川大次郎 常務理事 大坪 保雄
理事 前田宇治郎 他五十八名
幹事 上妻 宗廣 同 寺田 綠逸
同 奥 正三郎 書記 永井 環穂

二、昭和七年年度預算並事業計劃

1 豫算總額 一八、四〇〇
歳入 補助金九、五五〇圓(國庫四、五〇〇圓、府四、五〇〇圓、中
央融和事業協會五五〇圓)會費、五、〇〇〇圓、雜收入一五〇圓、繰
越金三、七〇〇圓
歳出 會議及總會費一、三〇〇圓(會議費六〇〇圓「理事會費一〇
〇圓、幹事會費一〇〇圓、委員會其他會議費四〇〇圓」總會費七〇
〇圓)事務費二、九七〇圓、事業費七、三〇〇圓(講演會費六〇〇圓、
講習會費一、六〇〇圓「婦人講習會費三〇〇圓、融和事業講習會費
一〇〇圓、青年講習會費三〇〇圓」懇談會費五〇〇圓、國民融和
日費九〇〇圓、融和時報費六〇〇圓、補習教育獎勵費四〇〇圓、獎
學費七〇〇圓、産業獎勵費六〇〇圓、調査研究費二〇〇圓、印刷費
四〇〇圓、宣傳費三〇〇圓、事業雜費五〇〇圓)婦人部事業費八
〇〇圓(支部事業費六〇〇圓、其他經費二〇〇圓)支部補助費五、七
〇〇圓、雜費三三〇圓

2 事業計劃

第三章 融和團體の組織と個別的活動

一、總會理事會及委員會(總會一同、理事會二回、地方委員會、婦
人部協議會、教育者研究會等、二、講演會、三、懇談會 四、融和
事業講習會二回 五、婦人講習會 六、國民融和日に於ける宣傳
七、育英獎勵事業 八、補習教育の獎勵助成事業 九、融和時報の
配付 十、調査並研究 十一、産業獎勵事業 十二、婦人部事業
十三、支部事業の助成 十四、印刷物の刊行配付 十五、其他

三、昭和六年年度施行事業

種別 回数 參會者 概況
融和事業研究會 二回 三〇名 公道會事業研究
視察 一回 六名 奈良縣初瀬町狀況
二、講習會
種別 回数 參會者 概況
理事會 一 三八名 公道會事業豫算
幹事會 一 三〇 事業遂行協議
計 二回 六八名
三、普及宣傳に關する施設
種別 回数 參會者 概況
婦人講習會 三五 三、二六〇 科目、融和問題、料理並美粧
融和事業講習會 二 三五〇 講師、椎尾、赤堀、山本、山上
大谷、前田
計 三七回 三、六一〇名

第三編 融和運動

2、講演會 融和事業促進 八五回 二二、二一〇名 一般及生徒二婦人會員に關する講演

3、懇談會 懇談會 二五回 參會者九七三名 町村有志、教育家、宗教家、婦人

4、映畫會 映畫利用講演 四〇回 參會者三七、一五〇 泉北郡南王子村

6 文書宣傳

種別 同敷又 敷 量 對 象 備 考

宣傳ビラ 一 五〇、〇〇〇枚 豊能郡各戸

パンフレット 一 五〇〇部 北區有志

融和促進パンフレット 二 一三、〇〇〇 府下一圓 實に目覺めよと感れる差別意識

計 四 六三、五〇〇

7 國民融和日

種別 同敷又 敷 量 對 象 備 考

講演懇談會 前後一週間 會員其他 融和精神を強く社會に反響せしむ

ボスター配付 一 六、〇〇〇枚 縣下各地

市電内ボスター 一 一、〇〇〇 同

市電乗換券宣傳 一 一〇〇、〇〇〇 同

リーフレット 一 一五〇、〇〇〇 同

通 一 職員、市町村 應員に知事依命通 長、警察署長 署長に事務部長に 通

計 八七、〇〇〇

四、内部自覺に關する施設

内部自覺に關する懇談會 五回 參會者三二〇名 内部自覺を正しく促すことに努む

五、差別事業及事件の對策

種別 對策 解決條項 結果

文書關係一、差別首辭六 嚴重交渉 講演會開催等 全部解決

團體關係一、經濟關係一 調 戒

住居關係一、計一〇

六、産業及經濟に關する施設

種別 施行事業 事業數 概 況

2 産業獎勵助成 絹物講習會 一 事業費總額一八圓 補助費五圓

3 生産資金貸付 生産器具購入 二 貸付金額一〇、〇〇〇圓利率四分二厘

七、青少年及婦人融和運動

1 青年融和運動 青年を中心とする講習會 同 右

研究發表大會 支部を單位として開催 各村より一二名宛代表者選出青年間に本問題に對する研究と理解を興ふ

青年を中心とする講習會 同 右 二日間共同宿泊本問題に對する青年の中

堅者を得又活動を促しつゝあり

2 婦人融和運動

組織 大阪府公道會 大阪府下各婦人團體其他 婦人懇談會、講演會

大阪府公道會 大阪府下各婦人團體其他 婦人懇談會、講演會

の事業 婦人中堅者養成講習會 府下各地より百名内外の婦人を集め中堅者養成に努む

3 兒童融和教育

施行事業 融和日其他に於ける學校調話 學校長並に受持教師より融和問題人格尊重に關する調話をなすも、系統的教育に付ては研究中

融和日其他に於ける學校調話 學校長並に受持教師より融和問題人格尊重に關する調話をなすも、系統的教育に付ては研究中

八、教育其他の獎勵助成

種別 交付人員 補助費 備 考

教育獎勵 五九名 五三一圓 高等小學校、補習學校

支部補助金交付 一二支部 五、二五五 豊能郡支部其他

計 五、七八六圓

九、他團體との連絡提携に關する事項

聯絡團體名 聯絡事項 概 況

中河内郡佛敎團△北 佛敎團中に融和部を設置し公道

河内郡佛敎團△北 佛敎團中に融和部を設置し公道

郡佛敎團△三島郡佛 會と合同の下に融和運動を實施

教和合會△河南自 表者出席し、相互聯絡提携を持

第三章 融和團體の組織と個別的活動

しつゝあり

大阪府聯合女敎員會 婦人部に委員として代表者を選

△愛國婦人會大阪府 出連絡しつゝあるのみならず機

支部△大阪府聯合婦 關紙に融和に關する記事を掲載

大阪府敎化團體聯合 講習會に代表者出席せしむると

青年團△處女會 共に各種會合の場合連絡しつゝあり

講習並に集合の場合融和に關する講演をなす

十、其他 職員派遣 一三回 支部總會、役員會、發會式等

講習員派遣 二回 二名 融和事業指導者講習會一名婦人講習會

委員制度 大阪府公道會地方委員設置規程(別記参照)に依り委員

を設置し各地方に於ける融和事業に従事せしむ。

四、支部活動狀況

支部名 所在地 代表者 六年度事業概況

北區支部 北區役所内 杉村 信義 豫算一、〇三四圓

浪速區支部 浪速區役所内 木村 稔 同 一、三三六圓

泉南郡支部 岸和田市 福原 正雄 同 一、〇三四圓

三島郡支部 元三島郡 茨木町 田畑 新吾 同 八四二圓

泉北郡支部 元泉北郡 古藤 増次 同 三〇〇圓

豊能郡支部	豊能郡池田町	森	寛	同	一、三三〇件
北河内郡支部	北河内郡枚方町	北野常次郎	同	同	九五一件
南河内郡支部	南河内郡富田町	杉田	密治	同	五二六件
中河内郡支部	中河内郡八尾町	小川	美三	同	三五〇件
堺市支部	堺市役所内	森本	仁平	同	八五〇件
東淀川區支部	東淀川區役所内	津山	直一	同	五八二件
住吉區支部	住吉區役所内	村尾	静明	同	四五〇件

四 神奈川縣青和會

大正十二年八月鎌倉町圓覺寺に於て縣主催の社會教化講習會が開催された。此の時、多大の感激を受けた講習員が自發的に一つの團體を組織することを申合せた。偶々日數を経て九月一日の大震災に遇ひ、縣下一般に莫大なる被害を受け爲に出先を摧かれた感があつたが、翌十三年の八月再び第二回の前記講習會が開催された時、開會第四日に同會場で本會の發會式が擧げられて、終に本團體の成立を見るに至り爾來夏季講座講習會、講演會、機關誌の刊行等の事業を行ひ尙縣下主要の地十二ヶ所に支部を擁し多大の成績を擧げてゐる。

一、要覽

1 設立趣意書

自治！自治！熱と愛！
 それはまことに人格完成の要諦である、私共は茲に此の要諦を唯一の信條として、先づ自己自身の品性を高め、進んでは社會のあらゆる人々を熱愛せねばならぬ。至心の要求の前に奮ひ起つた。現下の世相に直面すれば、私共は幾りにその心情を傷ましむる事實の多いのに驚く。けれども其の善にまれ、惡にまれ私共の組織する社會の出来事に對しては、連帶責任の觀念を以て之に當らねばならぬ。而して私共の爲すべきこと、將又爲さねばならぬ仕事は甚だ多いすべて社會進歩と人類愛の基調に立つて、社會上に於ける不合理な事象を改善し、心地よき社會、住よき社會とせねばならぬ。かゝる聖なる念願を懷いて我が「青和」は生れた、我が「青和」の使命は實に重大である。既に地上に其の自覺の第一歩を印した上は、我が「青和」の將來に對する責任の一に隨つて、私共の體面に在ることを切實に感ずる。まことに同じ理想の下に集つた同志である限り、着くば我が「青和」の聖なる念願をして圓滿成就せしめんことを。

大正十三年八月二十四日 神奈川縣青和會

2 規程

第一章 總則
 第一條 本會ハ神奈川縣青和會ト稱ス

二、目的

第二條 本會ハ自治、自律、熱と愛ノ信條ニ基キ人格ヲ尊重シ同胞間ノ因襲的偏見ヲ脱却セシメテ融和ノ促進ヲ圖リ社會生活ノ理想タル共存共榮ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス

三、事業

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一、融和促進上必要ナル調査研究
 - 二、縣内ニ於ケル同一目的ノ團體ノ聯絡ヲ圖ルコト
 - 三、總會、協議會、講演會、講習會等ヲ開催スルコト
 - 四、人事相談、職業紹介等ノ需ニ應スルコト
 - 五、會報及參考資料ヲ刊行スルコト
 - 六、其他本會ノ目的ヲ達スル爲メ特ニ必要アリト認メタル事項
- 第四條 本會ハ本部ヲ神奈川縣縣内ニ置キ支部ヲ會員二十名以上ノ所在地ニ置ク

五、會員

- 第五條 本會ノ會員ヲ分テテ左ノ二種トス
- 一、正會員 本會ノ目的達成ノ爲ニ奉仕セントスル同志
- 二、贊助員 本會ノ目的ヲ贊助スル篤志家
- 第六條 本會ニ入會セントスル者ハ其ノ旨申込ミ會長ノ承認ヲ受ク

六、役員

會員退會セントスルトキハ其ノ旨會長ニ届出ツヘシ

第四章 融和團體の組織と個別的活動

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 會長 一名 副會長 一名
- 理事 若干名 評議員 若干名

第八條 會長副會長ハ理事トシ會長ハ神奈川縣事務部長副會長ハ神奈川縣社會教育課長ノ職ニ在ル者ニ委嘱ス

第九條 理事ハ前條ニ依ル者ノ外正會員中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第十條 評議員ハ左ノ各項ノ一ニ該當スル者ニ就キ會長之ヲ委嘱ス

- 一、支部ニ於テ推薦シタル者
- 二、融和事業ニ關シ學識經驗アル者

第十一條 顧問ハ會長之ヲ推薦ス

第十二條 役員ノ任期ハ二ケ年トス但シ第八條ニ依ル理事ハ此ノ限ニアラス、補缺ニ因リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十三條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第十四條 役員ハ任期満了ノ場合ニ於テモ後任者ノ就職スル迄ハ其ノ職務ヲ行フモノトス

第十五條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク

書記 若干名 書記ハ會長ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス

第十六條 本會ハ毎年一回以上總會ヲ開ク

第三編 融和運動

七、理事會

第十七條 理事會ハ臨時會長之ヲ招集ス
第十八條 理事會ノ職務權限左ノ如シ

- 一、評議員會ニ附議スヘキ事項ヲ議定スルコト
- 二、豫算ヲ議定スルコト
- 三、決算ヲ議定スルコト
- 四、基本金ノ積立及管理處分ヲ議定スルコト
- 五、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メ理事會ニ附議シタル事項ヲ議定スルコト

八、評議員會

第十九條 評議員會ノ職務權限左ノ如シ

- 一、歳入歳出豫算ヲ議定スルコト
- 二、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メ評議員會ニ諮問又ハ附議シタル事項ヲ議定スルコト
- 事業執行ノ狀況ハ決算ト共ニ之ヲ評議員會ニ報告スルモノトス
- 第二十條 評議員會ハ毎年一回之ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時之ヲ招集スルコトヲ得
- 第二十一條 第十二條及第十四條ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス
- 第二十二條 役員會ノ議長ハ會長之ニ當リ會長事故アルトキハ副會長之ニ當ル
- 第二十三條 役員會ノ議事ハ出席役員ノ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

九、會計

第二十四條 本會ノ經費ハ會費補助金寄附金及其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十五條 本會々員ハ會費トシテ年額金一圓二十錢ヲ納ムルモノトス

第二十六條 本會ニ基本金ヲ設クルコトヲ得

基本金ノ積立及管理方法ハ役員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム基本金ハ役員出席三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ之ヲ處分スルコトヲ得

第二十七條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十八條 本會々則ノ變更ハ總會ニ於テ出席會員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ經ルヲ要ス

第二十九條 本會支部ニ關スル規定ハ各支部ニ於テ定ム

三、役員

- 會長 外山福男 副會長 越野菊雄
- 常務理事 植木俊助 理事 小山忠義
- 理事 保 尙義 同 森崎和二郎
- 同 藤川林藏 同 栗原富敏
- 同 中津川定次郎 同 松木平吉
- 同 都倉義知 同 田邊久衛
- 評議員 二十九名 囑託 青本信二

支會 一二支部 會員 九五〇名

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1 豫算 總額 六、三三〇圓

- 歳入 會費一、四四〇圓、補助金四、三五〇圓（内務省二、五〇〇圓、縣一、七〇〇圓、縣社會事業協會五〇〇圓、中央融和事業協會一〇〇圓）、寄附金五〇圓、雜收入五〇圓、繰越金四五〇圓
- 歳出 事務所費一、六八〇圓、事業費四、四一〇圓（會議費三五〇圓、講演會費三〇〇圓、巡回宣傳費三〇〇圓、指導獎勵費四〇〇圓、支部助成金五〇〇圓、育英獎勵金一五〇圓、機關誌發行費一、二〇〇圓、融和日宣傳費二五〇圓、パンフレット發行費二〇〇圓）豫備費一五〇圓、特別會計繰入金一〇〇圓
- 特別會計 基金豫算 總額 四二二圓八〇

2 事業計劃

- 一、總會並役員會（總會一回、役員會二回）
- 二、講演會（五回）
- 三、講習會（二回）
- 四、相互修養會（一〇回）
- 五、懇談會（一五回）
- 六、巡回宣傳（講演、浪花節、映畫等）
- 七、指導獎勵（圖書購入配布、副業獎勵、職業轉換者指導）
- 八、支部助成（助成金交付）
- 九、育英獎勵（高等小學、補習學校）
- 一〇、機關誌の發行（融和時報）
- 一一、パンフレット刊行、一二、國民融和日宣傳

三、昭和六年度施行事業

種別	回数	參加者	概況
融和問題研究會	一	九〇	足柄下郡内小學校教員
教育關係融和問題研究會	四	三九〇	愛甲、甲座、久良岐、三浦、橋本郡同
浪花節研究會	一	四〇	演者 光風庵老松

第四章 融和團體の組織と個別的活動

基督教關係者融和問題研究會

一 三〇 於縣廳
計 七回 五五〇名

二、諸會議

種別	回数	參加者	概況
理事會	一	六	
總會	一	一三〇	常務理事選舉會務等
評議員會	一	一	報告豫算計畫等
支部長會議	一	一〇	支部事業に付
計	四回	約一四六名	

三、普及宣傳に關する施設

種別	回数	參加者	概況
相互修養會	八	四三〇	六浦莊村其他
修養會	二	八〇	同
計	一〇回	五一〇名	

2.4 講演及映畫會

種別	回数	參加者	概況
講演會	一六	六六〇	秦野町會屋小學校其他
講演及映畫會	四	二、八〇	酒匂小學校其他
計	二〇回	九、四五〇名	
懇談會	五回	參會者二三名	秦野町其他
計	5	講師派遣	

第三編 融和運動

女子青年團總會 一回 參會者二〇〇名 足柄上郡川村

6 文藝宣傳

種別 別回数又ハ場所數量 對象 備考
印刷物配布 一 社會事業講習會員 於宮城野村

青和 六 會員其他 隔月發行

融和時報 一二三三〇〇 同 中央融和協會と合同

パンフレット 一 一〇〇〇 同 「融和への道」

計 一九回三、二〇〇

7 國民融和日

記念手拭、パンフレット、リーフレット配布及ポスター揭示

六、産業及經濟に關する施設

種別 施行事業 事業數 概況
1 職業輔導養免講習會 一回 受講者五〇餘名 於秦野町、講師山田

2 産業獎勵助成 織機購入 一ヶ所 織機三台購入 濱濱養免組合長

4 其他 内部産業振興 一回 參會者三〇名、專門 家關係者出席

七、青少年及婦人融和運動

1 青年運動 組織 內容 運動 概況
神奈川縣青年融和聯盟 縣主催融和講習終了 講演、懇談、辯論 生を以て組織す

八、教育其他獎勵助成

種別 交付人員 補助費 備考
育英獎勵金 四 一〇二四 補習學校

支部助成金 一二 三〇〇四 十二支部ハ助成

十一、其他

派遣 一回 二名 關東融和事業協議會、小田副會長植木 常務理事

四、支部活動狀況

支部名 所在地 代表者 六年度事業概況

六浦莊支部 久良岐郡 長島重三郎 講演會一回、修養會六回、總

宮前支部 橋樹郡 郡倉 義知 講演會二回、懇談會一回、修

浦賀支部 三浦郡 加藤小兵衛 講演會二回 懇談會一回

北下浦支部 三浦郡北 田邊 久衛 講演會二回 旅行一回

鎌倉支部 鎌倉郡小 成實 隱翁 懇談會一回、講演會一回、國民

瀨谷支部 鎌倉郡瀨 川口國太郎 修養會一回、映畫會一回、懇談

秦野支部 中郡秦野 植木 俊助 講演會二回、講習會二回、映畫

伊勢原支部 中郡伊勢 田中 音吉 講演會二回

高部屋支部 中郡高部 小澤 光男 講演會二回、修養會二回、映

五 兵庫縣清和會

同會は大正十二年十月創立、事務所を縣廳内に置き、一市 十三郡に支部を設置して全縣歩調を一にし、常に積極的にそ の事業を進めてゐる。

一、要 覽

1 創立趣意書

人類平等は天地の公道にして亦實に明治維新諸政改革の眼目た り、一國文化の發達社會人類の進歩一に應りて此の觀念に根源す 惟ふに我邦立國の精神たる君臣一系の體制は自由平等を原則と し國民は擧げて陛下の赤子にして此の間何等の差別觀念を容さず 然るに武門執政の餘弊は自ら階級的差別觀念を誘致し永く一の慣 習を成せり。

明治天皇英明御親政の初頭先づ此の弊を認められ五箇條の御誓 文を下して國政の大綱を示し給ひ天で太政官をして四民平等の布 達を發せしめ給ふ爾來歲月を閱すること既に五十餘年に及び國運 の發展亦昔日の比に非ずと雖も因襲の久しき今尙舊來の陋習に囚 はれ動もすれば國民融和の實を擧げ得ざるの憾あるは實に人道上

第四章 融和團體の組織と個別的活動

2 規 程

看過すべからざる所たるのみならず上仁慈なる叙慮に對し奉りて も洵に恐懼に堪へざる所なり抑も差別觀念の存する所眞に文化の 發達を期し難く眞に國家の富強を期し難し一部社會の者が向上的 精神を消磨し退嬰姑息の境遇に甘んずるが如き亦主として之に原 因せるが如し吾人深く刻下の時勢に鑑みる所あり縣民の一致協力 に依り從來の因襲的偏見の絶滅を期し各其の材を伸へ徳を磨くの 機會を得しめ一方地方改善上必要なる各種の施設を講じ以て社會 共榮の道を計り國民融和の實を擧げむことを期す異くは吾人の微 衷を諒とせられ本會の爲め直接間接の援助を寄せられんことを。

第一條 本會ハ兵庫縣清和會ト稱ス

第二條 本會ハ正義人道ノ觀念ニ基キ舊來ノ因襲的陋習ヲ打破シ 同胞融和ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、融和促進上必要ナル調査研究

二、縣内ニ於ケル同一目的ノ團體ノ聯絡助成ヲ圖ルコト

三、協議會講演會講習會等開催スルコト

四、人事相談、職業紹介等ノ需ニ應スルコト

五、會報及參考資料ヲ刊行スルコト

六、地方改善事業ノ指導獎勵ヲナスコト

七、其他理事會ニ於テ必要ト認メタル事項

第四條 本會ハ本部ヲ神戸市下山手通四丁目三十八番地（兵庫縣 社會課内）ニ置キ支部ヲ各郡市役所々在地ニ置ク

第五條 本會ハ本會ノ目的ヲ贊助スル個人又ハ團體ヲ以テ會員ト

ス團體加入ノ場合ハ其ノ團體員全部ヲ本會々員ト看做ス

本會々員中本會維持ノ爲メ寄附行爲ヲ以テ出捐スルモノヲ名譽

會員、特別維持會員及維持會員トス

一、名譽會員 一時ニ二百圓以上又ハ毎年五十圓以上五箇年間

納ムルモノ

一、特別維持會員 毎年會費五圓以上ヲ納ムルモノ

一、維持會員 毎年會費一圓以上ヲ納ムルモノ

第六條 會員タラムトスル者ハ住所氏名職業ヲ記載シ入會申込書

ニ調印申込ムヘシ但シ團體ノ場合ハ團體ノ規約豫算團體員數役

員氏名ヲ記載シタル入會書ニ代表者調印申込ムヘシ

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

總裁 一名 理事 十名

委員 各都市ニ若干名ツ、トス

理事ノ内一名ヲ會長二名ヲ副會長トシ一名ヲ常務理事トス

第八條 本會ニ顧問ヲ置ク事ヲ得

顧問ハ委員會ノ議決ヲ經テ之ヲ囑託ス、顧問ハ本會ノ事業ニ關

シ會長ノ諮問ニ應シ又自ラ意見ヲ述フルコトヲ得

第九條 總裁ハ委員會ノ議決ヲ經テ之ヲ推戴ス

會長、副會長、常務理事、理事ハ委員會ノ議決ヲ得テ之ヲ選任

ス、但設立當初ノ會長、副會長、常務理事、理事ハ發起人會ニ

於テ之ヲ定ム

委員ハ各支部ノ選定ニ依リ會長之ヲ囑託ス

但支部ノ設置ナキ都市ニ於テハ郡市長ノ推薦ニ依リ會長之ヲ囑

託ス

第十條 總裁ハ本會ヲ指導監督ス

會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

常務理事ハ事務ヲ處理シ會長副會長共ニ事故アルトキハ其ノ職

務ヲ代理ス

第十一條 理事會ハ會長之ヲ招集ス

理事會ノ議長ハ會長之ニ當ル

理事會ノ議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルト

キハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十二條 理事會ノ職務權限左ノ如シ

一、委員會ノ權限ノ屬スル事件ニシテ其ノ委任ヲ受ケタルモノ

ヲ議決スル事

二、委員會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ臨時急施ヲ要シ會長ニ於

テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認メタルトキ委員會ニ代テ議決ス

ル事

三、會長ヨリ委員會ニ提出スル議案ニ付會長ニ對シ意見ヲ述フ

ル事

第十三條 委員會ハ毎年一回之ヲ開ク但シ必要ニ應シ臨時之ヲ開

ク事アルヘシ

第十四條 委員會ハ會長之ヲ招集ス

委員會ノ議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルト

キハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十五條 委員會ニ於テ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ

一、歳入豫算ヲ定ムル事

二、決算ノ報告ニ關スル事

三、役員ヲ選舉スル事

四、規程改廢ニ關スル事項

五、基本金ノ積立及管理處分ニ關スル事項

六、其他重要ナル事件

第十六條 理事會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ臨時急施ヲ要シ會長

ニ於テ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ會長ハ之ヲ專決處分シ

次ノ會期ニ於テ理事會ニ報告スヘシ

第十七條 本會役員ノ任期ハ總テ二箇年トス

但シ再任ヲ妨ケス補缺ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ

殘任期間トス

第十八條 本會役員ノ任期滿了ノ場合ニ於テ其ノ後任者ノ就職ス

ル迄ハ前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フ

第十九條 本會ニ事務執行ノ爲メ主事及書記若干名ヲ置キ會長之ヲ

囑託又ハ任免ス

主事ハ會長及常務理事ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌リ書記ハ役員ノ命ヲ

承ケテ庶務ニ従事ス

第二十條 本會ノ經費ハ左ニ掲クルモノヲ以テ之ヲ支辨ス

一、寄附金

二、補助金

第四章 融和團體の組織と個別的活動

三、雜收入

第二十一條 本會ニ基本金ヲ設ケ基本金ノ積立及管理方法ハ委員

會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

基本金ハ委員會出席員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ之ヲ處分ス

ル事ヲ得

第二十二條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十

一日ニ終ル

第二十三條 本會ノ豫算ハ每會計年度開始前委員會ノ議決ヲ經テ

之ヲ定メ決算ハ其ノ終了後委員會ノ認定ヲ經ルモノトス

第二十四條 支部ニ關スル規程ハ各支部ニ於テ之ヲ定ム

第二十五條 本規程ハ委員會ノ議決ヲ經テ改廢スル事ヲ得

3 役員

會長 白根竹介 副會長 石建國次郎

副會長 川西清兵衛 常務理事 物部薫郎

理事 戸塚九一郎 同 中井光次

同 畑七右衛門 同 木村義吉

同 帆保昇證 同 大森楨太郎

同 今出茂吉 主事 小田直藏

囑託 内海正名 同 帆保昌範

同 金子念阿 同 瀨崎利雄

書記 宮地通雄

4 支部及會員數

支部 二四 會員 一、二〇、〇〇〇名

二、昭和七年度豫算並事業計劃

1 豫算總額 一五、七五〇圓

歳入、補助金一三、七五〇圓(内務省五、〇〇〇圓、縣四、七五〇圓、縣救済協會三、〇〇〇圓、中央融和事業協會一、〇〇〇圓)、會費三〇〇圓、寄附金一〇〇圓、雜收入一〇〇圓、繰越金一、五〇〇圓

歳出 事務費四、〇二〇圓、事業費一、三四〇圓(支部事業獎勵費一、七六〇圓、育英獎勵費二、〇〇〇圓、講演會費五〇〇圓、講習懇談會費一、〇〇〇圓、婦人講習會費四五〇圓、活動寫眞講演會費六〇〇圓、國民融和日宣傳費五〇〇圓、文書宣傳費三五〇圓、雜誌刊行費一、五〇〇圓、融和時報購入費二一〇圓、諸會合費一、〇〇〇圓、大會費一、〇〇〇圓、調査費四〇〇圓、表彰費七〇圓) 特別會計 退職資金豫算 總額 九三四圓 特別會計 退職資金豫算 總額 一〇、〇〇〇圓

2 事業計劃

一、支部事業獎勵 二、育英獎勵 三、講演會(數十ヶ所) 四、講習懇談會(十ヶ所) 五、婦人講習會(十ヶ所) 六、活動寫眞講演會(數十ヶ所) 七、國民融和日宣傳 八、文書宣傳 九、雜誌刊行(清和一二〇、〇〇〇部) 十、融和時報購入(一一、大會及諸會合) 一一、表彰 一二、職業講習會

三、昭和六年度施行事業

一、調査研究觀察

種別 同数 參會者 概況
融和問題研究會 二三 參會者 職業講習會狀況調査
研究會 一 一 清和會職員及社會課員
研究座談會 三 七〇 青年婦人融和聯盟に付
計 二八回 九〇名 揖保郡揖西村其他

種別 同数 參會者 概況
理事會 二 二六 豫算其他協議
委員會 一 一〇〇 會長以下出席
協議會 二 三六 大會開催の件其他
支部總會 一 五〇〇 於濱坂町公會堂
計 四回 一、七〇〇 明石市其他

種別 同数 參會者 概況
青年指導講習會 一 二五 揖保郡龍野町
婦人講習會 一五 二、八一〇 科目、洗濯法、作法、
融和問題婦人問題、
社會講座 八 二、一〇〇 科目、社會問題、融和
計 二四回 四、九三〇名 問題

種別 同数 參會者 概況
講演會 三五 三、二五〇 揖保郡班鳩町其他

講演懇談會 六 二七〇 稻野村其ノ他
計 四一回 三、五二〇名

種別 同数 參會者 概況
職員懇談會 一 二五 知事、部長、各課長、
懇談會 二 四八 會役員出席
計 三回 七三名 神戸市其他

種別 同数 參會者 概況
活動寫眞會 一九 一、四〇〇 美方郡熊次村其ノ他
活動寫眞講演會 八 四、七〇〇 加古郡社高女其他
映畫と講演の夕 九 三六、一六、一〇〇名 奥佐津村其他
計 三六、一六、一〇〇名

種別 同数 量 對象 備考
文書宣傳 八 八〇、〇〇〇 會員其他一般 每號一萬部
融和時報 一二 一二、〇〇〇 同 同 一千部
計 二〇回 九二、〇〇〇部

種別 同数 量 對象 備考
國民融和日 一 五、五〇〇枚 縣下一圓
フィルム宣傳 一 五〇、〇〇〇枚 同
ボスクーラー 一 一五〇、〇〇〇枚 同

第四章 融和團體の組織と個別的活動

リーフレット 一 三〇、〇〇〇部同
清和發行 一 一〇、〇〇〇同
依命通牒 同
計 九五、五〇〇

種別 對策 結果
四、内部自覺に關する施設
講演會、講習會 特に内部自覺を強調す。自覺の程度は被差別意識の認識にして、主として社會的進出(政治、經濟)を強調しつゝなり。

種別 對策 結果
五、差別事象及事件對策
差別言辭 三 神社關係 一 不當措置の糾弾結果
身元調査關係 二 經濟關係 一 問、戒告 新聞謝罪廣告、全部願未書配布、均等採用

種別 施行事業 事業數 概況
産業獎勵助成 農業、農産副産物、養蠶、小工業等 三二 事業費總額 七〇、五四二圓
補助費 九、〇〇〇圓

種別 交付人員又は團體 補助費 備考
教育獎勵 二四三一、九七九圓
支部事業獎勵 二〇、六六一、八九一、五四〇圓

第三編 融和運動

九、功勞者表彰

井上哲夫 美方郡兔塚村 表彰者 兵庫縣清和會長

一〇、他團體との連絡提携に關する事項

近畿融和聯盟、中國六縣融和事業協議會

十一、其他派遣

種別	同數	參會者	備考
婦人融和事業講習會	一	一	
京都府親和會總會	一	一	
全關西融和事業協議會	一	一	
近畿融和聯盟委員會	四	五	
計	七回	七名	

四、支部活動狀況

支部名	所在地	代表者	六年度事業概況
三原郡支部	三原郡市村元	妻鹿 信吉	支部大會、講演會四回、視察、表彰其他六五〇圓
多可郡支部	多可郡重春村	東田 經吉	婦人講習會二回、講習會二回、副業獎勵等三四二圓
赤穂郡支部	赤穂郡赤穂町	岡光 龜治	講習會二回、幹部會、大會二三〇圓
城崎郡支部	城崎郡豐岡町	足立 宗法	講習會一五回、視察大會、出席五八〇圓
武庫郡支部	西宮市元武庫	善塔 又次郎	講習會一回、大會出席其他一四〇圓
揖保郡支部	揖保郡龍野町	長谷川安太郎	講習會一回、二二四圓二七

出石郡支部	出石郡出石町	池田 吉太郎	社會講座、活動寫眞會二回、大會出席八三圓八九
飾磨郡支部	姫路市元飾磨	石見 卷治	副業獎勵のため香川縣視察、講演會三回、六三二圓
加東郡支部	加東郡河合村	栗津 正一郎	支部大會一回、視察一回、講演會二回、懇談會二回、三四四圓
水上郡支部	水上郡柏原町	宮垣 幸吉	視察一回、研究會一回、支部大會、講師補員哲雄氏、講習會一回、教育懇談會二回五三五圓
美方郡支部	美方郡村岡町	西村 藤十郎	婦人講習會三回、講習會二回、二九五圓
宍粟郡支部	宍粟郡山崎町	宮本 仙吉	講習會二一回、研究調查等六三〇圓
明石郡支部	明石市元郡役所	北井 喜三郎	協議會、懇談會、表彰其他
津名郡支部	津名郡志筑町	常平	大會出席、講演會五回、尙武會內
朝來郡支部	朝來郡山口村	山口 九郎	養父獎勵の爲め補助金交付講演會一回、協議會三回
養父郡支部	養父郡八鹿町	西村 齊一郎	活動寫眞會六回、協議會二回、大會出席
加古郡支部	加古郡加古川	(缺)	大會出席、講演會二回
川邊郡支部	川邊郡伊丹町	内藤 常二	活動寫眞會五回、教員懇談會六回、大會出席調查其他
美濃郡支部	美濃郡三木替	岩田 繁	職業講習會九ヶ町村講演會五回

神崎郡支部	神崎郡八千穂村	花岡 潤澄	職業講習會一回、講演會一回、協議會大會出席
佐用郡支部	佐用郡佐用町	原田 徳	講演會二回、大會出席
多紀郡支部	多紀郡篠山町	古川 岩太郎	副業獎勵二回、協議會二回、講習會三回
神戸市支部	神戸市社會課	黒瀬 弘志	同講習會三回、浴場經營講習會三回、活動寫眞講習會一五回、差別事件調停四件、國民融和日宣傳

六 埼玉縣社會事業協會事業部

埼玉縣社會事業協會は左記趣意書に基き、大正十二年三月創立す。爾來縣廳内に事務所を置き、主として縣下社會事業の連絡統一をはかり、併せて縣民一體の諧和親善を促進すべく、その活動を續けてゐた。然るに大正十三年三月十八日の評議員會を経て、更に地方改善事業に對する積極的運動の機關とすべく、事業部を新設するに至つた。爾來事業部規程並に協和委員會協議會設置規程により、協和委員を委嘱し種々の具體的運動を進めて融和實現のためにその活動を續けてゐる。

一、要 覽

1 趣意書

社會事業は社會連帶の思想を根柢として社會の疾患を除去し一般共同の福祉を増進せんが爲行はるゝ一切の努力なるが故に其の

第四章 融和團體の組織と個別的活動

對象亦千差萬様に於て社會の進化に伴ひ益々複雑多岐に亘るべきは當然なりと雖而かも其の間一脈の統制を有し相提携して目的の達成を期せざる可からず、從來縣下に於ける斯業の發達相當見るべきものなきにあらざるも概ね臨機施設に成るもの多く其の間連絡統制を缺き經營主體は互に個々獨自の主觀に立脚して時に或は孤立の状態を持するものあり、又或は局部的重複集せるものあり未だ何れも充分なる効果を發揮し得ざるの感なき能はざるを以て茲に新に埼玉縣社會事業協會を設立して既設社會事業の連絡統制を期し、施設相互の長短を補足すると共に普く大方の士と俱に社會の缺陷に對する綜合的合理的の研究調査を遂げ、更に新事業の普及と進展とを圖り以て廣く斯業の効果を社會に補充せんとす希くば社會正義を愛し社會連帶責任の念を重んぜらるゝ江湖の諸士此の徵衷を容れ齎て本會事業を翼賛せられんことを。

2 會 則

- 第一條 本會ハ埼玉縣社會事業協會ト稱ス
- 第二條 本會ハ事務所ヲ埼玉縣廳内ニ置ク
- 第三條 本會ハ埼玉縣内ニ於ケル各種社會事業ノ連絡統一ヲ圖リ併セテ縣民相互ノ融和親善ヲ促進スルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、社會事業相互ノ連絡ヲ圖ルコト
 - 二、社會事業經營主體ト篤志家トノ連絡ヲ圖ルコト
 - 三、社會事業ヲ指導誘掖シ且其經營方法ヲ補助スルコト
 - 四、社會事業ニ關スル講演會又ハ研究會ヲ開催スルコト

第三編 融和運動

- 五、社會事業ニ關スル行政ヲ製賛スルコト
 - 六、融和促進ノ爲事業部ヲ置クコト
 - 七、其他必要ト認ムル事項
- 第五條 本會ノ會員ヲ分チテ正會員賛助會員名譽會員ノ三種トス
正會員ハ縣下ニ於ケル社會事業經營主體トシ其ノ會費ハ毎年度豫算ヲ以テ之ヲ定ム
- 賛助會員ハ毎年金三圓以上ヲ五ヶ年間繰出スルモノ又ハ一時ニ金十圓以上ヲ繰出シタルモノトス
- 名譽會員ハ本會ニ功勞アルモノ及學識經驗アルモノ又ハ金百圓以上ヲ繰出シタルモノニシテ特ニ評議員會ニ於テ推薦シタルモノトス
- 第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
- 一、會長 一名 二、副會長 二名
 - 三、評議員 若干名 四、理事 若干名
 - 五、主事 若干名
- 第七條 會長ハ埼玉縣知事ノ職ニ在ル者ヲ推薦ス
會長ハ會務ヲ總理シ評議員會ノ議長トナル
- 第八條 副會長ニハ埼玉縣學務部長及埼玉縣會議長ノ職ニ在ル者ヲ推薦ス
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長故障アルトキハ之ヲ代理ス
- 第九條 評議員ハ會員中ヨリ會長之ヲ委嘱ス
- 第十條 評議員會ハ會長ノ諮問ニ應ヘ重要ノ會務ヲ審議ス
- 第十一條 評議員會ハ毎一年一回會長之ヲ招集ス、但シ必要ト認ム

- ルトキハ臨時之ヲ招集スルコトヲ得
- 評議員四分ノ一以上ヨリ會議ノ目的ナル事業ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ會長ハ評議員會ヲ開クコトヲ要ス
- 第十二條 評議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
- 第十三條 理事及主事ハ會長之ヲ委嘱ス
理事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ處理ス
主事ハ會長及理事ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス
- 第十四條 理事及評議員ノ任期ハ二ヶ年トス
但シ官吏ヨリ出テタル者ハ本縣在職期間トス
補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
- 第十五條 本會ハ書記若干名ヲ置ク
書記ハ會長之ヲ任免ス
書記ハ役員ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス
- 第十六條 本會ノ經費ハ會費其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
- 第十七條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル
- 第十八條 本會則ノ施行ニ必要ナル細則ハ會長之ヲ定ム
- 第十九條 本會則ハ評議員會ニ於テ出席者三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス
- 3 事業部規程
- 第一條 本會事業部ハ左ノ事業ヲ行フ
- 一、地方ニ於テ講習會講演會懇談會アル場合ニハ應ニ應シ講師

ノ派遣ヲ爲シ又ハ講師ヲ紹介スルコト

- 二、地方融和機關ノ幹部ノ會同ヲ求メ事業促進ニ關スル打合せヲ開クコト
 - 三、講習會講演會懇談會ヲ開クコト
 - 四、小冊子其ノ他印刷物ヲ頒布スルコト
 - 五、會報ヲ發行シ若ハ他ノ雜誌等ニ材料ヲ供給スルコト
 - 六、各方面ニ亙リ人材ノ登用ニ留意シ能ク限リ適材ヲ適所ニ周旋シ就業志望者ノ便宜ノ世話ヲ爲スコト
 - 七、修學中ノ故障ヲ排除シ其ノ成業ニ力ヲ添フルコト
 - 八、各種經濟的組合ノ利用ヲ促進スルコト
 - 九、移轉移住等ノ希望者ニ對シ便宜ノ取扱ヲ爲スコト
 - 一〇、委員ヲ設ケ必要ナル調査研究ヲ爲スコト
 - 一一、以上ノ外融和促進ニ關シ特ニ必要アリト認ムル事項
- 第二條 本會事業部ノ總旨ニ翼賛スル者ハ何人ト雖本會事業部正會員タルコトヲ得
- 第三條 本會事業部ノ會計ハ特別會計トシテ別ニ之ヲ處理ス
- 4 役員
- | | |
|-------|----------------------|
| 會長 | 福島繁三 |
| 副會長 | 上原參良 |
| 同 | 堤新六 |
| 評議員 | 高澤俊徳 |
| 理事評議員 | 外一九名
小川與之助
外三名 |
- 第四章 融和團體の組織と個別的活動

5 支會及會員數

- 支部 二 會員 二、五〇〇名
- 二、昭和七年度豫算並事業計劃
- 1 豫算 總額 七、一五一圓
- 歳入 獎勵助成金六、八〇〇圓(縣三、〇〇〇圓、國庫三、〇〇〇圓、中央融和事業協會教育獎勵金四〇〇圓、同産業獎勵金四〇〇圓)、預金利子五〇圓、寄附金一圓、繰越金三〇〇圓
 - 歳出 事務費二、五六〇圓、事業費四、三五〇圓(懇談會費二五〇圓、講習講演會費三〇〇圓、映寫會費三〇〇圓、調査研究費五〇圓、協和委員會費四〇〇圓、協議委員會費三五〇圓、地方事業援助費四五〇圓、獎學費八五〇圓、融和日費二五〇圓、會報費七五〇圓、職業輔導費四〇〇圓)、準備費二四一圓
- 2 事業計劃
- 一、懇談會 二、講習講演會(講習會一回、講演會二回) 三、映寫會二十ヶ所 四、調査研究 五、協和委員會四ヶ所 六、協議委員會 七、地方事業援助(二支部並埼玉青年融和同盟) 八、獎學(補習講義、高等小學) 九、融和日 十、會報刊行(毎月融和時報四千部) 十一、職業輔導(實業養兔、棕枳表)
- 三、昭和六年度施行事業
- 一、調査研究視察
 - 棕枳表副業調査二、同加工調査八、實業養兔調査二、養兔培養情況調査一二(以上は産業經濟に關する施設の項参照)
 - 二、諸會議

第三編 融和運動

種別	回数	参加者	概況
協議委員会	二	四二	議事、融和團體の施設事業計畫、融和日實施事項
協和委員会	四	二〇二、二四四名	議事、融和團體の施設、部落産業向上方策
計 六回			
三、普及宣傳に關する施設			
1、講演會	一回	九七名	縣共同、四日間、青年融和團體の設置を見る
2、講演會	九回	六、〇〇〇名	縣下、中、女、小學校等
3、懇談會	一回	八四〇名	町村吏員、名譽職、團體長、協和委員會同
4、映畫會	一回	九、五〇〇名	特に婦人多し
5、活動寫眞映寫會	一回	九、五〇〇名	特に婦人多し
6、文書宣傳	一回	二四八、〇〇〇部	融和時報埼玉版
7、國民融和日	一回	縣全體	東京及縣下各新聞
新聞掲載依頼	一回	縣全體	東京及縣下各新聞

種別	回数	数量	対象	備考
1、青年融和運動	一回	五四名	縣下	現在融和運動に對し青年の熱意なる意氣を投合して融和運動に新生面を開かんとす。
2、婦人融和運動	一回	四三名	縣下	家庭に於ける婦人の立場より融和運動を家庭に呼びかけ、斯道の發展に資せんとす。
3、青少年及婦人融和運動	一回	五〇名	縣下	「副業的經營實業養兔の奨め」
4、教育其他の奨勵助成	一回	八〇〇回	男三四名、女六名	尋常及高等小學卒業者
5、他團體との連絡提携に關する事項	一回	各種の會合に當り共同主催をなす		

座談會 養兔座談會

養兔獎勵 養兔配布	四二町村 配布人員五〇名、組合設立を奨励す。
文書宣傳 小冊子配布	縣下 「副業的經營實業養兔の奨め」
1、青年融和運動	現在融和運動に對し青年の熱意なる意氣を投合して融和運動に新生面を開かんとす。
2、婦人融和運動	家庭に於ける婦人の立場より融和運動を家庭に呼びかけ、斯道の發展に資せんとす。
3、青少年及婦人融和運動	「副業的經營實業養兔の奨め」
4、教育其他の奨勵助成	尋常及高等小學卒業者
5、他團體との連絡提携に關する事項	各種の會合に當り共同主催をなす

財團法人 調査研究

種別	施行事業	事業數	概況
1、實業養兔狀況調査	東京王子養兔園、浦和町養兔研究所、縣下養兔業者	一四	東京王子養兔園、浦和町養兔研究所、縣下養兔業者
2、支那活動狀況	支那名 所在地 代表者	六年度事業概況	講演、懇談、映畫會、祝祭、宣傳、專任職員の指導等
3、同北埼玉支部	北埼玉郡忍町 山井 兵吉 同		

七 群馬縣融和會

大正十五年一月十九日、各郡市長並に縣下有力者を集めて融和機關設置に關して協議した結果、同會設立の事が議決されたので、創立總會を開き、會則其他を決議し同二月十二日前橋市臨江閣別館に於て發會式を舉行した。

爾來各種の事業を着々と進め堅實なる成績を挙げつゝある殊に同會はその組織に於て他の團體と異り、水平社幹部を役員に列し、特に内部同胞の自覺と相互の協調に努めつゝあるは同會の特色と見るべきものである。

一、要覽

1 趣意書

人間社會の發展は全人類が和衷協同して共存共榮の實を擧ぐるに存する。